

川崎市文化財保存活用地域計画 (案)

令和5(2023)年11月

川崎市教育委員会

目 次

はじめに

1	計画作成の背景と目的	1
	(1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正 (2) 本市におけるこれまでの主な文化財保護の取組 (3) 計画作成の趣旨	
2	本計画の位置付け	4
3	計画期間	4
4	本計画で用いる用語	5
	(1) 文化財 (2) 歴史文化 (3) 文化財の調査 (4) 文化財の保存と活用	

第1章 川崎市の概要

1	自然的・地理的環境	8
	(1) 位置・面積 (2) 地形・地質 (3) 気候 (4) 生物環境	
2	社会的状況	12
	(1) 人口 (2) 産業 (3) 土地利用 (4) 交通 (5) 本市に所在する博物館施設	
3	歴史的背景	19
	(1) 市の成り立ち (2) 各区の特徴	

第2章 川崎市の文化財の概要

1	指定・登録等の文化財の状況	25
	(1) 指定・登録等文化財 (2) 川崎市地域文化財 (3) 未指定文化財	
2	市内に所在する文化財の概要	27
	(1) 有形文化財 (2) 無形文化財 (3) 民俗文化財 (4) 記念物 (5) 文化的景観 (6) 伝統的建造物群 (7) その他(産業遺産)	

第3章 川崎市の歴史文化の特徴

1	歴史文化の概要	37
	(1) 原始 (2) 古代 (3) 中世 (4) 近世 (5) 近代 (6) 現代	
2	川崎市の歴史文化の特徴	54
	(1) 丘陵で営まれた暮らし (2) 水辺に育まれた地域 (3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術 (4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちと賑わい (5) 日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市	

第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

- 1 これまでの取組と課題 57
 - (1) 文化財把握の方針 (2) 文化財の保護活用の基本的な方針
 - (3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備 (4) 個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方
 - (5) 関連文化財群/歴史文化保存活用区域の考え方

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組

- 1 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方 61
 - (1) 文化財の保存・活用に関する基本理念と施策の方向性
 - (2) 文化財の保存・活用に関する基本方針
- 2 文化財の保存・活用に関する現状と課題 62
 - (1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化 (2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備
 - (3) 文化財の普及と活用の推進 (4) 文化財の保存・活用の担い手の育成
- 3 文化財の保存・活用における個別の取組方針 70
 - (1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化 (2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備
 - (3) 文化財の普及と活用の推進 (4) 文化財の保存・活用の担い手の育成
- 4 文化財の一体的・総合的な保存・活用 73
 - (1) 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定 (2) 関連文化財群に関する事項
 - (3) 文化財保存活用区域に関する事項
- 5 文化財の保存・活用に関する取組 97
 - (1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化 (2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備
 - (3) 文化財の普及と活用の推進 (4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

第6章 文化財の保存・活用の推進体制等

- 1 本市の推進体制 105
 - (1) 文化財保護主管課 (2) 附属機関 (3) 川崎市文化財保護活用計画推進会議
 - (4) 市役所内関係部局や市関係団体 (5) 国、神奈川県、関連自治体との連携
- 2 市民との連携 109
- 3 教育・研究機関、企業との連携 110
- 4 計画の進行管理と評価 111

参考資料

- 1 本計画の作成経過 112
 - (1) 実施体制 (2) 作成の経過
- 2 文化財リスト 115
 - (1) 指定等文化財一覧表 (2) 地域文化財一覧表

はじめに

1 計画作成の背景と目的

(1) 文化財をめぐる社会状況の変化と法改正

文化財は、歴史の流れの中で、自然環境や社会、生活を反映して生まれ継承されてきた市民共有の財産です。地域の歴史や文化等を正しく理解するために、必要不可欠なものであり、魅力ある地域づくりの基礎となり、コミュニティの活性化に寄与しています。

しかし、近年の社会構造の変容や価値観の多様化により、文化財を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化や就業構造の変化に伴い、生活の中に息づいてきた文化財を次世代に継承することが難しくなっています。

また、世界的な気候変動に伴い、大規模な自然災害が頻発するようになり、文化財の防災対策や被災した場合の対処についても方策を講じておく必要が高まっています。

令和2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの生活様式を大きく変え、特に民俗芸能や地域の祭り等に関連する活動を縮小せざるを得ない等、文化財の継承にも大きな影響を残しました。令和5(2023)年5月に感染症法上の位置付けが変更され様々な活動が再開するとともに、コロナ禍をきっかけに文化財や文化芸術に関わる活動の社会的意義や重要性も見直されました。一方で、一度縮小した活動を再開することに課題も伴っています。

このような状況に対応しながら、文化財を次世代に伝えるためには、所有者や行政のみでなく、地域全体で文化財の将来を支える仕組みづくりが必要です。

近年は、未指定を含めた文化財を総合的に把握し、計画的に保存・活用した上で、まちづくりに生かすことが期待されています。これらの施策を着実に実行するため、平成30(2018)年の文化財保護法の改正により、市町村において文化財の保存及び活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」の作成と文化庁長官による認定が制度化され、文化財に関わる計画行政が法的な位置付けを持つことになりました。

(2) 本市におけるこれまでの主な文化財保護の取組

昭和34(1959)年8月 川崎市文化財保護条例制定

当時、著しい発展の最中にあった本市では、生活様式の変化とともに以前の景観や文化遺産等が急激に失われつつあったこと、市域で発見された考古資料が東京国立博物館や大学の所蔵となる等、市民にとって文化財が身近な存在となっていないことが課題となっていました。このことを考慮し、市民や学識者からの要望を受け全国的にも早い昭和34(1959)年8月に川崎市文化財保護条例を制定し、市として文化財保護の活動が法的に位置付けられることになりました。

この条例に基づき、文化財の専門家で構成される川崎市文化財審議会を教育委員会の附属機関として設置し、専門家の指導及び助言を得ながら市内の文化財の指定・調査・保存・活用を進めてきました。昭和36(1961)年9月に初めて市重要歴史記念物として絹本着色秀月禅尼画像(長念寺所蔵)を指定して以来、市の歴史文化にとって重要なものを文化財に指定してきました。

高度経済成長期には、市内の急激な都市化に伴い、失われつつあった民俗文化財や埋蔵文化財の調査を行い、記録保存に努めてきました。

昭和 42 (1967) 年 7 月 川崎市立日本民家園開園

現在の麻生区金程に所在した旧伊藤家住宅の保存運動から、当時急速に姿を消しつつあった江戸時代の民家を後世に保存するため、東日本の代表的な古民家を移築し、展示する博物館として開園（開園時の古民家は 3 件）しました。現在までに、25 件の文化財建造物が移築されています。

昭和 63 (1988) 年 4 月 川崎市市民ミュージアム開館

昭和 55 (1980) 年、市立博物館と現代映像文化センターの設立を目指して、それぞれの構想委員会が発足、昭和 58 (1983) 年に両計画を一体化し、昭和 63 (1988) 年に開館しました。開館以後、市域を中心とした地域の考古・歴史・民俗関係資料のほか、本市ゆかりの作家による作品、都市文化の形成に大きな役割を果たしてきた大衆文化を対象とした資料等の収集保管、調査研究を継続的に実施しています。令和元 (2019) 年に東日本台風による内水氾濫で被災し、現在休館して被災資料のレスキューや修復を継続しています。

平成 20 (2008) 年 3 月 「川崎市文化芸術振興計画」策定

「川崎市文化芸術振興計画」では、まちづくりに向けた文化環境の整備を行うこととし、「施策分野 3. 文化と教育・青少年」において文化財の保護を推進するとしました。

平成 31 (2019) 年に改訂された「第 2 期川崎市文化芸術振興計画 (改定版)」から引き続き、令和 6 (2024) 年に策定予定の「第 3 期川崎市文化芸術振興計画」においても、文化財の保存・活用を基本目標 1「文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり」の施策 2「地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進」に位置付けています。

平成 26 (2014) 年 3 月 「川崎市文化財保護活用計画」策定

平成 19 (2007) 年 10 月、地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保存・活用していくために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定することが望ましいとする文化審議会文化財分科会企画調査会の提言がなされました。また、平成 24 (2012) 年 10 月に川崎市文化財審議会から「川崎市の今後の文化財の保護活用に向けた提言」がなされ、これを受け、本市でも「川崎市文化財保護活用計画策定に向けた基本的な考え方」を平成 25 (2013) 年 1 月に取りまとめました。

その後、川崎市文化財保護活用計画検討委員会を設置して検討を重ね、平成 26 (2014) 年 3 月「川崎市文化財保護活用計画」を策定しました。

平成 27 (2015) 年 3 月 橘樹官衙遺跡群が市内初の国史跡に指定

近年の調査研究の成果として高津区千年の千年伊勢山台遺跡 [橘樹郡家跡]と宮前区野川本町の影向寺遺跡が橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されています。

平成 28 (2016) ～29 (2017) 年度には、将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理・活用・整備・管理運営体制等についての基本方針及び基準を定めた「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を策定しました。

また、平成 30 (2018) 年度には「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を策定し、これらの計画に沿って史跡の整備を進めています。

平成 29 (2017) 年 12 月 川崎市地域文化財顕彰制度創設

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、未指定の文化財の保存・活用を図るための独自の制度として「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設しました。

平成 30 (2018) 年度以降、地域の文化財の保存・活用を担う団体からの推薦を得て地域の文化財の掘り起こしを進めています。

(3) 計画作成の趣旨

平成 26 (2014) 年 3 月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」が令和 6 (2024) 年 3 月で計画期間を満了します。

川崎市は平成 29 (2017) 年には人口が 150 万人を突破し、新しい市民が増える中で、転入者の年代別割合は 20 代～30 代が全体の 7 割を占めています。また、令和 6 (2024) 年 7 月には、本市は市制 100 周年を迎えます。これを機に、川崎市の歴史文化を広く理解してもらえるような取組がより求められています。

このため、市域の歴史文化や文化財の特徴を整理し、新たにテーマやストーリーで分かりやすく示すこと等により、市民の歴史や文化財に関する興味関心を高め、行政だけでなく市民・市民団体や企業の活動とも連携しながら、地域全体でより充実した文化財の保存・活用を図るため、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づいて、「川崎市文化財保存活用地域計画」(以下「本計画」と言います。)を作成します。

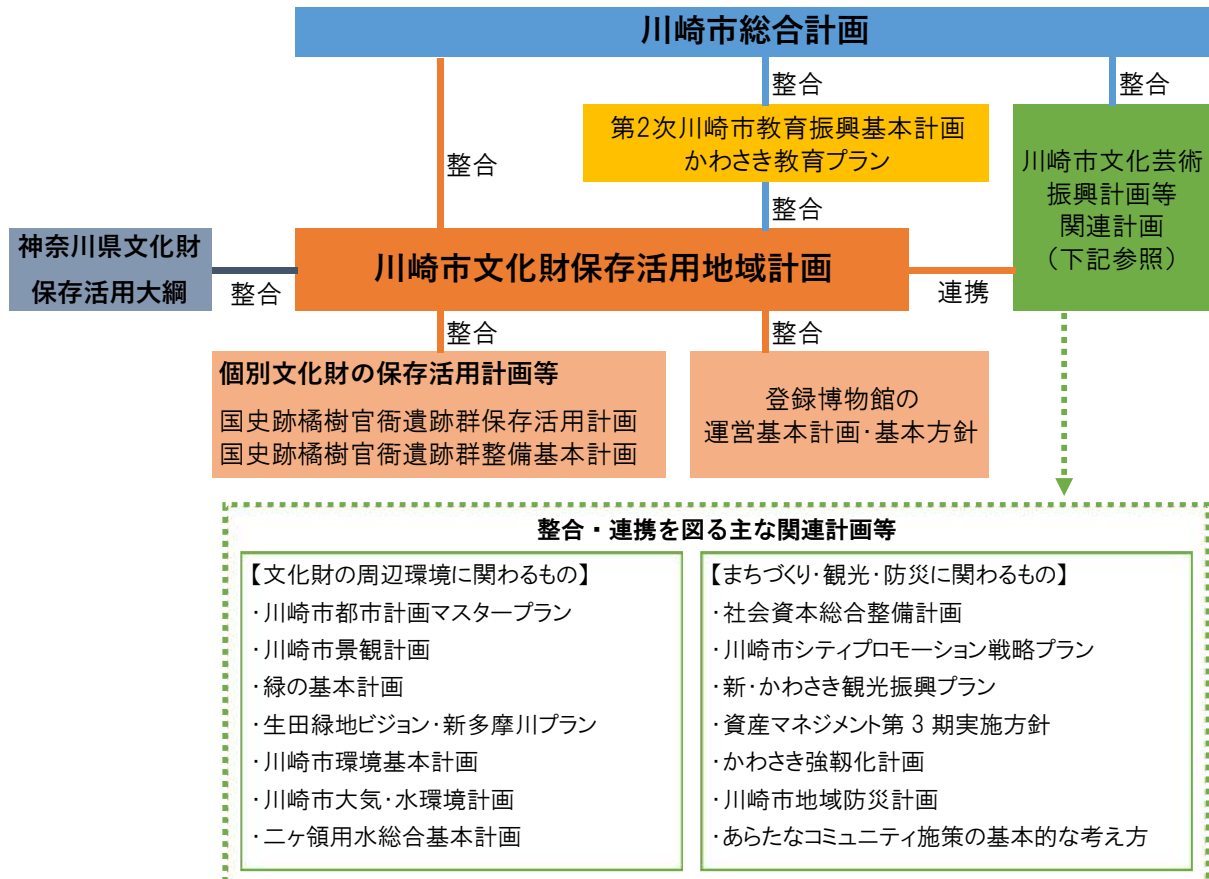
作成に当たっては、「川崎市文化財保護活用計画」に基づくこれまでの取組の成果や課題を明確にし、今後解決すべき課題に対し、方針や具体的な取組を定めます。

市の最上位計画である「川崎市総合計画」に掲げる都市の将来像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向け、地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定めるとともに、この方針に基づく取組により、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めることを目的とします。

2 本計画の位置付け

本計画は、「川崎市総合計画」や「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」と、「神奈川県文化財保存活用大綱」と整合を図るとともに、市内の関係部局の文化財に関わる計画との連携を図っていきます。

また、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」や「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」、登録博物館の運営基本計画や基本方針等の個別の文化財事業との整合を図ります。



※本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、必要に応じて計画の見直しを行います。

図1 本計画の位置づけ

3 計画期間

文化財の保存・活用は、文化財の次世代への継承という目的を達成するため、文化財の現状把握調査や保存修理等中長期的かつ、継続的な取組が必要なことから、計画期間を令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

なお、本市総合計画のほか関連計画等の改定の際には、計画内容の点検を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4 本計画で用いる用語

(1) 文化財

本計画で扱う「文化財」は、文化財保護法第2条で規定する文化財（6類型：有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）及び、文化財保護法第92条の埋蔵文化財、第147条の文化財の保存技術を指します。

この文化財には、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づき、保護されている「指定・登録等文化財」、川崎市地域文化財顕彰制度により決定している「川崎市地域文化財」、そのほか指定等がなされていない「未指定文化財」が含まれます。

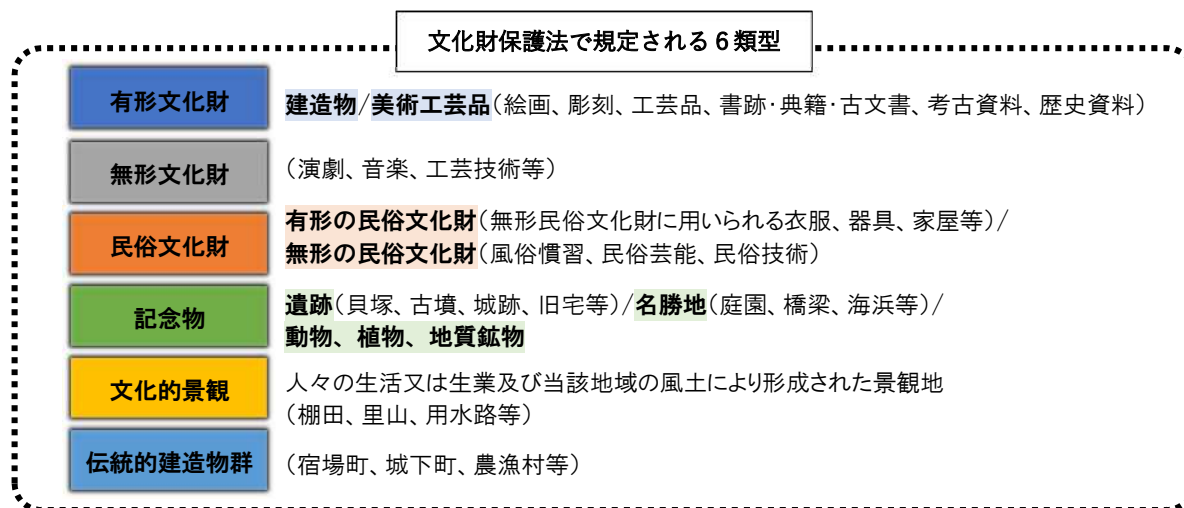
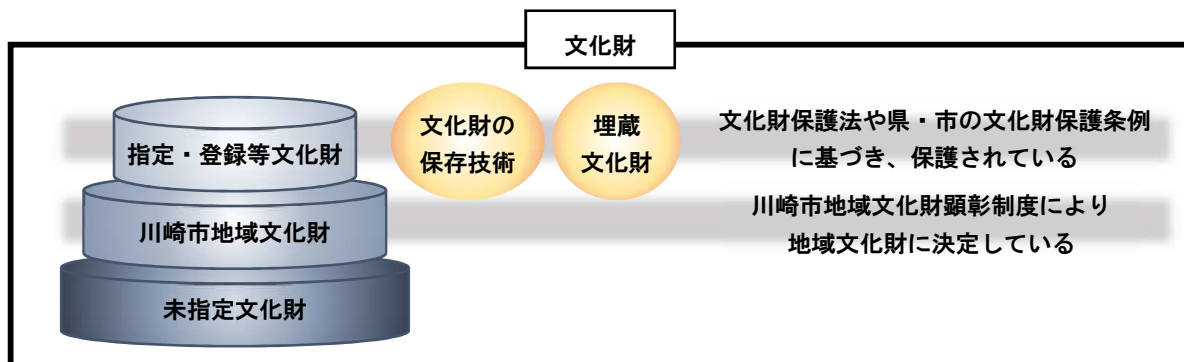


図2 文化財の種類

なお、川崎市文化財保護条例による文化財指定の区分及び川崎市地域文化財顕彰制度における文化財の類型と、文化財保護法及び神奈川県文化財保護条例による指定区分名称の相関は、図3に示すとおりです。

(2) 歴史文化

国は、平成24(2012)年8月発行の『「歴史文化基本構想」策定技術指針』において、歴史文化を「文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったもの」と定義しました。そして、文化財に関わる様々な要素を「文化財の周辺環境」とし、具体的には「文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等」を挙げています。本計画においても、国の定義に従い、「歴史文化」を文化財とその関連する諸要素が一体となったものとして捉えます。

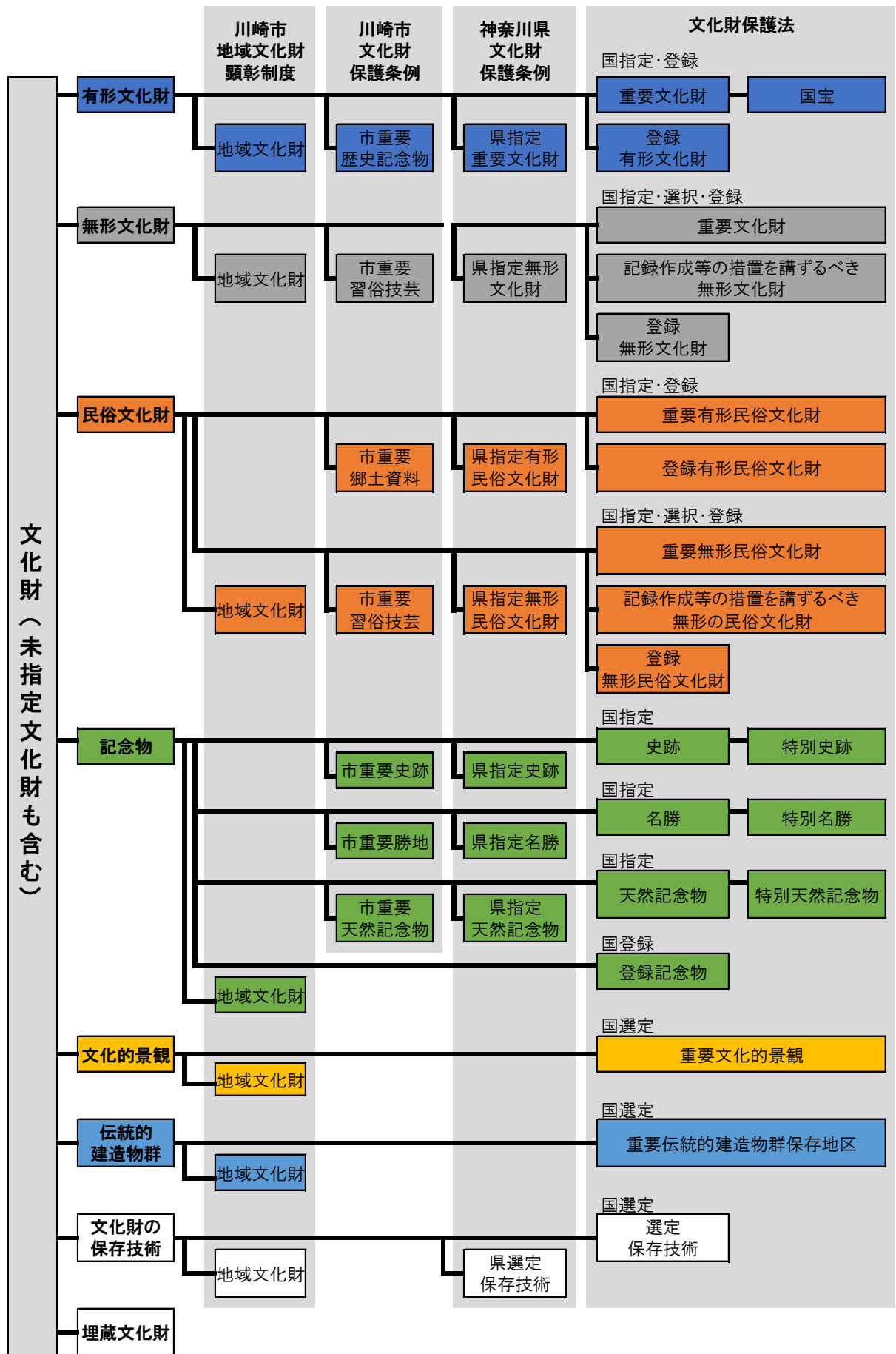


図3 本計画で扱う文化財の指定区分名称の相関

(3) 文化財の調査

文化財の調査には、次のような調査があります。

① 所在確認調査（悉皆調査）	どこにどのような文化財が所在しているかを把握します。
② 個別調査	文化財の価値を把握するための詳細な調査
③ 現状把握調査	把握している文化財の保存状況等現状を確認する調査
④ 発掘調査	埋蔵文化財については学術調査のほか、開発行為等により遺跡を現状のまま保存できない場合、記録保存のための調査を実施します。発掘調査は、現地の遺構の調査だけでなく、出土遺物の整理、調査報告書の刊行までが一連の調査です。

(4) 文化財の保存と活用

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と定めており、保存と活用は文化財保護の重要な柱です。文化財の活用は、その価値を多くの人々が共有し、確実に次世代へ継承していく一助となるとともに、保存の意義についての理解にもつながります。文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはなりません。このため文化財の保存と活用の好循環を生み出していくことが不可欠です。

文化財の種類・性質により保存・活用のあり方は異なりますが、概ね次のとおりです。

① 文化財の保存	主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること 具体的には次のような方法が考えられます。 ・適切な保管環境下で管理し、良好な保存状態を維持すること ・定期的な現状調査で状況を把握すること ・適切な保存修理を行うこと ・文化財そのものの保存が困難な場合に調査を行い記録保存すること
② 文化財の活用	主に、文化財としての価値を市民と共有し、文化財に親しめるようにすること 具体的には次のような方法が考えられます。 ・様々な方法で情報発信を行い文化財の価値を広く周知すること ・文化財の整備を行い、その価値を伝えること ・文化財を展示し、その価値を伝えること ・文化財の価値を踏まえて、新たな用途で使うこと ・文化財の価値を地域で活動する様々な主体が共有し、連携して積極的に利用すること

第1章 川崎市の概要

1 自然的・地理的環境

(1) 位置・面積

ア 位置

本市は神奈川県北東部に位置し、東京都心部・横浜中心部にほど近く、北は多摩川を隔てて下流部より東京都大田区・世田谷区・狛江市・調布市に相對し、北西部は多摩川右岸の稲城・多摩・町田の各市に接しています。また、南は横浜市鶴見・港北・都筑・青葉の各区に接し、一部は鶴見川の本支流を境界としています。

イ 面積

本市は、おおよそ東西が 31km、南北が 19km で、北西部の丘陵地を除いて起伏が少なく、比較的平坦な地域で、面積は 144.35km²です。

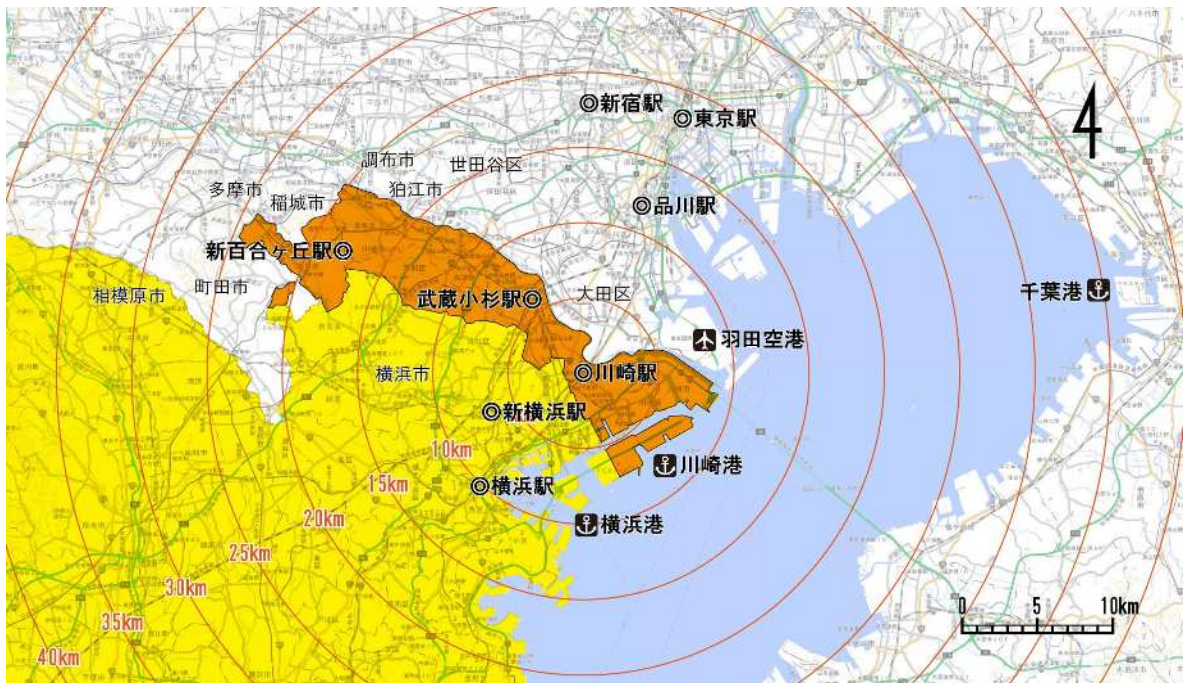


図4 川崎市の位置図／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

(2) 地形・地質

ア 地形

市域北西部に広がる多摩丘陵は、関東平野の西部に位置し、東京都八王子市から神奈川県横浜市まで南東に向かって広がる丘陵です。市域の標高は最西部付近で最も高く 148 mに達しますが、南東部に向かって次第に低くなり、丘陵の北側縁辺は急峻な崖地形を形づくっています。丘陵は、多摩川水系の三沢川、五反田川、平瀬川等や、鶴見川水系の矢上川、有馬川、真福寺川、麻生川、片平川等の小河川により開析され、分岐した小丘陵に細分化されています。多摩丘陵の東方には、丘陵地と 20mの比高差を持ち、緩やかな傾斜を示す下末吉台地が展開しています。この台地も多摩川支流の平瀬川、鶴見川水系の矢上川や有馬川等により開析され、分岐した小台地に細分化されています。

市域のほぼ東半分には、多摩川・鶴見川水系によって形成された谷底低地や三角州の平野が広がっています。多摩川中流域には、川筋の蛇行が原因の自然堤防と後背湿地の組み合わせによる自然堤防帯型平野が形成されています。下流域では、下末吉台地の南東に広がる低地に、標高 35mの独立丘陵である加瀬山が存在する以外は、東京湾の波浪や沿岸流によってかつての汀線に沿って形成された三角州平野が広がります。海成の砂州の微高地上には旧東海道が通っており、その東には高度 2m以下の低地が広がっています。

多摩川河口から横浜市に続く東京湾に面する臨海部の開発は近世から始まり、大正時代から大規模に行われた工場用地の埋立地が広がっています。

イ 地質

丘陵地と台地の地表は関東ローム層に覆われていますが、基底部は不透水層の上総層群飯室層で形成されており、その間には、おし沼砂礫層が堆積し丘陵地の湧水を生み出しています。



図5 川崎市の地形区分図／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

(3) 気候

市域は北緯 35 度 28 分（川崎区扇島）から北緯 35 度 38 分 23（多摩区菅野戸呂）の間にあって四季の変化に富み、比較的温暖な気候ですが、近年の年平均気温は、市内 3 地点（大師、中原、麻生）の全ての地点で上昇傾向が現れています。

真夏日（日最高気温が 30℃以上の日）、猛暑日（日最高気温が 35℃以上の日）及び熱帯夜（日最低気温が 25℃以上の日）の日数は増加傾向で、冬日（日最低気温が 0℃未満の日）の日数は減少傾向にあります。

降水量は、丘陵部では増加傾向が現れていますが、低地部で変化傾向は見られません。日降水量 50mm 以上の日数は、増加傾向が現れていますが、降水日数に変化は見られません。

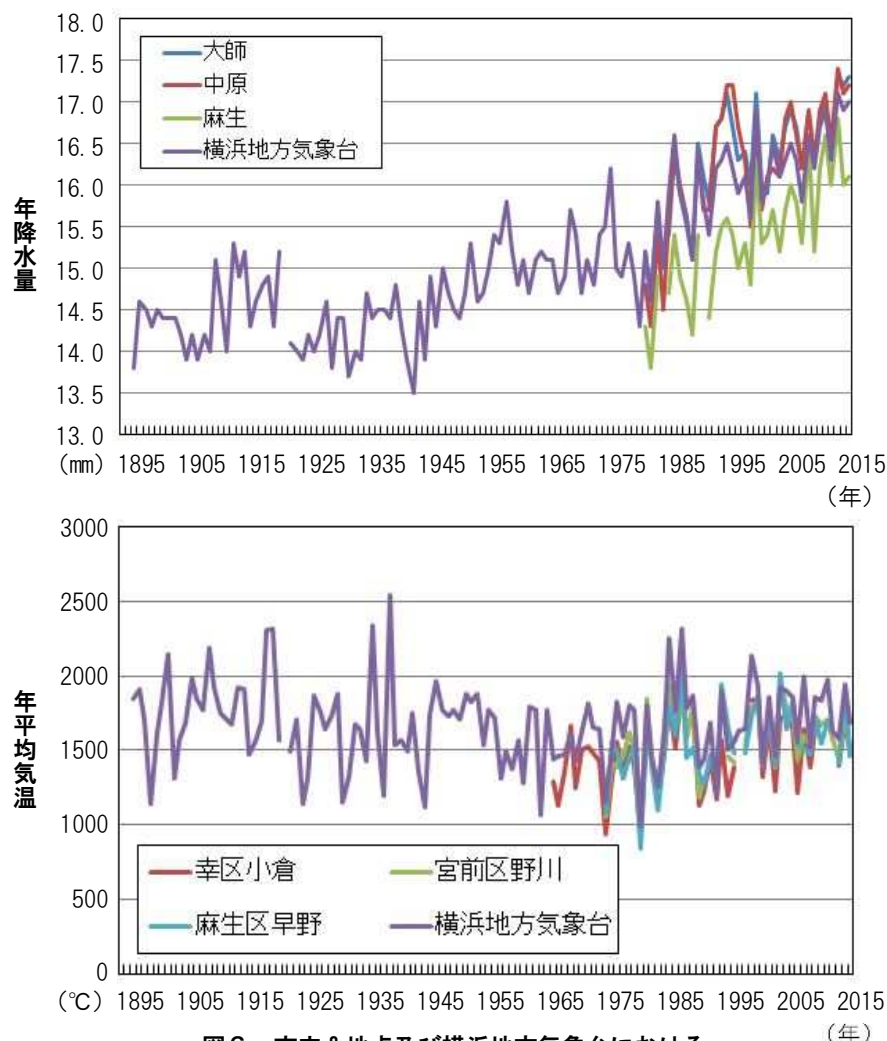


図6 市内3地点及び横浜地方気象台における年平均気温（上）と年降水量（下）の経年変化
/出典：川崎市気候変動情報センター「川崎市気候変動レポート 2020」

(4) 生物環境

ア 植生

多摩丘陵東端部の雑木林は、江戸時代以降、薪炭林としての利用のため、薪炭材となるコナラが選ばれて管理されてきたことから、市内の台地や丘陵地の斜面部分にはコナラの多い雑木林が分布しています。昭和 30 年代以後、生活に必要なエネルギーが石油・ガス・電気に変化すると、コナラ林が管理されなくなり、植生遷移が進み常緑樹林の面積が増えています。市域のコナラ林では、高木層にコナラのほか、クヌギ、ヤマザクラ、イヌシデ、ミズキ、ハリギリ、シラカシ等の樹木が茂り、中高木層にはコブシ、エゴノキ、マルバアオダモ、ヒサカキ等、低木層にはヤマツツジ、マルバウツギ、ムラサキシキブ、ヤブムラサキ等の樹木が見られます。林床にはアズマネザサが密生していることが多いですが、近年は里山の自然を保全する市民活動団体等によってスマレや野生ラン、多摩丘陵在来の植物が保全されるようになってきています。



雑木林



ハンノキ林

イ 水辺環境

市域の丘陵地基底部分の上総層群飯室層の表面を伝って浸みだす湧水が谷戸の谷底部の水源となっています。早くから都市化したことにより谷戸の水辺が消失していったこと、丘陵地形が複雑なことが理由で、湧水の流出量は多くありませんが、少ないながらも湧水環境が保全されている谷戸では、ホトケドジョウやカワニナ、ホタル等が生息しています。

多摩川中下流域の河川敷は、様々な形で利用され、人の利用頻度の高い場所では在来の植物群落が消滅し、生命力の強いハルガヤ、ネズミムギ、シロツメクサ等外来種が繁茂しています。

川岸には上流から運ばれた豊かな土が堆積し、ヤナギ類を中心に自然に近い林（河畔林）ができています。これらの木々は川を吹き抜ける強風によって、倒木や枝折れし、出水により常に姿を変えています。

中下流域では約130種の鳥が確認され、そのうち水辺の鳥が約半数を占めており、通年でアオサギ、コサギ、カワウ、カワセミ等、秋から春にかけてはカモ類が見られます。

河口には砂浜や干潟があり、ヨシ、オギ、アイアシ等のヨシ原の植物やアシハラガニやクロベンケイガニ等のカニ類、塩沼地にはシオクグ、ホソバハマアカザ等が生育しています。砂浜のハマヒルガオやオカヒジキ、ツルナ等自然河岸の名残もみられます。鳥類はシギ、チドリ類、カモメ類のほか、絶滅危惧種のコアジサシ等も確認されています。



多摩川河口のヨシ原



ハマヒルガオ

2 社会的状況

(1) 人口

令和5（2023）年7月1日現在の川崎市の人口は、1,544,893人となりました。

各年10月1日現在の人口の自然増加比率〔自然増加比率＝（出生数－死亡数）÷人口総数〕は、21大都市（東京都区部と政令指定都市）の中で、昭和61（1986）年から35年連続1位です。

また、市民の平均年齢も大都市中、最も若く、生産年齢人口（15～64歳人口）割合が最も高いことが特徴です。

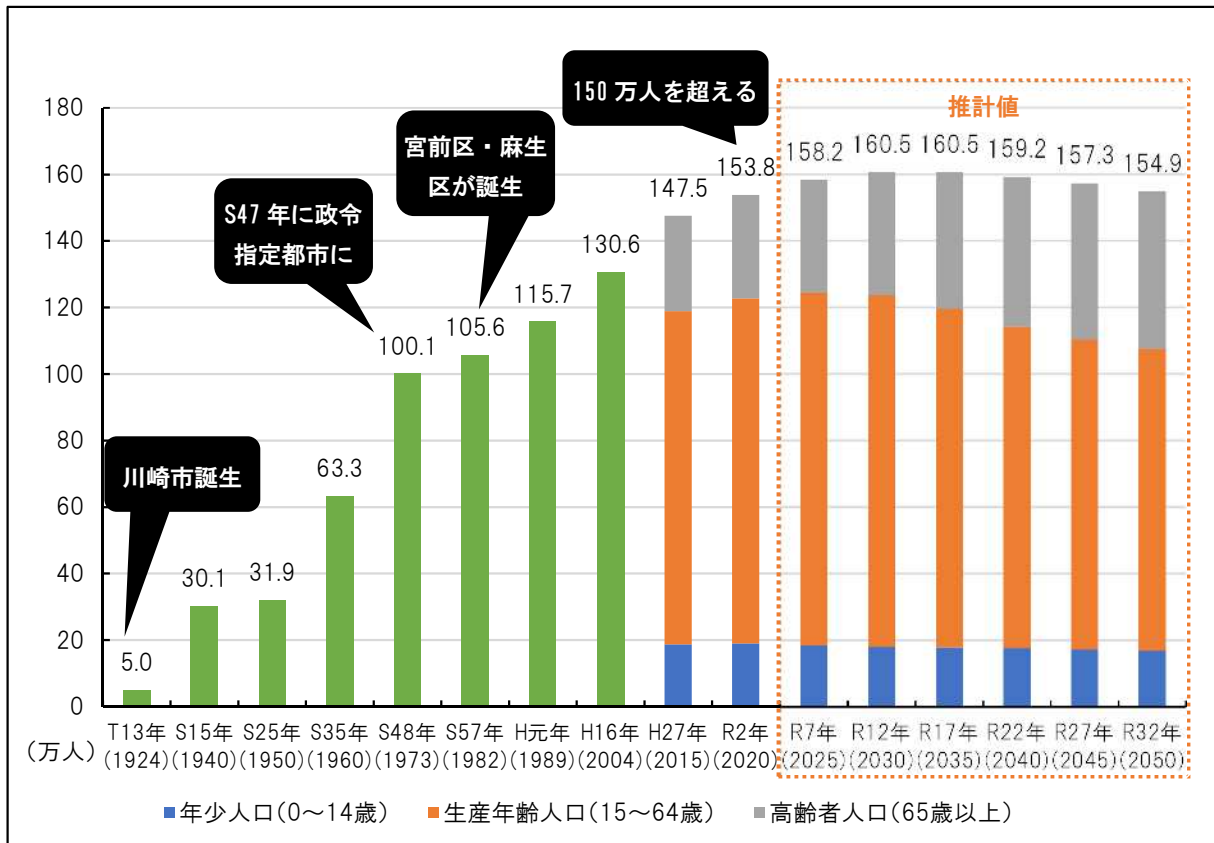


図7 川崎市の将来人口推計/出典：川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）

※千人未満は四捨五入して記載している。

(2) 産業

ア 産業構造

近年は情報通信産業や医療・福祉分野の産業が増加してきており、相対的に全産業中に占める工業の割合が低下してきています。しかし、依然として、全国平均と比較しても工業が重要な地位を占めています。

市の従業者数の推移は、平成 21 (2009)年に 517,728 人であったものが、平成 24(2012)年には減少し、その後、平成 26(2014)年には増加し、554,757 人となり、2016 年(平成 26)年には 10,945 人減少しています。

平成 28 年(2016)の従業者数は、平成 26 (2014)年と比べると減少しているものの、平成 21 (2009)年、2012(平成 24)年比では高い水準で推移しており、比較可能な平成 21(2009)年以降においては、総じて増加の傾向にあるといえます。

産業別従業者数の推移を見ると、製造業を含む第 2 次産業は平成 21(2009)年度以降、減少傾向にあります。

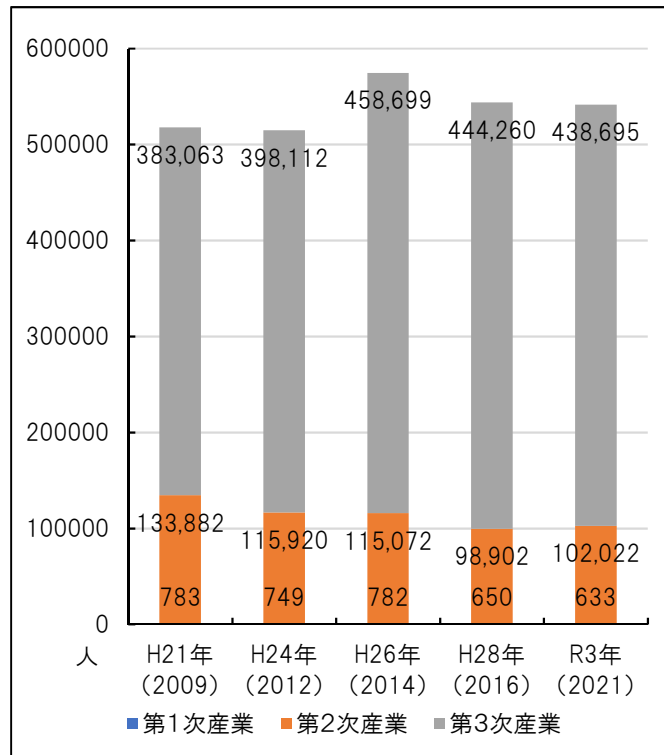


図8 川崎市の産業別従業者数(人)の推移 / 「経済センサス-活動調査結果」より

イ 工業

川崎市は京浜工業地帯の一翼を担い、臨海部には石油・化学・鉄鋼等の重化学工業や、ライフイノベーション等先端産業に関連した企業、内陸部には電気機械・電子機器等高い技術や技能を持った、付加価値の高い製品を生み出すことのできるものづくり企業が集積しています。本市の製造業は、事業所数、従業者数は減少傾向にあるものの、高度な技術力や研究機関の収益を背景に生産性の高い事業所が立地しており、工業統計によると、従業者 1 人当たりの製造品出荷額・付加価値額は全国でもトップレベルに位置しています。

また、研究開発型企业、民間の研究機関が集積していることが本市の特徴であり、加えて高度な技術・技能を持った中小企業や ICT 関連企業も数多く立地しています。

ウ 農業

のらぼう菜や万福寺ニンジン(万福寺鮮紅大長人参)といった伝統野菜、葉物野菜や果樹、ハナモモやパンジー等の花卉等が生産されています。梨のもぎとりや芋掘り等観光農業や生産者直売、体験農業を通じた住民と農家の交流が盛んな典型的な都市農業です。しかしながら、市街地周辺の農地の宅地化等、都市化の進展の中で、農家数、農業就業人口、経営耕地面積とも減少の傾向が続いています。

エ 商業

本市の小売業の事業所数と従業者数の推移を、比較可能な平成 21（2009）年以降について見ると、事業所数は平成 24（2012）年には若干減少しましたが、以降は 7,000 事業所前後で推移しています。従業者数は、平成 24（2012）年までは 70,000 人弱でしたが、平成 26（2014）年には 70,000 人を超え、平成 28（2016）年は 70,171 人となっています。

従業者規模別に事業所数の増減を見ると、「1～4 人」の減少が大きい一方、「5～9 人」や「10～19 人」等で増加しています。また、従業者規模別に従業者数の増減を見ると、「200～299 人」が大きく増加しています。

オ 観光

川崎市は、東京や横浜、羽田空港等に近接し、アクセスに恵まれていることから、厄除けで有名な川崎大師、クヌギやコナラの林が広く分布し、多様な植物や野鳥が生息する川崎市内最大級の自然の宝庫「生田緑地」、向ヶ丘遊園跡地の川崎市ばら苑、「川崎市岡本太郎美術館」、「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」、「ミュージア川崎シンフォニーホール」等の文化施設、「川崎市立日本民家園」、「川崎市青少年科学館」等の博物館施設のほか、多数の工場が密集する臨海部地域では、夜間にプラントに作業用の明かりが灯り、その夜間景観（夜景）は「工場夜景」として観光資源となっています。

(3) 土地利用

令和2(2020)年度の自然的土地利用面積は2,046haで、全市面積の14.2%となっています。一方、都市的土地利用面積は12,389haで全市面積の85.8%に上っていることから、極めて都市化が進んだ土地利用構成であることがわかります。都市的土地利用の内訳を見ると、住宅系土地利用が4,932ha(34.2%)と最も多く、都市的空地3,463ha(24.0%)、その他の建築用地1,780ha(12.3%)が続いています。

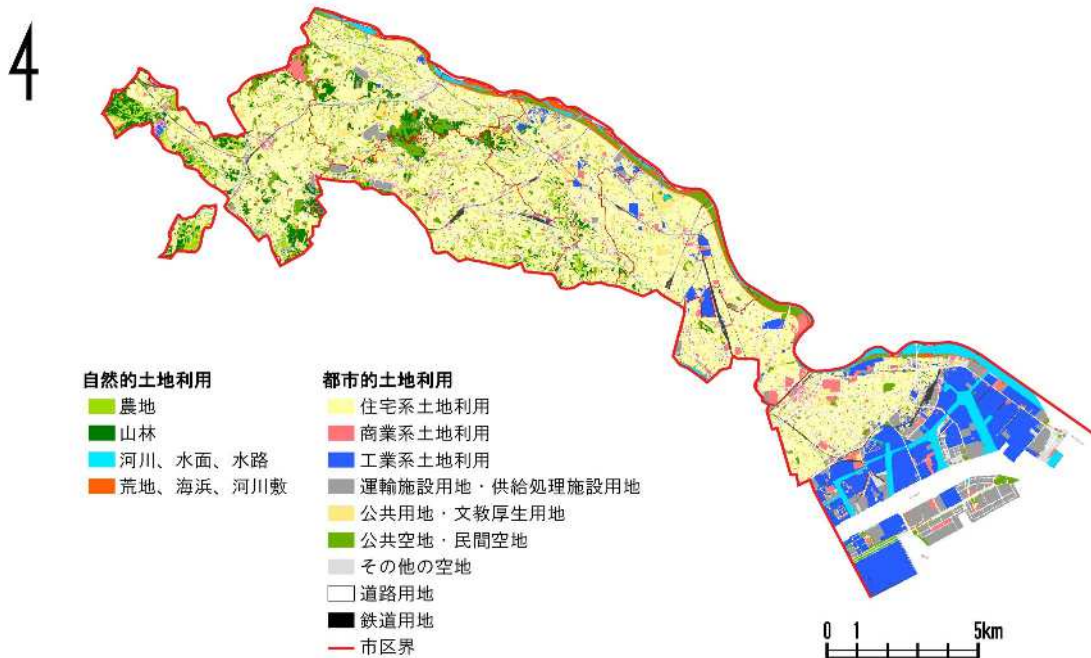


図9 土地利用現況図（出典：「川崎市の土地利用と建物現況」令和5年3月 川崎市）

(4) 交通

市域を縦断する方向に JR 南武線・京急大師線・小田急多摩線等の各線が通り、都心を中心に放射状に延びる京急本線・JR 東海道本線・JR 京浜東北線・JR 横須賀線・JR 湘南新宿ライン・東急東横線・東急田園都市線・小田急小田原線・京王相模原線の各線が市域を横断しています。JR 川崎駅から JR 東京駅までは約 18 km、JR 横浜駅までは約 10 km で、川崎市の内陸部（武蔵小杉駅・溝の口駅・登戸駅）は、渋谷・新宿の副都心から 10~20 km の通勤圏内に位置しています。

路線バスは、地域公共交通の基幹的な役割を担う交通手段として、ターミナル駅等へのアクセスを中心に市内各地や隣接都市に広がる路線網を形成しています。市域全体を川崎市バスがカバーするとともに、鉄道主要駅を起点として京浜急行バス、川崎鶴見臨港バス、東急バス、神奈川中央交通、小田急バスが運行しています。

幹線道路は、市域を横断する方向に高速湾岸線及び高速横浜羽田空港線、産業道路、国道 15 号、国道 1 号、第三京浜道路、国道 246 号、東名高速道路等が走っています。また、東京湾横断道路（東京湾アクアライン）を介して千葉県方面にも直結しています。

多摩川を挟んで東京国際空港（羽田空港）に隣接し、川崎港は港湾物流拠点として横浜港・東京港とともに、国内はもとより世界へ開かれた立地です。

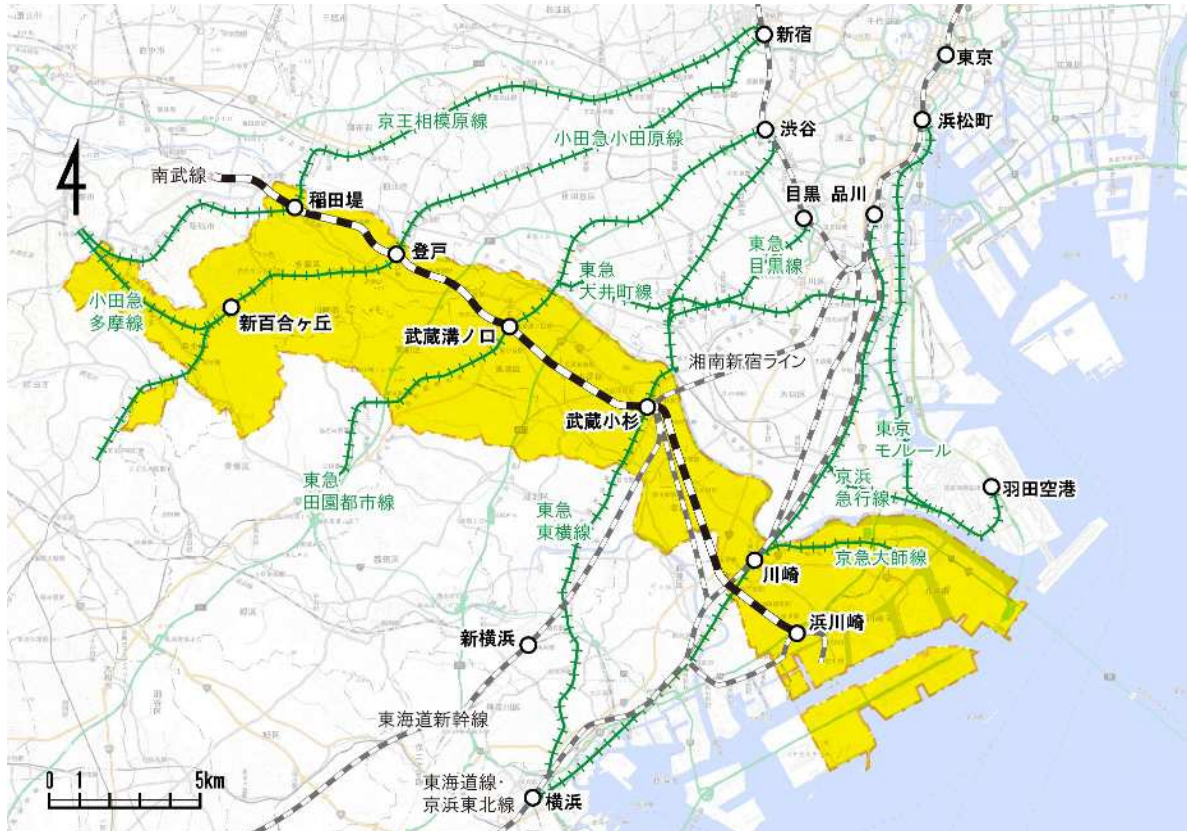


図 10 川崎市域周辺の主要な鉄道網/「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

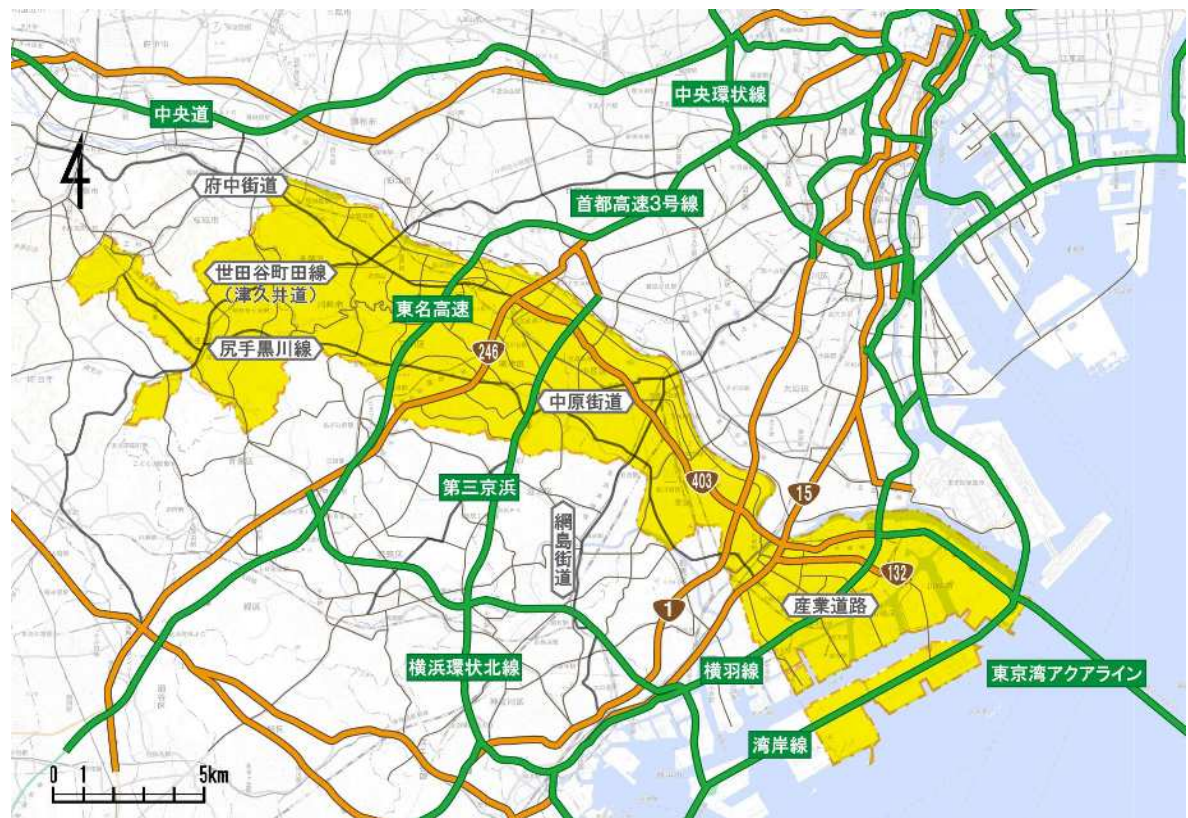


図 11 川崎市域周辺の主要な幹線道路/「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

(5) 本市に所在する博物館施設

令和5(2023)年7月現在、本市には博物館法第2条に規定される登録博物館が2館あり、同法31条に規定される指定施設はありません。

また、博物館法には規定されていない博物館に類似する活動を行う、社会教育調査で分類される博物館類似施設が22館あります。

ア 川崎市立日本民家園（登録博物館）

江戸時代の民家を後世に残し、また、市民共通の「ふるさと」をつくることを目的に、昭和42(1967)年4月1日に開園しました。東日本の代表的な民家をはじめ、水車小屋・船頭小屋・高倉・農村歌舞伎舞台等25件の建物は、全て国・県・市の指定文化財です。

川崎市立日本民家園では、江戸時代の生活全般の再現に努めており、その家や周辺で使われていた民具や石造物等もともに収集し、園内各所や民家内で展示しています。

本館1階には、民家の建築過程や敷地の様子等の展示のほか、企画展示室があり、年に2回の企画展示を実施しています。また、敷地内には伝統工芸館があり、かつて川崎市でも行われていた藍染めが体験できます。

イ 川崎市立青少年科学館（登録博物館）

生田緑地に立地する自然科学系の博物館で、昭和46(1971)年にプラネタリウム館が開館、昭和57(1982)年に本館が完成しました。

平成24(2012)年4月28日に通称「かわさき^{そら}宙と緑の科学館」としてリニューアルオープンし、最新鋭のプラネタリウム設備及び一新された展示設備等を備えた自然学習棟と、資料収集や調査研究等の設備を備えた研究管理棟で構成されています。これらの設備や周囲の自然環境等を活用しながら、自然、天文、科学の3分野において、資料の収集・保存、調査・研究、展示・教育普及に取り組んでいます。

ウ 川崎市市民ミュージアム（博物館類似施設）

「都市と人間」を基本テーマに掲げ、博物館、美術館の機能を併せ持った複合文化施設として、昭和63(1988)年に開館しました。令和元年東日本台風の被害により、被災した川崎市市民ミュージアムは、浸水想定区域に位置すること等から、現施設のミュージアム機能を再開せず、被災リスクの少ない場所で再建を行うことを決定し、生田緑地ばら苑隣接区域を開設候補地として現在協議、調整を進めています。新たなミュージアムが開設されるまでには、相当の期間を要することから、令和5(2023)年10月に川崎市市民ミュージアムを仮施設へ移転し、被災収蔵品の修復等を推進するとともに、オンラインや他施設での企画展、出張形式での教育普及事業等等、博物館・美術館活動を引き続き実施しながら、新たなミュージアムの設置に向けた検討を進めています。

エ 東芝未来科学館（博物館類似施設）

昭和 36（1961）年に株式会社東芝の創業 85 周年を記念して開館した「東芝科学館」が、川崎駅前に「東芝未来科学館」として平成 26（2014）年 1 月にリニューアルオープンしました。

館内は、様々な先進技術で人々の暮らしを変えてきた東芝の歩みを振り返ることができるヒストリーゾーン、実験やワークショップを通じて子ども達が科学技術を楽しく学ぶことができるサイエンスゾーン、そして、東芝が目指すスマートコミュニティの未来に触れることができる展示ゾーン等があり、新しい技術がつくる未来を実際に体感することができます。

オ ミットヨ測定博物館（博物館類似施設）

武蔵溝ノ口駅の近くにあり、株式会社ミットヨが運営しています。産業の発展を支えた精密測定機器に特化し、その進化の歴史を展示した世界でも例を見ない専門博物館で「沼田記念館」と「測定機器館」で構成されています。

沼田記念館では、昭和 9（1934）年のミットヨ創業以来の歩みと測定機器の進化の歴史を、測定機器館では世界の長さ測定機器を中心としたルーツと変遷を知ることができます。

カ 電車とバスの博物館（博物館類似施設）

東急田園都市線宮崎台駅に隣接し、東急電鉄株式会社が運営しています。東急線の旧型車両の展示、H0 ゲージの模型が走る「パノラマシアター」、子どもでも運転ができる「東横線 CG シミュレーター」、プロ仕様の「8090 系運転シミュレーター」、親子が並んで操作できる「キッズシミュレーター」、N ゲージの模型レンタルもある「N ゲージパーク」等、大人から子どもまで楽しめる博物館です。

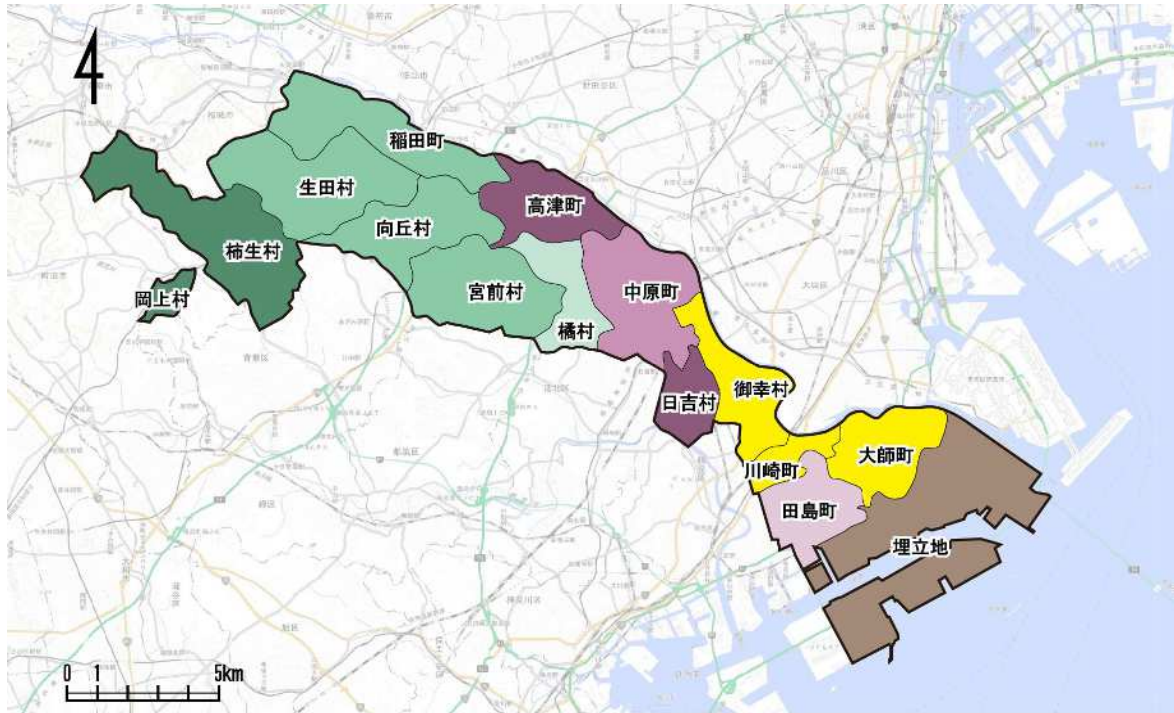
キ その他の博物館類似施設

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・川崎市夢見ヶ崎動物公園 | ・東海道かわさき宿交流館 |
| ・川崎市緑化センター | ・若宮八幡宮・金山神社資料館 |
| ・川崎市平和館 | ・川崎市教育委員会地名資料室 |
| ・川崎市大山街道ふるさと館 | ・明治大学平和教育登戸研究所資料館 |
| ・中村正義の美術館 | ・川崎市公文書館 |
| ・常楽寺（まんが寺） | ・小黒恵子童謡記念館 |
| ・川崎市岡本太郎美術館 | ・カワスイ 川崎水族館 |
| ・川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム | ・川崎浮世絵ギャラリー |
| ・二ヶ領せせらぎ館 | |
| ・大師河原干潟館 | |

3 歴史的背景

(1) 市の成り立ち

大正13(1924)年に川崎町、御幸村、大師町の合併で川崎市が誕生してから、多摩川に沿って隣接する町村を市域に編入しながら拡大していったため、市域は多摩川に沿って東京湾から細長く伸びています。市域の編入の経過は下図のとおりです。



区分	合併年月日	経過
	大正13(1924)年 7月 1日	橘樹郡川崎町・御幸村・大師町を廃し市制施行
	昭和2(1927)年 4月 1日	橘樹郡田島町を編入
	昭和8(1933)年 8月 1日	橘樹郡中原町を編入
	昭和12(1937)年 4月 1日	橘樹郡高津町、及び日吉村の一部を編入
	昭和12(1937)年 6月 1日	橘樹郡橋村を編入
	昭和13(1938)年 10月 1日	橘樹郡稲田町・向丘村・宮前村・生田村を編入
	昭和14(1939)年 4月 1日	都筑郡柿生村・岡上村を編入
	昭和16(1941)年 12月 10日 ~ 平成8(1996)年 7月 30日	埋立地及び市境変更

図12 市域の拡大/「地理院地図(電子国土Web)」「国土地理院」を加工して作成

(2) 各区の特徴

ア 川崎区 (かわさきく)

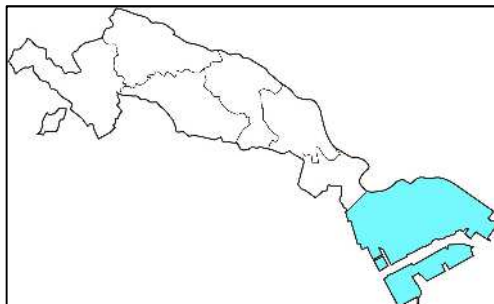
昭和 47 (1972) 年の政令指定都市移行時に幸・中原・高津・多摩とあわせ 5 区で誕生しました。東海道五十三次の宿場町である旧川崎町、川崎大師平間寺の門前町である旧大師町、臨海部の工場で働く人々の住宅地として発展してきた旧田島町の 3 地区と臨海部の埋立地で構成されています。市の玄関口である川崎駅の東口周辺地区は、官公庁や商業・サービス業等が集積する中心市街地として一層充実した都市機能を有する魅力ある地域資源が豊富なまちです。

平成 25 (2013) 年には、旧東海道川崎宿の歴史や文化を後世に伝え、地域活動や地域交流拠点となることを目指して「東海道かわさき宿交流館」が整備されました。

臨海部の殿町地区では、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンス・環境分野等の先端技術や研究開発拠点の整備が進んでいます。東扇島地区では、市内唯一の人工海浜を有する東扇島東公園や、展望室からの夜景が日本夜景遺産に認定された川崎マリエン等が市民の憩いの場になっています。さらに、臨海部の工場や事業所等の生産現場を訪れる産業観光や、世界との玄関口の羽田空港へつながる多摩川スカイブリッジが開通し、新たな川崎の魅力として脚光を浴びています。また、区の特徴の一つとして外国人住民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特色も見るすることができます。

区の木は、銀杏と長十郎梨、区の花はビオラとひまわりです。長十郎梨は大師河原が発祥の地で、大正から昭和にかけて梨の代表的な品種として盛んに栽培され、多くの人々に親しまれました。地域の歴史とともに語り継がれるよう、区の木として制定しました。

人口 231,065 人 世帯数 125,997 世帯
面積 40.25 km² 人口密度 5,741 人/km²
※令和 5 年 (2023) 年 7 月 1 日現在



川崎区

イ 幸区 (さいわいく)

区の名称は、明治 17 (1884) 年に明治天皇が観梅のため行幸したことを記念して名付けられた旧村名「御幸」の一字を残し「幸区」とされました。市の南東部に位置し、多摩川、鶴見川及び矢上川に囲まれた地形で、市内で中原区に次いで 2 番目に人口密度の高い区です。JR 川崎駅西口に接している南河原地区、公共施設が多い御幸地区、加瀬山等歴史資源が多い日吉地区の 3 つの地区からなります。

近年、JR 川崎駅西口、鹿島田駅、新川崎駅周辺を中心に、大規模集合住宅の建設が続いており、子

人口 171,949 人 世帯数 82,194 世帯
面積 10.09 km² 人口密度 17,042 人/km²
※令和 5 (2023) 年 7 月 1 日現在



育て世帯を中心に人口の増加が進んでいます。JR川崎駅西口には、音楽のまちを代表する「ミュージア川崎シンフォニーホール」、大規模商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」、「KAWASAKI DELTA」が立地するほか、北口通路西側デッキが整備され、新たなまちづくりが進むとともに、市内外から多くの人が集まり、更なる賑わいを見せています。

また、JR新川崎駅に隣接する新川崎・創造のもり地区では、慶應義塾大学の研究施設「K2タウンキャンパス」、「かわさき新産業創造センター（KBIC）」、「産学官共同研究施設（NANOBIC）」、産学交流・研究開発施設（AIRBIC）があり、世界最先端の研究開発が展開されています。一方で、加瀬山には加瀬台古墳群や加瀬台遺跡があるほか、市内唯一の動物園である「夢見ヶ崎動物公園」があり、都市空間と自然空間が調和したまちとなっています。

平成24（2012）年に、区政40周年を記念し制定した区の木はハナミズキ、区の花はヤマブキです。



幸区 川崎駅西口付近

ウ 中原区（なかはらく）

中原区は、東西に細長い市のほぼ中央に位置し、区域の大部分は多摩川に抱かれた平坦部ですが、横浜との市境の井田地区には緑の残る丘陵地が広がっています。

「中原」という名称は、中原御殿〔徳川家康の鷹狩等の際の宿泊所（平塚市）〕と江戸を結んでいた中原往還（中原街道）の中継地としての仮御殿が小杉にあったことに由来しています。

交通の利便性が良く、都心部のベッドタウンとして宅地化が進み、近年では武蔵小杉駅周辺の工場跡地にタワーマンションや商業施設が次々に建設され、特に若い世代の人口が急増し、市内で最も人口が多い区です。

また、企業の研究・開発部門等がJR南武線沿線に集積し、商業施設が多く立地していることから、市内外から訪れる人も多く、全国的にも注目されるまちとなっています。

一方で、多摩川に面し、区内を流れる二ヶ領用水や渋川沿いの散策路では、桜並木やモモの花が楽しめ、緑豊かな住環境が整っています。また、広大な敷地を誇る等々力緑地には、「等々力陸上競技場」や「とどろきアリーナ」、「等々力球場」といったスポーツ施設のほか、ふるさとの森、釣池のレクリエーション施設が集まり、市民の憩いの場となっています。

人口 266,294人	世帯数 139,386世帯
面積 14.81km ²	人口密度 17,981人/km ²
※令和5（2023）年7月1日現在	



中原区 武蔵小杉駅周辺

区の木モモは、果樹栽培が盛んであった明治から昭和初期にかけて区内で多く栽培され、当時は全国でも指折りの産地であったことに由来し、平成 27 (2015) 年に市制 90 周年を記念して区民の投票により制定しました。

また、下小田中地区ではパンジーやシクラメン等の花卉栽培が盛んです。特にパンジーは品質に高い評価を受けており、かながわブランドや「かわさきそだち (川崎市の農産品ブランド)」に認定されています。このことから、平成 10 (1998) 年に、区制 25 周年を記念し、パンジーを区の花に制定しました。

エ 高津区 (たかつく)

高津区は、多摩川や二ヶ領用水の流れる平坦地と多摩丘陵の一角を形成する丘陵地、さらにそれらをつなぐ多摩崖線の斜面緑地によって構成され、豊かな水辺空間と起伏ある地形が特徴です。区の名前の由来は、明治 22 (1889) 年の市制・町村制の施行により溝口村・二子村・久地村・下作延村・久本村・諏訪河原村・北見方村・坂戸村が合併してできた高津村に由来しています。

また、江戸時代から二子の渡し、矢倉沢往還を中心とした交通の要所として発展し、独自の商業文化が栄えるとともに、歌人・小説家の岡本かの子や陶芸家の濱田庄司、岡本太郎等多くの芸術家を輩出しています。さらに、二ヶ領用水久地円筒分水 (国有形登録文化財)、本市初の国指定史跡である橋樹官衙遺跡群、神奈川県指定史跡の子母口貝塚や由緒ある神社仏閣があり、豊富な歴史的・文化的資産に恵まれています。

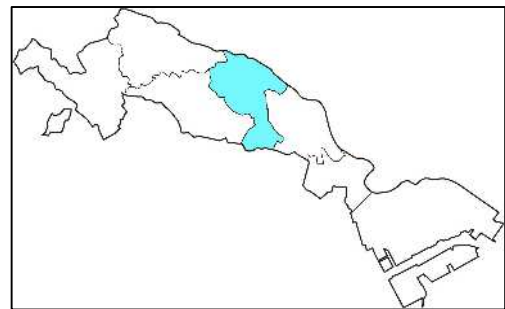
「大山街道ふるさと館」は、大山街道 (矢倉沢往還) の歴史・民俗・自然等に関する貴重な資料の保存・展示をすることを目的に開設され、地域活動や文化活動の拠点としても利用されています。

一方、最先端技術産業をものづくりの面から支える中小の加工組立型企業が集積し、研究開発型企業の育成・交流等を目的とした「かながわサイエンスパーク (KSP)」があります。溝口駅周辺地区は、商業ビル「ノクティ」を中心とした商業地域が形成されています。さらに、溝口駅前ペDESTリアンデッキ「キラリデッキ」、溝口駅南北自由通路、溝口駅南口広場等の整備により、都市基盤の整備も進展しています。また、脱炭素戦略 (かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050) のモデル地区となっています。

区南部の橘地区では、豊かな自然を活かし野菜づくりを中心とした農業も盛んで、近隣の消費地に出荷するとともに、市内の学校給食の食材としても使われています。

区制 30 周年を記念して制定した区の木と花は、梅とスイセンです。梅は、近代には北原白秋ら文人墨客や観光客に親しまれにぎわった久地梅林等をはじめ、昔から区民に親しまれた木であることに由来しています。

人口 235,082 人 世帯数 105,858 世帯
面積 17.10 km² 人口密度 12,639 人/km²
※令和 5 (2023) 年 7 月 1 日現在



高津区 溝口駅前のキラリデッキ

オ 宮前区 (みやまえく)

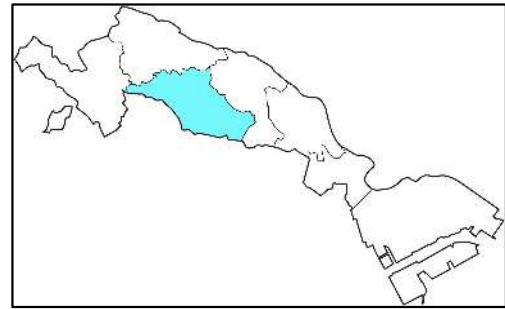
宮前区は、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置しています。昭和 57 (1982) 年の行政区再編成に伴って高津区から分区しました。区の名前を付けるに当たり、①歴史的な由来からふさわしいと思われる区名であること、②簡潔で親しみやすい区名であること、③他の区の名称と紛らわしくないことが条件とされ、明治 22 (1889) 年に市制・町村制施行に当たり、馬絹、有馬、梶ヶ谷、土橋、野川の 5 ヶ村が合併して 1 村になった際に名付けられた「宮前」が採用されました。もともとは「前」を「ザキ」と呼んでいました。

区内には、弥生時代から古墳時代にかけての集落の遺跡である**東高根遺跡**や横穴式石室をもつ**馬絹古墳**(いずれも県指定史跡)といった歴史的に貴重な史跡が残されています。また、**木造薬師如来両脇土像**(国指定重要文化財)、**影向寺薬師堂**(県指定重要文化財)等が所在する野川本町の「影向寺」をはじめ、地域の歴史を語る文化財も多くあります。

昭和 30 年代後半から丘陵地で大規模な宅地造成が行われるようになり、昭和 41 (1966) 年に東急田園都市線の溝の口から長津田までの延長、昭和 43 (1968) 年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジの開通・開設等により交通網が整備されると、急激な人口増と都市化が進みました。一方、東高根森林公園や菅生緑地等区内には緑地も多く、憩いの場として多くの人々が訪れ自然に親しんでいます。さらに、「カッパーク鷺沼」には、鷺沼ふれあい広場やフットサル施設「フロントタウンさぎぬま」等があり、区のシンボルゾーンとして活用されています。

また、区の名産品である宮前メロンをイメージした区PRキャラクター宮前兄妹(メロー・コスミン)は様々なイベント等で活躍し、区民に親しまれています。平成 10 (1998) 年度の「区イメージアップ事業」の一環としてサクラとコスモスを区の木・花に制定しました。

人口 235,082 人 世帯数 119,042 世帯
面積 18.60 km² 人口密度 12,639 人/km²
※令和 5 (2023) 年 7 月 1 日現在



宮前区 東高根森林公園

カ 多摩区 (たまく)

多摩川や二ヶ領用水が流れ、南部に多摩丘陵が広がる多摩区は、都心への交通手段等に恵まれていることもあって、昭和 30 年代以降に急速に都市化が進みましたが、多摩川梨の栽培が盛んだった農村地帯としての景観は現在も随所に見られます。区の名称は多摩川と多摩丘陵の景観にちなみ、市民の投票により選ばれました。

特に、多摩丘陵に位置する生田緑地には、約

人口 225,299 人 世帯数 116,904 世帯
面積 20.39 km² 人口密度 11,049 人/km²
※令和 5 (2023) 年 7 月 1 日現在



120ha の広大な緑の中に、世界的にも著名な芸術家である岡本太郎の作品を収蔵する「川崎市岡本太郎美術館」や東日本を中心に古民家を集めた「川崎市立日本民家園」、春と秋に一般開放される「川崎市ばら苑」、世界的に人気のある漫画「ドラえもん」等の原画が鑑賞できる「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」、世界最高水準の星空を映すプラネタリウム投影機「メガスターⅢフュージョン」を備えた「青少年科学館(かわさき^{そら}宙と緑の科学館)」があり、市民に親しまれています。



多摩区 生田緑地

また、区内の大学に多くの学生が通う等、学びのまちとしての一面もあります。

区の木は区民からの公募により平成 8(1996) 年にハナミズキ、ナシ、区の花はモモ、スマイレに決定しました。ナシやモモは特産品として多摩区の歴史を伝える象徴、区内の丘陵地や自然林に咲く野性のスマイレは自然を残し護る象徴として選ばれました。

キ 麻生区 (あさおく)

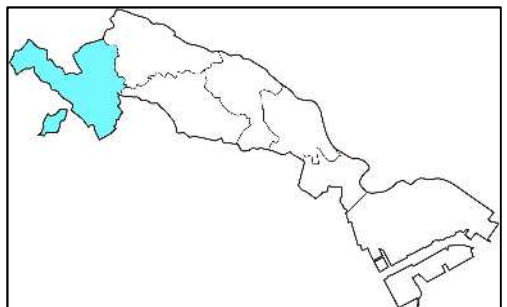
麻生区は昭和 57 (1982) 年、川崎市の行政区再編成によって、多摩区から分区し誕生しました。麻生の名の起りは、8 世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻(苧麻)を広く産した地であったことによると伝えられています。鎌倉時代に王禅寺で発見されたといわれ、「柿生」の地名の由来にもなった**禅寺丸柿**(国登録記念物)は、区の木になっています。

昭和 40 年代から宅地開発が進められ、昭和 49 (1974) 年に区を中心となる新百合ヶ丘駅が誕生し、百合丘の地名の由来となった「ヤマユリ」が後に区の花となりました。

現在、新百合ヶ丘駅周辺には、麻生区総合庁舎、「麻生文化センター」、「麻生スポーツセンター」があるほか、駅南側には大型ショッピングセンター、映画館等からなる商業地域が形成されています。また、「昭和音楽大学」、「アートセンター」、「日本映画大学」等芸術関連施設も多く、芸術・文化の薫りあふれるまちとなっています。

一方、区内にはエレクトロニクスや先端技術の研究開発施設が集まる「マイコンシティ」などの産業資源、「王禅寺ふるさと公園」、市内の農家が生産した農産物を販売する大型農産物直売所「セレサモス」、「明治大学黒川農場」等、豊かな自然や農業資源が多く存在しています。

人口 180,753 人	世帯数 81,794 世帯
面積 23.11 km ²	人口密度 7,821 人/km ²
※令和 5 (2023) 年 7 月 1 日現在	



麻生区 黒川

第2章 川崎市の文化財の概要

1 指定・登録等の文化財の状況

(1) 指定・登録等文化財

指定文化財は、文化財保護法・県や市の文化財保護条例によって指定され、保存修理や防災への経費補助制度がある一方で、現状変更や修理に対しては厳しい制限があります。

登録文化財は、文化財保護法を根拠とし、国民にとって保存・活用のための措置が特に必要とされるものについて、幅広く緩やかな保護措置を講じています。

選択文化財は、文化財保護法や県の条例に規定されており、文化財に指定されていない無形文化財や無形民俗文化財で、国や県が自らその記録を作成し、保存し、又は公開すべきものとして選択した文化財を指します。

市内の指定・登録等文化財の数は令和5(2023)年7月現在、169件です。その内訳は、国指定文化財が18件、県指定文化財が27件、県選択無形民俗文化財が1件、川崎市指定文化財が116件、国登録文化財が7件です。

類型別にみると、有形文化財、民俗文化財、記念物のうち遺跡関係と動物、植物、地質鉱物関係は各類型が指定・登録等されていますが、無形文化財、記念物(名勝地)、文化的景観、伝統的建造物群については指定・登録等文化財がありません。

(2) 川崎市地域文化財

地域に根差した様々な文化財を幅広く顕彰・記録することで、地域で守られ、伝えられてきた未指定の文化財に光をあて、多くの人々にその価値を伝えていくことを目指し、平成29(2017)年12月に「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設しました。

市内の文化財を幅広く把握するため、対象文化財の保存・活用に関わりのある市民団体等からの推薦をもとに、文化財審議会からの意見聴取を行った上で川崎市地域文化財を決定しています。令和5(2023)年7月1日現在、213件を決定しています。

このうち、有形文化財は101件、無形文化財は1件、民俗文化財は100件、記念物は11件です。一方で、文化的景観、伝統的建造物群、記念物のうち名勝地の川崎市地域文化財は現在のところありません。

(3) 未指定文化財

市域に所在する文化財のうち、指定・登録等文化財と川崎市地域文化財を除いた文化財をいい、令和5(2023)年7月現在に把握している未指定文化財は25,187件(市立の博物館に収蔵している未指定文化財は除く。)で、その内訳は、表1に示すとおりです。

この表は、これまでに実施した文化財の所在確認調査に基づいて作成しています。未把握の文化財の調査を進めるとともに、表に記載の未指定文化財についても、内容の整理を行っていきます。

なお、市域には地域の産業の姿を伝える「産業遺産」が多く存在しています。しかし、建造物に含まれる「近代化遺産」以外は文化財の類型に明確には位置付けられていないことから、本計画においては「その他(産業遺産)」として取り扱います。

表1 文化財の件数 ※令和5(2023)年3月現在

種別/区分	指定・登録等文化財						合計	川崎市 地域 文化財	未指定 文化財
	国		神奈川県		市	国			
	指定/選定	選択	指定	選択	指定	登録			
有形文化財	16	-	17	-	102	5	140	101	17,634
建造物	7	-	11	-	19	5	42	30	374
美術工芸品	9	-	6	-	83	0	98	71	17,260
絵画	2		1		32	0	35	3	225
彫刻	1		3		19	0	23	6	672
工芸品	2	-	2	-	1	0	5	2	187
書跡・典籍・古文書	2		0		14	0	16	10	16,072
考古資料	2		0		17	0	19	1	104
歴史資料	0		0		0	0	0	49	0
無形文化財	0	0	0	0	-	0	0	1	0
民俗文化財	1	0	4	1	12	0	18	100	6,726
有形の民俗文化財	1	0	0	0	9	0	10	70	6,656
無形の民俗文化財	0	0	4	1	3	0	8	30	70
記念物	1	-	6	-	2	2	11	11	664
遺跡	1	-	4	-	1	1	7	4	615
名勝地	0	-	0	-	0	0	0	0	0
動物、植物、地質鉱物	0	-	2	-	1	1	4	7	49
文化的景観	0	-	-	-	-	-	0	0	0
伝統的建造物群	0	-	-	-	-	-	0	0	0
その他(産業遺産)	-	-	-	-	-	-	-	-	163
合計	18	0	27	1	116	7	169	213	25,187
	18		28						

文化財の保存技術	0	0	-	-	0	0	0
----------	---	---	---	---	---	---	---

※指定・登録等文化財、川崎市地域文化財については、巻末資料編に一覧を掲載

2 市内に所在する文化財の概要

(1) 有形文化財

ア 建造物

市域では、近世社寺建築、近代和風建築、近代化遺産（建造物）・近現代建造物について所在確認調査が実施されています。

市域では現存する中世にさかのぼる社寺建築は知られていませんが、**王禅寺仁王門**（麻生区王禅寺）や**影向寺薬師堂**（県重要文化財、宮前区野川本町）等、中世風を引き継いだ近世社寺建築が所在します。特に影向寺薬師堂は、奈良時代の金堂基壇跡の上に建ち、奈良時代の礎石の一部や室町時代後期に再建された堂の古材が再使用されています。

他には、**長念寺本堂・庫裏・山門**（いずれも市重要歴史記念物、多摩区登戸）、**能満寺本堂**（市地域文化財、高津区千年）等があげられます。

古民家では、**旧伊藤家住宅**（国重要文化財、旧所在地：麻生区金程）や**旧清宮家住宅**（県重要文化財、旧所在地：多摩区登戸）が、**旧広瀬家住宅**（県重要文化財、旧所在地：山梨県）、**旧山田家住宅**（県重要文化財、旧所在地：富山県）等とともに東日本を中心とする各地の代表的な文化財建造物 25 件を保存している野外博物館の「川崎市立日本民家園」に移築されています。

近代和風建築の代表例としては、日本民家園に移築された**旧原家住宅**（市重要歴史記念物）があります。もともと中原区小杉陣屋町に所在していた伝統的建築技術を駆使した大規模住宅です。

近代化遺産としては、**昭和電工川崎事業所本事務所**（国登録有形文化財、川崎区扇町）のほか、臨海部工業地帯に展開する工場の事務所や施設、大正末期に市の物流をより円滑化するために計画された運河・河港計画に基づき建設された**川崎河港水門**（国有形登録文化財、川崎区港町）や港湾関係施設があります。

市域南部は戦時中に軍需工場が多く稼働していたため空襲による被害が大きかったほか、全市にわたる都市化の進行により、古い建造物の多くは遺されていません。わずかに遺された長屋門や蔵等の古い建造物は大変貴重な文化財です。

昭和 20（1945）年 4 月 15 日の戦災で焼失し再建された**川崎大師平間寺の大本堂**（川崎区大師町）は、鉄筋コンクリート造りの構造に伝統的な建築様式を合わせて大岡實により設計され、昭和 39（1964）年に完成しています。

また、多摩区三田の**東京都水道局長沢浄水場**は、構造体にマッシュルームコラムやフラットスラブといった特徴的な形態を用いており、モダニズムのデザインが高い評価を



神奈川県指定重要文化財
影向寺薬師堂



国指定重要文化財
旧伊藤家住宅（日本民家園）



国登録有形文化財
昭和電工川崎事業所本事務所

得ています。

その他に、江戸時代にひらかれて以降、現代まで農業用水から工業用水、環境用水へと役割を変えながら市民の生活に大きく関わってきた**二ヶ領用水**（国登録記念物）の分水装置である**二ヶ領用水久地円筒分水**（国登録有形文化財、高津区久地）等があります。

イ 美術工芸品

イ-1 絵画

市域に所在する絵画の多くは、寺院に伝来する仏画や襖絵・板絵で、そのほとんどは近世以後の作品です。

江戸時代後期以後、多くの人の厄除け祈願の対象となってきた川崎大師平間寺（川崎区大師町）には、**絹本着色弘法大師像**（市重要歴史記念物）、**絹本着色日輪大師像**（市重要歴史記念物）等、大師信仰に関わる絵画のほか、様々な絵画作品が遺されています。

浄土真宗関係寺院の祖師像や絵伝には、光明寺（高津区二子）の**絹本着色聖徳太子像**〔市重要歴史記念物、寛文12（1672）年〕、**絹本着色親鸞聖人像**〔市重要歴史記念物、宝永2（1705）年〕や、東明寺（幸区塚越）の**紙本着色法然上人像**〔宝暦6（1756）年〕、長安寺（宮前区菅生）の**絹本着色親鸞聖人像**〔明和4（1767）年〕等、比較的年代の古い作例があります。

仏涅槃図は宗派を問わず、涅槃会に用いられることから多くの寺院で所蔵されており、玉林寺（多摩区菅馬場）の**紙本着色仏涅槃図**（市重要歴史記念物）は特に図像的にも伝承的にも類例がなく注目されます。寺院での説教や絵解きに活用された地獄図は、庶民の生活感覚を投影し様式や規範にこだわらないダイナミックな表現が注目され、東明寺（幸区塚越）の**紙本着色閻魔府之図**（市重要歴史記念物）や明長寺（川崎区大師本町）の**紙本着色地藏菩薩及び十王図**（市重要歴史記念物）、安楽寺（中原区下小田中）の**紙本着色地獄絵図** 附**紙本着色九相図**（市地域文化財）のほか、市域にも多く事例があります。

肖像画としては、長念寺（多摩区登戸）の中興開基の肖像である**絹本着色秀月禅尼画像**（市重要歴史記念物）、薬師院（高津区新作）の**絹本墨面着色盤珪永琢画像**（市重要歴史記念物）、赤穂浪士を描いた称名寺（幸区下平間）の**紙本着色四十七士像**（市重要歴史記念物）等があります。



川崎市重要歴史記念物
絹本着色弘法大師像（平間寺所蔵）



川崎市重要歴史記念物
紙本着色閻魔府之図（東明寺所蔵）

屏風では、長念寺（多摩区登戸）に、豊臣秀吉遺愛と伝承される紙本金地著色鳥合わせ図屏風（県重要文化財）があります。同様の画題の類品がなく、風俗史上の価値も高く、構図・筆法から狩野・土佐両派を折衷した狩野派画人による制作と考えられます。

また、寺社の本殿・本堂・山門といった建物の天井画・杉戸絵では、能満寺本堂の天井画（市地域文化財、高津区千年）、泉沢寺本堂の天井画（市重要歴史記念物、中原区上小田中）、広福寺天井画・杉戸絵（多摩区登戸）、了源寺杉戸絵（幸区北加瀬）等があります。

近世の民間信仰を示す絵画としては、宿河原の綱下げ松と松寿弁才天の靈験譚を図解した常照寺（多摩区宿河原）の紙本墨画着色松寿弁才天図（市重要歴史記念物）があり、世田谷の大場家に伝わる『代官日記』の天保3（1832）年の記事に記述のある民間信仰に関する資料として貴重です。また、泉福寺（宮前区馬絹）に伝わる水田の泥の中から見つかった薬師如来の信仰（泥中出現薬師如来縁起）に関わる板面着色絵馬泉福寺薬師会図（市重要歴史記念物）、影向寺薬師如来への信仰を示す「め」の絵馬（宮前区野川本町）のほか、市内の寺社には多数の絵馬が奉納されています。

イ-2 彫刻

市内に伝わる古代の彫刻は数が少なく、その多くが文化財指定されています。影向寺（宮前区野川本町）の木造薬師如来両脇土像（国重要文化財）、常楽寺（中原区宮内）の木造聖観世音菩薩立像（市重要歴史記念物）、広福寺（多摩区枳形）の木造地藏菩薩立像（県重要文化財）、東光院（麻生区岡上）の木造兜跋毘沙門天立像（市重要歴史記念物）、法雲寺（麻生区高石）の木造阿弥陀如来坐像（市重要歴史記念物）のほかに、影向寺の破損仏2点、長松寺（多摩区菅）の木造地藏菩薩立像が確認されています。いずれも平安時代の作品で、それ以前にさかのぼる資料は確認されていません。

中世の作品では、能満寺（高津区千年）の木造虚空蔵菩薩立像（県重要文化財）、等覚院（宮前区神木本町）の木造薬師如来坐像（市重要歴史記念物）や常楽寺（中原区宮内）の木造釈迦如来坐像・木造十二神将像（市重要歴史記念物）、妙楽寺（多摩区長尾）の木造薬師如来両脇侍像（市重要歴史記念物）、影向寺（宮前区野川本町）の木造十二神将立像（市重要歴史記念物）・木造聖徳太子立像（市重要歴史記念物）等、いずれも宋元風の特徴を備えており、東国の造仏界の流行を色濃く反映した作品が多数遺されています。



国指定重要文化財
木造薬師如来両脇土像（影向寺所蔵）



神奈川県指定重要文化財
木造虚空蔵菩薩立像（能満寺所蔵）

近世になると、像の種類は増え、変化に富んでいます。死後の極楽往生を願う浄土教系の信仰が広く行き渡るとともに、密教系の仏像彫刻も根強く受け継がれ、日蓮宗の仏像・肖像、真言・天台・禅宗の高僧の肖像が急増します。
黄檗宗の影響が認められる善教寺（中原区井田）の**木造阿弥陀如来坐像**も注目されます。

また、能満寺（高津区千年）の**木造増田孝清坐像**（市重要歴史記念物）、全龍寺（中原区下小田中）の**石造小林正利坐像**（市重要歴史記念物）、広福寺（多摩区枳形）の**木造稻毛重成坐像**、戒翁寺（麻生区早野）の**木造富永光吉坐像**の宗教者でない領主の肖像彫刻が遺されていることが特徴的です。



川崎市重要歴史記念物
石造小林正利坐像（全龍寺所蔵）

イ-3 工芸品

制作年代が南北朝・室町期にさかのぼるものは、川崎市市民ミュージアム所蔵の**青銅製罌口**（市重要歴史記念物）、春日神社所蔵の**罌口**（県重要文化財）があります。

調査により把握されている市域の工芸品のほとんどは寺社に所蔵されており、仏教で使用される楽器類（梵音具）や法具類のほか、華鬘や香炉等の供養具があります。工芸品は江戸や京都からもたらされ、寺社に納められていった様子が銘文から読み取れます。



川崎市重要歴史記念物
青銅製罌口
（川崎市市民ミュージアム所蔵）

イ-4 書跡・典籍・古文書

市域に遺されている古文書類の多くは、近世に名主や村役人を務めた家に伝わる村方文書や、近代の戸籍や地券等の公文書です。中世にさかのぼる資料としては、承久3（1221）年に鎌倉幕府の執権北条義時が幕府直轄領の肥前国高来西郷と比叡山大乗院領の稻毛本荘の交換を命じた**関東下知状**（市重要歴史記念物、川崎市市民ミュージアム所蔵）、世田谷の吉良氏による泉沢寺再興に関わる文書を中心とした**泉沢寺文書**（市重要歴史記念物、中原区上小田中）のほか、小田原北条氏の領国経営の詳細を示す後北条氏の虎の印判状が複数遺されています。領地の安堵状や**北条氏直判物**（王禅寺所蔵）・**後北条氏の虎の印判状**（丁亥八月十八日付）（市重要歴史記念物、川崎市市民ミュージアム所蔵）の宛行状、撰銭令の**後北条氏の虎の印判状**（永禄元年）（市重要歴史記念物、川崎市市民ミュージアム所蔵）や職人の扶持に関する文書である**辛未八月二十日付北条氏虎朱印状**・**己丑八月晦日付北条家虎朱印状**（市重要歴史記念物、個人所蔵）等です。



川崎市重要歴史記念物
関東下知状
（川崎市市民ミュージアム所蔵）

江戸幕府の成立に至る過程を知ることができる史料としては、豊臣秀吉の小田原攻めに際して発行された天正18（1590）年の**豊臣秀吉の禁制**（市重要歴史記念物、個人所蔵）や、**徳川家奉行人連署奉書**（市重要歴史記念物、日枝神社所蔵）があります。



川崎市重要歴史記念物
豊臣秀吉の禁制（個人所蔵）

民政に関しては、川崎宿の本陣・問屋・名主を兼務し川崎宿の財政再建や二ヶ領用水の改修にあたった田中休愚に関連する資料として、**平川家文書**（市重要歴史記念物、個人所蔵）が注目されます。他にも、二ヶ領用水の取水口に関する記録「下小田中村古之訳ケ」を含む**安楽寺文書**（市地域文化財、中原区下小田中）や川崎市市民ミュージアムに所蔵されている市内各地の村方文書、二ヶ領用水の開削や分水方法、維持管理に関わる村落間の取り決め、水争いに関わる裁判文書等、多彩な内容の史料が遺されています。

イ-5 考古資料

市内の埋蔵文化財包蔵地や史跡の発掘調査によって出土した考古資料のうち、**鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出土品**、**万福寺遺跡群縄文時代草創期出土品**、**宿河原縄文時代低遺跡出土品**、**下原遺跡縄文時代後・晩期出土品**のほか、弥生時代中期の**梶ヶ谷神明社上遺跡出土品**、**影向寺遺跡**から出土した**矢射志国荏原評銘文字瓦**、有馬川の流域で出土した火葬骨蔵器等、各時代の特徴をよく表す資料をそれぞれ一括して市重要歴史記念物として指定しています。

また、指定文化財以外については、所定の手続を行った上で、調査研究に利用できるよう、教育委員会事務局において保管しています。

イ-6 歴史資料

地域の歴史上に重要な政治的・経済的・社会的・文化的・科学的なできごと、又は人物に関する文化財で価値の高いもので、市域には、指定・登録等された歴史資料は現在のところありません。

川崎市地域文化財としては、日清・日露戦争に関する従軍記念碑類や戦没記念碑、**川崎大師平間寺海苔養殖紀功之碑**や**大島八幡神社温故知新の碑**等、地域の産業に関する記念碑があります。

(2) 無形文化財

人形浄瑠璃文楽から生まれ、より親しみやすく工夫をこらした伝統人形芝居である**乙女文楽**（川崎市地域文化財）が伝承されています。一体の人形を三人がかりで遣う文楽の細かいしぐさや深い感情表現を、人形の外形はそのままに構造と遣い方を工夫して一人遣いで表現しています。文楽の人形遣い五世桐竹門造たちが、昭和初期に大阪で始めたもので、本市内では中原区に拠点を置く人形劇団ひとみ座において、昭和43(1968)年から桐竹智恵子師に女性座員が指導を受け、今日まで伝承しています。

(3) 民俗文化財

ア 有形の民俗文化財

臨海部が工業都市として急速に発展した戦前までの時期、市域のほとんどでは稲作を中心とする昔ながらの農村の暮らしが続けられていました。そこでは、村の境界が十三塚や庚申塔、伝説を伴う松等で表されていました。現在でも、**縛られ松**（高津区向ヶ丘）や**長尾の十三塚**（宮前区神木本町）、麻生区五力田と稲城市平尾の境の**平尾十三塚**、川井田の辻の**セエノカミ**（市地域文化財、麻生区岡上）が遺っています。また、雨乞いや雨止めを願う習俗として大山講やその他の雨乞い行事が盛んでした。今その痕跡は、大山講で使用された大山灯籠や御神酒椀、延命寺（幸区都町）の**南河原雨乞い獅子頭**（市重要郷土資料）にみることができます。



川崎市地域文化財
川井田の辻のセエノカミ

江戸時代後期に江戸を中心に盛んに信仰された富士講は、多摩区登戸の丸山教等、市域でもその痕跡が色濃くみられます。麻生区片平、多摩区登戸、幸区の加瀬山には富士塚が遺され、川崎大師平間寺（川崎区）や稲毛神社（川崎区）等にも富士講関係の石碑が遺されています。

川崎区の大師河原の先に広がる「大師の海」は、多摩川が運んだ土砂が形成した遠浅の海で、古くから漁労活動や製塩が行われ、海面使用の制限がなくなった明治時代からは海苔養殖が始まりました。この地域では、貝漁を中心とする漁労と、稲作や果樹栽培を行う半農半漁の生活が主で、これらの道具類は、川崎市市民ミュージアム、殿町小学校海苔資料室にまとめて所蔵されています。

一方で、近代以降、工業都市としての性格を強めていった川崎の臨海部では、鉄工関係の会社や金物店が奉納した**水の絵馬**が若宮八幡宮（川崎区大師駅前）や、区内の鉄工関係の企業・工場に遺されています。

その他特異な絵馬としては、文政6(1823)年に須賀神社（多摩区栗谷）で掲げられた**算額**（市地域文化財）があります。

また、沖縄民俗芸能や佐藤惣之助等の文化人を介した沖縄との交流の中で、日本復帰前の沖縄が台風で大きな被害を受けた際、川崎市民から送られた多数の義援金の返礼として川崎市に贈られた石敢當も注目されます。

イ 無形の民俗文化財

近世以後、村では日常生活の営みや信仰の単位として講中が組織されており、現在でも多摩区登戸敬神講（市地域文化財）、高津区宇奈根の稻荷講（市地域文化財）等講行事が継続している地区もあります。

また、矢の当たった場所でその年の豊凶を占う新春の予祝行事として、的祭りが5ヶ所で伝えられています。日枝神社のビシヤ（中原区上丸子八幡町）、長尾神社のマトー（市地域文化財、多摩区长尾）、子之神社のオマト（多摩区菅）、高石神社の流鏝馬（麻生区）が現在も1月上旬に行われています。宮前区平のマトーは、白幡八幡大神の初午祭と呼ばれ、前日に藁で作られた大蛇が当日神社の鳥居に取り付けられます。

正月や小正月に五穀豊穰を祈るセイノカミ（どんど焼き）の行事も市内各地に残されています。

民俗芸能では、神奈川県指定無形民俗文化財となっている菅の獅子舞（多摩区）・初山の獅子舞（宮前区）・小向の獅子舞（幸区）が伝わるほか、各地に祭囃子が伝わっています。ほかに、有馬大正踊り八木節（宮前区）、土橋万作踊り（宮前区）、新城囃子曲持（市重要習俗技芸、中原区）等、地域の娯楽として楽しまれてきた踊りや芸も多彩に遺されています。

特筆すべきは、大正の初めに富士瓦斯紡績の女子工員やその親類縁者として沖縄から川崎周辺に移り住んだ人々によって保存継承されてきた沖縄民俗芸能（県指定無形民俗文化財）です。

川崎区宮本町の稲毛神社で毎年行われる川崎山王祭りの宮座式は、関東地方には珍しく、中世的な特徴があり、神奈川県を選択無形民俗文化財です。



神奈川県指定無形民俗文化財
小向の獅子舞

(4) 記念物

ア 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）

市域には、615ヶ所の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が所在しています。

後期旧石器時代の遺跡としては、**宮前区鷺ヶ峰遺跡**等 10ヶ所で三万年以上前の人類が遺した石器群が発見されました。

縄文土器の標識遺跡として著名な高津区の子母口貝塚（県指定史跡）と宮前区野川の**十三菩提遺跡**があることが特筆されます。

縄文時代以降、樹枝状の谷で囲われた丘陵上の平坦面に、多くの集落が営まれています。麻生区の**黒川遺跡群**や**早野上ノ原遺跡**、**岡上丸山遺跡**、多摩区の**長尾台遺跡**、宮前区の**野川神明社遺跡**、高津区の**小高台遺跡**、**伊勢山台遺跡**等では、縄文時代から古墳時代や奈良・平安時代にかけて長期にわたって集落が営まれました。

古代には、古代橘樹郡の中心となる郡家跡や古代寺院跡で構成された**橘樹官衙遺跡群**（高津区、宮前区）のほか、平瀬川や有馬川流域の多摩丘陵の舌状突出部には火葬骨蔵器が濃密に分布しています。さらに、仏教に関わる遺物や遺構が、麻生区の**岡上廃寺跡**、**宮添遺跡**、**山口台遺跡群**上台遺跡、多摩区の**菅寺尾台廃堂跡**で確認されています。

中世の遺跡は数が少ないですが、**下作延巳ノ谷遺跡**（高津区）では、中世の在地領主層の居館の一部と考えられる、丘陵斜面を 200 m²以上の範囲にわたり切り盛りして造成した平坦面に建てられた建物の跡が見つかっています。

一方で、沖積低地では堆積が厚く、縄文時代の水辺で行われた食物加工の跡や古墳、近世の旧東海道川崎宿跡や小杉御殿に関わる遺跡等が確認されているほかは、遺跡の数は多くありません。

イ 名勝地

市域では、名勝地に相当する文化財は把握していません。

ウ 動物、植物

禅寺丸柿は、鎌倉時代に王禅寺の山中で発見されたと伝えられる日本最古の甘ガキで、17世紀半ばから王禅寺近隣のみならず、南多摩地域や横浜地域にも栽培が広がり江戸に出荷され、地域経済を支える大事な収入源でした。平成7（1995）年に柿生禅寺丸柿保存会が結成され、原木の保護や苗の配布等の活動を通じ、後世に伝承する取組がされていて、王禅寺境内の原木と麻生区内の6本が国登録記念物です。



国登録記念物
禅寺丸柿（王禅寺）

中原区宮内の**春日神社・薬師堂・常楽寺境内及びその周辺**の**樹叢**（じゅそう 県指定天然記念物）は、多摩川に近い沖積地の自然堤防上に立地し、スダジイ・タブノキ・シラカシの3種が全域に生育しているほか、ヤブニッケイ・アカガシ等の常緑広葉樹、ケヤキ等の落葉樹が高木層を形成しています。亜高木層以下にもシロダモ・ヤブツバキ・モチノキ・アオキ・シュロ・チャノキ・ジャノヒゲ・ビナンカズラ等の常緑植物が多く出現しており、安定的な森林形態をとどめています。

宮前区神木本町の県立東高根森林公園内の**東高根のシラカシ林**（県指定天然記念物）は、かつて関東地方内陸部の平野・丘陵・低山地に広がっていたカシ類を主とした豊かな常緑広葉樹林の残存林で、特徴的な谷戸地形にあって、自然林に極めて近い森林形態を比較的広い面積で遺しています。

市域では、1950年代から始まった多量の農薬散布や水質悪化の影響を受け、田んぼや用水路に生息していた大型水生昆虫や水草が消滅し、その後市内から田畑が消えると、丘陵地の林や草地、湿地が住宅地に姿を変え、ヒノマイトトンボやウラギク等生息地を失った多くの動植物たちが市域から消えつつあります。



神奈川県指定天然記念物
東高根のシラカシ林

エ 地質鉱物

大正2（1913）年に現在の麻生区百合丘2丁目で発見された**パラストゴドン象歯化石**（市重要天然記念物、川崎市青少年科学館所蔵）は、およそ200～100万年前に日本列島に生息していた胴長短足、肩までの高さが約2mの小型の象の歯の化石です。この化石の発見により、川崎市の地質基盤を構成している上総層群柿生層～飯室層が、第四期前期更新世に相当するものであることがわかりました。



川崎市市重要天然記念物
パラストゴドン象歯化石
（川崎市青少年科学館所蔵）

市内最大級の緑地である生田緑地の柘形山には、大地が隆起と沈降を繰り返しながら形づくられたことがわかる地層の露頭が観察できます。約120～100万年前に水深50mの海底でできた青みがかった灰色の地層である**飯室泥岩層**、約30万年前の比較的浅い海や波打ち際でできた**おし沼砂礫層**、関東ローム層のうち**多摩ローム層**や**立川ローム層**、**飯室泥岩層**と**おし沼砂礫層**の**不整合**が観察できます。

（5）文化的景観

市域では文化的景観に相当する文化財は把握していませんが、多数の工場が密集する臨海部では、夜を迎えると様々なプラントに作業用の明かりが灯り、この夜間景観が「工場夜景」として注目されています。



川崎臨海部の工場夜景

(6) 伝統的建造物群

市域では、伝統的建造物群に相当する文化財は把握していません。

(7) その他（産業遺産）

幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、我が国の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物である「近代化遺産」に対し、これらに含まれない産業生産にかかわる設備、製品等は、文化財としての位置付けが整理されておらず、「産業遺産」「産業文化財」等と呼ばれています。

このため、本計画では、本市の歴史文化を整理する上で、欠かすことができない産業遺産については「その他（産業遺産）」として整理しています。

具体的には、東芝未来科学館やミットヨ測定博物館、電車とバスの博物館等の博物館施設が収蔵する資料のほか、工場への通勤の足として利用された川崎市電700形車両、大型の機械の一部をモニュメントとして移設したプラネタリー熱間圧延機歯車モニュメント、等があげられます。

第3章 川崎市の歴史文化の特徴

1 歴史文化の概要

(1) 原始

ア 旧石器時代

市域で人類が生活を始めた最も古い痕跡がみられるのは、33,000年前の鷺ヶ峰遺跡（宮前区）です。この頃は後期旧石器時代と呼ばれ、人々が石器を使って狩猟・採集しながら移動する遊動生活で、定住はしていません。鷺ヶ峰遺跡から出土した石器の数はわずかで、狩りに使用した石器や加工用の石器などです。関東地方における旧石器時代の二大遺跡集中地である相模野台地と武蔵野台地の間に位置する川崎市域には、この二つの地域から旧石器時代の人々がごく短期的に繰り返し回遊移動してきて、なんらかの作業を行っていました。

市北西部の多摩丘陵上には、鷺ヶ峰遺跡以外にも10か所以上の後期旧石器時代の遺跡が確認されています。



鷺ヶ峰遺跡の出土品

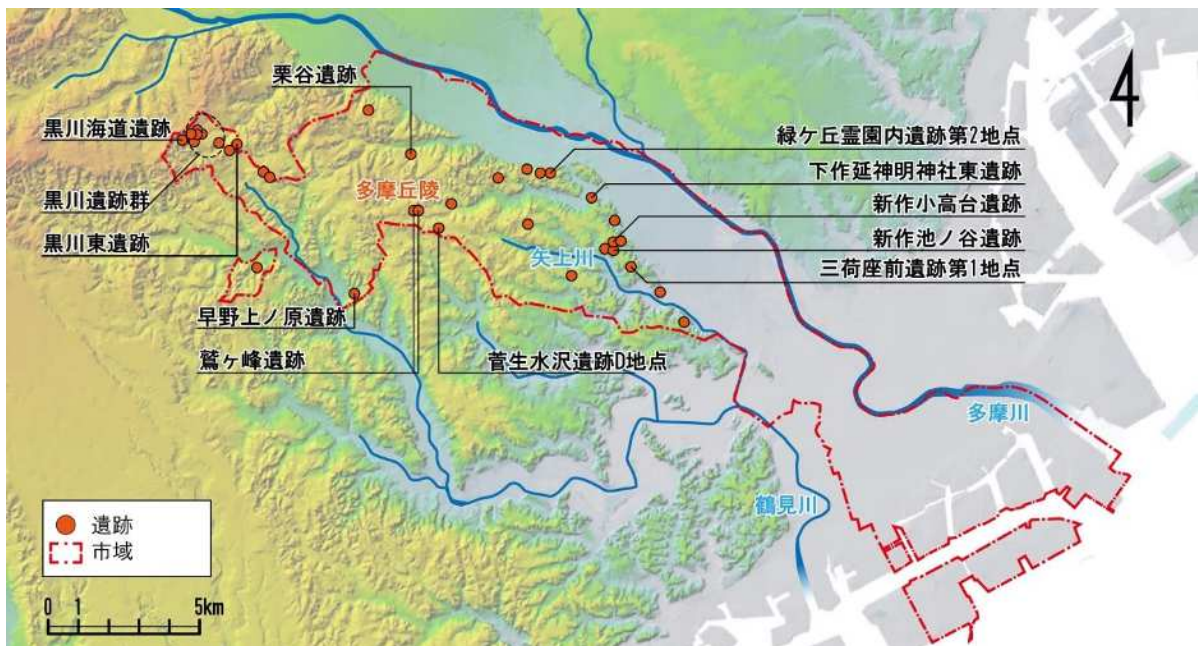


図13 旧石器が発見された市内の遺跡の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

イ 縄文時代と海岸線の位置の変化

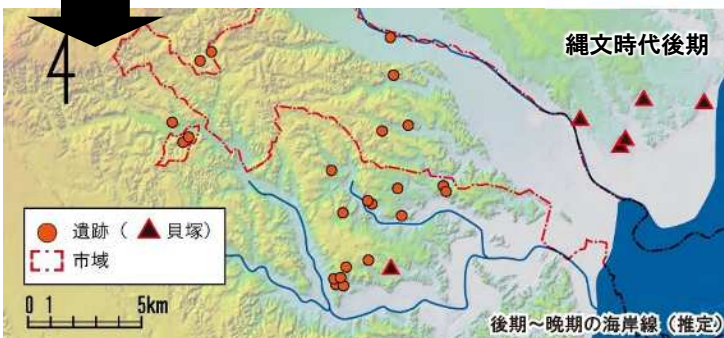
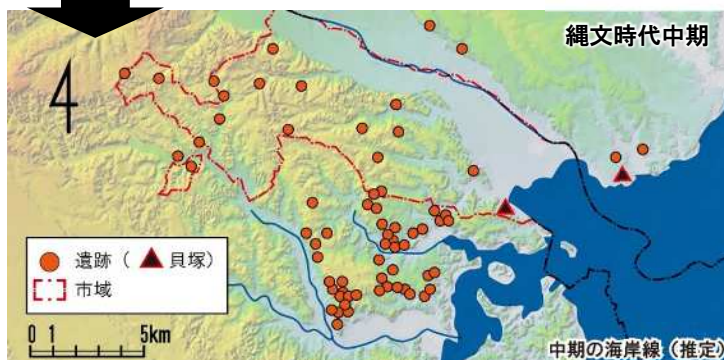
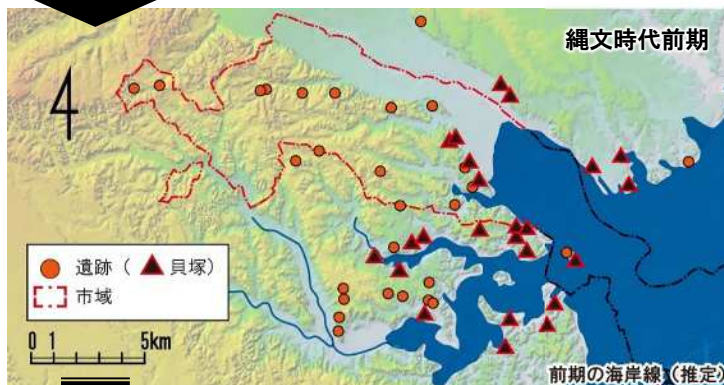
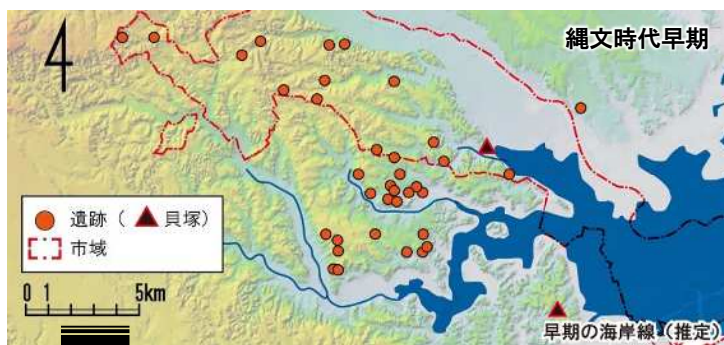
16,000年前になると、日本列島で縄文土器が使用されるようになります。石器は狩猟用の槍先につける尖頭器に加えて、新たな狩猟道具である石鏃が加わりました。植生はナラ類を主とする落葉広葉樹が広く分布し、ドングリやクルミ等堅果類を利用した生活が行われました。市域でも、多摩丘陵上に人々の生活の痕跡が色濃く遺されています。

縄文時代草創期（16,000～11,500年前）には、細い粘土紐を貼り付けて装飾する微隆起線文土器が万福寺遺跡群（麻生区）で発見されており、質・量ともに全国屈指の当該期資料群として評価されています。



万福寺遺跡群の微隆起線文土器と石器

縄文時代早期（11,500～7,000年前）になると、市内でも定住的な生活の痕跡が確認されています。菅生水沢遺跡（宮前区）や井田中原遺跡（中原区）では、数軒の竪穴住居からなる集落が見つかっています。この時期には、縄文海進で東京湾が徐々に内陸まで入り込み、人々は魚類や浅い砂泥の環境に生息する貝類を食料として盛んに利用し、貝殻等を廃棄した場所が貝塚になりました。市域で最も古い貝塚は子母口貝塚（高津区）で、台地上の東西約100m、南北約150mの範囲に4つの小規模な貝塚（地点貝塚）が発見されています。



縄文時代前期（7,000～5,500年前）には、海進が最も進み、鷺沼遺跡（宮前区）や稲荷森遺跡・黒川東遺跡（麻生区）のように、内陸部にもムラが立地していました。一方で、海岸線に近い地域では、貝塚がいくつも発見されています。この頃につくられた縄文土器は、形や大きさが変化に富み、装飾性が増し、獣面や人面の突起を持つものが現れることが特徴です。

図14 縄文時代（早期～後期）の海岸線と遺跡の分布の変遷
 /「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成

縄文時代中期（5,500～4,500年前）は、現代と同じような気候になり、海退により、湾奥の干潟は陸地になり、海岸線は現在の小杉付近まで後退しました。東京湾対岸の千葉県や隣接する横浜市では大規模な貝塚がつくられますが、市域では貝塚はほとんどありません。しかし、遺跡の数が急激に増え、集落の規模も大きくなります。これは環境が安定したことにより、シイ・ニレ・ケヤキ・ブナ・クヌギ等の森林が形成され、植物食糧を安定的に確保できるようになったためです。土器も大型化し、文様構成も複雑化し、装飾も盛んにほどこされます。石器は、土掘具として使われた打製石斧や、磨製石斧、木の実の加工に使われたたたきいし・すりいし・石皿等が出土しています。

縄文時代後期（4,500～3,200年前）には海岸線はさらに後退し、埋立が進む前の海岸線に近づきました。この時代には、丘陵上に生活の拠点としていた人々にとって海産食料の確保は困難になったこと、富士山の噴火があったこと等から、急激に遺跡が減少しています。市域では、幾つかの遺跡で後期の土器を伴う住居が見つっていますが、詳しいことはわかっていません。

一方で、多摩川の流路内にある多摩区 No. 61 遺跡（宿河原縄文時代低地遺跡）では、通常では腐朽してしまう漆器や木製品、植物の種子等を良好な状態で発見しています。出土遺物の内容からドングリ等の堅果類のあく抜きをする「水晒し場」や、石錘（おもり石）を使った網漁を行っていた場所であったことがわかっています。

縄文時代晩期（東日本では 3,200～2,400 年前）には、東北地方の影響の強い土器が使われました。しかし、遺構を伴う遺跡は下原遺跡（多摩区）しか知られていません。

下原遺跡では、東北地方の大洞系土器を多数使っていたことや、この時期特有の文化を表す品物（土偶・土版・石剣・石棒等）が目立ちます。



下原遺跡の注口土器

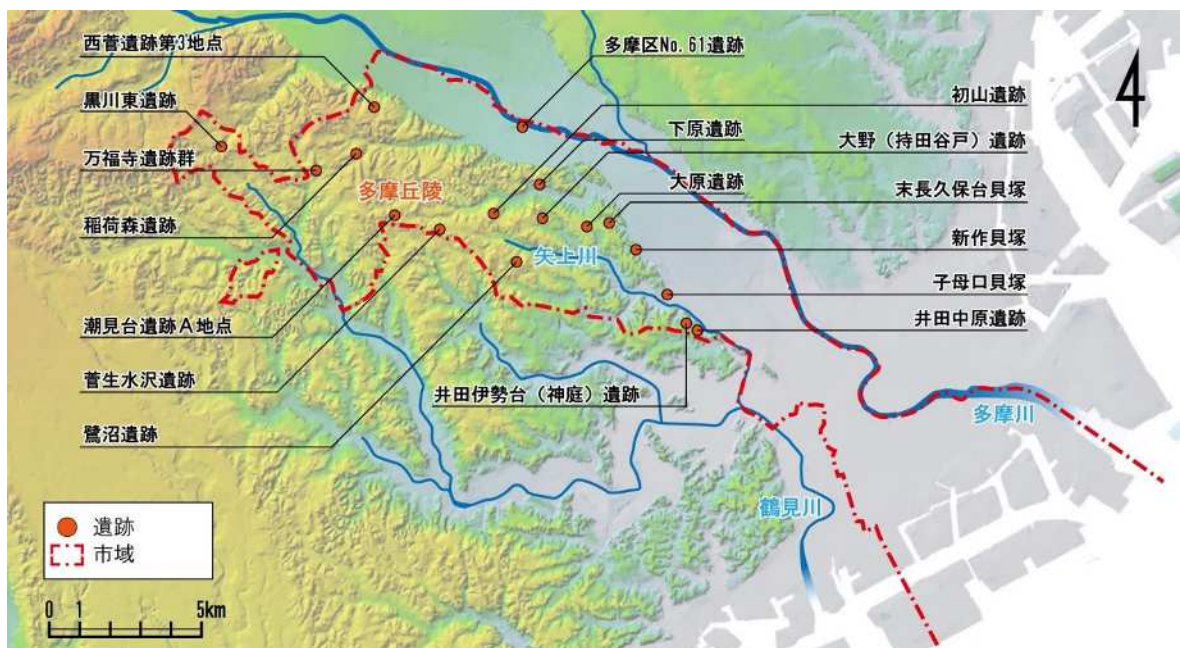


図15 縄文時代の主な遺跡の位置／「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成

ウ 弥生時代

2,900～2,800年前には、大陸から北部九州にいち早く稲作の技術やそれに伴う生活様式が伝えられ、食料生産を基盤とした農耕社会が始まりました。しかし、関東地方では、弥生時代前期にあたる土器の出土資料は極めて少なく、市域の弥生時代の始まりについて詳しいことはわかっていません。

梶ヶ谷神明社上遺跡（高津区）では、約2,000年前の竪穴住居4軒が確認されています。川崎市域に定住し、最初に稲作を行った人々のムラの跡です。非常に保存状態の良い土器類と鉄斧・鉄鑿等とともに太形蛤刃石斧・環状石斧・磨石・石皿、管玉等、素材や用途を異にする豊富な資料があり、道具が石器から鉄器へと移り変わる様子を示しています。

後期（1～2世紀）になると、東高根遺跡（宮前区）のように、下末吉台地の縁辺部に集落が作られるようになり、稲等の生産の場として谷戸を利用していました。

弥生時代の市域では南関東に分布する久ヶ原式土器のほかにも、中部高地の影響を受け神奈川県域で作られるようになった朝光寺原式土器や、北関東地方に分布する吉ヶ谷式土器等が使われていました。人々は、煮炊きにする甕や貯蔵に使う壺、供献に使う高坏や杯など様々な種類の土器を使っていましたが、弥生時代の市域は、各土器型式の分布の周縁部にあたり、甕は朝光寺原式土器、壺は久ヶ原式土器など、複数の型式の土器を組み合わせて使っていました。



梶ヶ谷神明社上遺跡出土の土器群



梶ヶ谷神明社上遺跡出土の鉄器



図16 弥生時代の主な遺跡の位置／「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成

エ 古墳時代

畿内地方でヤマト政権が成立し、前方後円墳が盛んに築かれるようになると、地方の豪族たちが次第にヤマト政権の身分秩序に編入され、各地で前方後円墳をモデルにした古墳が築かれました。

市域では、4世紀後半に、加瀬山（幸区）のそばに全長 87m に及ぶ前方後円墳の白山古墳が築かれました。白山古墳からは京都府椿井大塚山古墳出土三角縁神獣鏡の同范鏡（同じ鋳型から作られた鏡）をはじめとした鏡類や玉類が出土しています。

有力豪族による大型古墳の造営の一方で、小勢力の豪族も古墳の築造を始めました。

5世紀半ばになると、市域では小型の古墳が点在するのみで、突出した規模の古墳は造られなくなります。

しかし、5世紀末から6世紀頃には白井坂埴輪窯跡（宮前区）で埴輪が生産されており、西福寺古墳（高津区）に立てられていました。古墳を立派に飾るのに必要な埴輪を自前で生産できる豪族が存在したことがわかります。

6世紀代には、急激に古墳や横穴墓の数が増加し、古墳時代前期から古墳を築造してきた地域とは別に、6世紀初頭以降、新たに古墳群を形成する地域が出てきます。このことは、「日本書紀」安閑天皇元年閏12月の条にある、^{かさほらのあたのおみ}笠原直使主と^{おき}同族の小杵が、武蔵国造の地位を争い（武蔵国造の乱）、勝利した笠原直使主が朝廷に献上した4つの屯倉と関係していると考えられます。市域に置かれた橘花屯倉の経営にかかわる在地豪族は、屯倉を通じてヤマト政権とのつながりを確保したことで、安定的な地域経営が可能となり、新興勢力として域内各地に古墳や横穴墓を盛んに築造しました。

塚越古墳（幸区）は、6世紀半ばすぎの築造で、南関東では最古級の横穴式石室を持っており、武蔵国造の乱で活躍した世代の豪族の墓と考えられます。



白山古墳の三角縁神獣鏡（複製）
（川崎市市民ミュージアム所蔵 原品 慶應義塾）



白井坂埴輪窯跡の埴輪



塚越古墳

5 世紀末から 6 世紀にかけて多摩川下流域では、有力豪族の古墳が一つの地域に集中せず、西福寺古墳（5 世紀末）→二子塚古墳（6 世紀前半）→上丸子古墳（6 世紀中頃）と小地域を移動して築造されています。下流域の小地域が輪番的に交代して地域を代表していた様子がわかります。

7 世紀になると、有力な古墳が築造される場所が、高津区の梶ヶ谷周辺（馬絹古墳・法界塚古墳）と、幸区の加瀬山周辺に集中します。

集落では、5 世紀後半から住居の中に渡来人が持ち込んだカマドが作られるようになり、それに応じて甕や甑こしきの姿は長い胴をもつ形に変化していきます。この時期には新作遺跡（高津区）や影向寺遺跡（宮前区）で発見されているように、朝鮮半島から製作技術が伝わり生産が始まった須恵器も用いられるようになってきます。遺跡の数も増えており、人口が増加していたことがうかがえます。

多摩川下流域の沖積低地では、後背湿地を利用した水田が展開していたものと考えられ、中原区宮内の自然堤防上では水辺の祭祀の痕跡が遺されています。

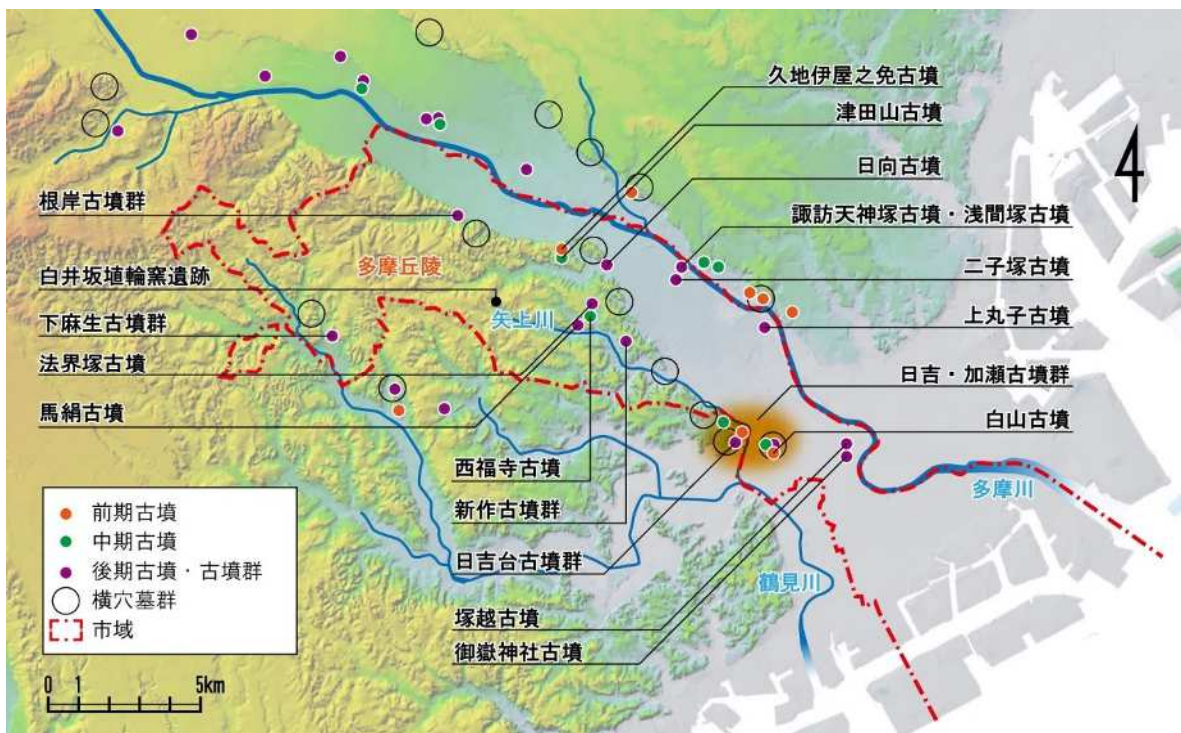


図 17 主な古墳の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

(2) 古代

ア 律令制と市域

7世紀の半ばになると、天皇を中心とした中央集権国家を目指し、律令制に基づく国づくりが進められました。市域では、武蔵国に属した地方行政組織として橘樹評家が設置され、8世紀初めには大宝律令に基づき郡家に変遷しました。市域の大部分は橘樹郡に属しており、駅路近くに郡家正倉院が置かれ、租調庸の徴税・収蔵等中央集権国家の一端を担いました。橘樹郡から納められた税のうち、租（稲）は、地方の財源として武蔵国府（東京都府中市）の正倉院に備蓄され、調や庸として納められた布等は、国府へ運ばれ国司の署名と武蔵国の印を押印したうえで都へ運ばれました。

郡家の西側には、7世紀末創建の寺院跡が発見された影向寺遺跡（宮前区）があり、地方豪族である郡司が氏寺として寺院を造ることで、地域の精神的な連帯を図った可能性が考えられます。この古代寺院からは、都筑郡（現在の横浜市北西部）を表す「都」や「死射志国荏原評」（現在の東京都南東部）と刻まれた瓦が発見されており、郡域を超えたつながりの中で建立された可能性が高いことも注目されます。

有馬川や平瀬川などの流域の多摩丘陵上には、火葬骨蔵器が濃密に分布しているのが特徴で、早くから仏教が浸透していたことを表しています。

平安時代の初期には、全国で班田の不足が深刻化し、未墾地の耕地化を進めるため認めた土地の私有化が進んだことにより、公地公民制の基本原則を崩壊させました。9世紀には橘樹郡家が衰退して、市域では律令制社会が立ち行かなくなっていました。



「死射志国荏原評」と刻まれた瓦



橘樹官衙遺跡群正倉院の整備イメージ

イ 荘園と市域

平安時代後期の市域には、南部に河崎荘、現在の幸区には加瀬（加勢）荘、中原区には丸子荘、中原区から高津区にまたがった地域には稲毛荘等の荘園が成立していたことが文献からうかがえます。『武蔵国稲毛本荘検注目録』〔承安元（1171）年〕には、稲毛郷・小田中郷・井田郷等の新しい地名が登場し、律令制による地方行政が崩壊し、荘園の編成を通して新しい地域のまとまりが生まれていった様子を表しています。稲毛荘の田で収穫された米はその一部が在地領主や本所（中央の荘園領主）から派遣された現地管理者に支給され、あるいは治水工事費等に蓄えられた以外は、年貢として本所へ送られました。遠隔地であるため、特産品の米を絹に換算して本所へ送付していました。

稲毛荘は藤原摂関家に寄進されたことから、藤原氏の氏神である奈良春日大社の分霊を荘内の鎮守として祀り、その祭祀や社殿の維持を賄うために稲毛郷の田の一部が充てられています。この鎮守が現在の中原区宮内の春日神社で、宮内は稲毛荘内の中心的な位置を占めていました。また、春日神社に隣接する常楽寺には、浅く柔軟な衣文表現や丸い穏やかな表情が特徴の、12世紀頃に造立された木造聖観音菩薩像が伝わっています。

稲毛荘以外は資料が少なく、詳しいことは明らかではありません。加瀬荘の域内では、加瀬山南麓で出土した秋草文壺や、越路遺跡出土青白磁四耳壺が注目されます。秋草文壺は12世紀末頃の渥美焼、越路遺跡出土青白磁四耳壺は県内でも最古の部類に入る舶載陶磁器で、相当の富と権力を有した人物が存在したことを裏付けています。丸子荘においては、山王権現（日吉大社西本宮）の分霊を勧請し、丸子山王権現（現在の日枝神社）が創建されています。この頃、影向寺の木造薬師如来両脇土像や麻生区の岡上東光院の木造兜跋毘沙門天立像、麻生区高石法雲寺の木造阿弥陀如来坐像など、穏やかな表情が特徴の和様の要素が認められる仏像が造立されています。



国宝 秋草文壺
（慶應義塾 所蔵）

（3）中世

ア 中世の市域

平安時代末期には、武蔵平氏の稲毛三郎重成が稲毛荘の在地領主となりました。稲毛重成は、鎌倉幕府成立後、頼朝に仕えて文治5（1189）年の奥州征伐にも従っています。北条政子の妹であった妻が亡くなった後は、本拠地の稲毛荘の館を居所（多摩区枅形の広福寺との伝承がある）としていましたが、元久2（1205）年に畠山重忠謀殺事件の工作者の嫌疑を受け、北条氏により一族が滅ぼされました。

これにより、北条氏による武蔵国の支配が本格化します。承久3（1221）年には、比叡山延暦寺大乘院領であった稲毛本荘は関東御領（幕府直轄領）となり、幕府政治が御家人による合議制から北条得宗家による専制政治へ進む中で、事実上の北条得宗家領になりました。

多摩川に沿って続く多摩丘陵には、小沢城、寺尾城、枅形城、作延城、井田城等の山城が築かれていました。また、この丘陵上の宮前区平には源頼義が奥州遠征の成功を願って八幡祠を創建、源頼朝が建久3（1192）年に再建したと伝えられる白幡八幡大神があるほか、

多摩区長尾には「源家累代の祈願所」として源頼朝が特に重視した威光寺が置かれ、頼朝の異母弟・阿野全成が派遣されたことから、多摩丘陵が鎌倉にとって重要な意味を持っていたことがうかがえます。

加瀬山の熊野神社境内の浅間塚経塚（幸区）や井田経塚（中原区）では12世紀から13世紀の常滑焼壺や片口鉢が出土しています。鶴見川の上流域や支流では、この頃の国産陶磁器が多数発見されており、先進的な文物が流入していたこと、河川を利用した交通が発達していたことがわかります。

元弘3（1333）年に上野国で挙兵した新田義貞の軍勢が鎌倉を目指して南下するのに対し、久米川の戦い（現在の東京都東村山市）に敗れた幕府軍は多摩丘陵の諸城に兵を固めました。同年5月16日の丘陵直下の分倍河原での激戦が、新田軍による鎌倉侵攻の突破口となりました。

鎌倉幕府の終焉により、北条氏とその家臣の所領は没収され、その後の南北朝の動乱期を経て新たな領主が配置されました。

足利尊氏が開いた室町幕府は、政治の中心を再び京都へ移し、鎌倉には関東地方の支配機関として鎌倉府を置きました。尊氏は武蔵国の守護と国司に任命され、川崎市域を含む武蔵の南部は鎌倉に近いこともあり、早くから足利氏の支配を受けました。

足利尊氏と鎌倉の足利直義の対立により引き起こされた観応の擾乱^{じょうらん}では、尊氏派の高麗経澄が挙兵して武蔵府中に進み、多摩川を渡って直義派の前線基地である小沢城を焼き払いました。これにより直義方の敗色は決定的となり、内乱は終息しました。



威光寺に関わる胎内銘をもつ
妙楽寺の木造日光菩薩像



図18 多摩丘陵上の主な城館・寺院の分布／「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成

鎌倉府が比較的安定していた 14 世紀後半から 15 世紀前半は、戦乱は収まり、寺社の復興が盛んにされています。麻生郷の王禅寺は、開創が延喜 21 (921) 年〔寺伝では延喜 17 (917) 年〕と伝えられる古刹です。14 世紀中頃に金沢称名寺延命院（横浜市金沢区）の等海が中興し、禅・律・真言の三宗兼学の道場として栄え、別当には鎌倉鶴岡八幡宮の俊誉や印融といった学僧が迎えられました。

能満寺（高津区）ではこの時期に鎌倉仏師の朝祐による木造虚空蔵菩薩立像が造立されています。

また、調布深大寺の僧長弁によって、長尾威光寺の梵鐘勸進、影向寺の伽藍再興、河崎山王社の大般若経施入等の勸進活動が活発に行われています。威光寺では、永正 6 (1509) 年に薬師如来坐像が造立され、さらにその後脇侍が造立されています（木造薬師如来両脇侍像として多摩区妙楽寺に現存）。

享徳 3 (1454) 年に、鎌倉公方足利成氏が関東管領上杉憲忠を殺害すると、鎌倉公方と関東管領上杉氏との対立が激化し、関東各地で争いが起こりました（享徳の乱）。この争いに関東管領の上杉氏が勝利したことで、鎌倉府による関東の支配は終焉を迎え、武蔵・相模の一带は関東管領の支配下に置かれました。これを背景に、市域では、各地の地侍が台頭し、内乱の中で上杉氏の家老であった長尾氏や太田氏のもとで活躍しました。



王禅寺仁王門

イ 後北条氏の支配と市域

一方、小田原に拠点を置いた後北条氏は、相模や武蔵へと進出を図ります。大永 4 (1524) 年、北条氏綱は太田道灌の孫にあたる太田資高と通じ、江戸城を奪取し、市域は完全に後北条氏の支配下に組み込まれました。

後北条氏による領国経営の様相は、市域に遺されている後北条氏が発した文書からうかがえます。当初は知行人を介した間接的な支配だったものが、代を重ねるごとに直接領民を掌握するようになり、宛先も村の名主百姓にあてたものが発給されるようになっていきます。



泉沢寺文書（後北条氏制札）

後北条氏は、領国拡大の過程で婚姻関係を結ぶことで有力領主と宥和を図っています。足利氏を出自とする吉良氏は、蒔田（現在の横浜市の一部）と世田谷に領地を持っており、一部市域にも勢力が及んでいました。後北条氏は、その伝統的な勢力を無視しえず、2 代氏綱も 3 代氏康もその娘を吉良氏に嫁がせました。吉良頼康は天文 19 (1550) 年、上小田中（現在の中原区）に菩提寺泉沢寺を再興して寺領を寄進し、上小田中の市を繁栄させるため諸役の免除を許す等、居住を奨励しています。

天正 18 (1590) 年、豊臣秀吉による小田原攻めが行われ後北条氏は滅亡し、小田原城に入城した秀吉は、関東の後北条氏旧領を徳川家康に与えました。

(4) 近世

ア 徳川幕府による地域開発

徳川家康は関東へ入国すると、江戸城を政治の中心に据え、軍事・民政の面から領国経営を行いました。江戸の防衛の体制を強化し、後背地である関東平野を灌漑・治水により開発し農業生産地に転換していくため、江戸と多摩川を隔てて近接する本市域は、多摩川沿いの平坦地は直轄地化され、丘陵地は直属の中小家臣の知行地や寺領として割り振られました。

家康は南関東一円の生産力向上の一環として、小泉次大夫に命じ慶長2（1597）年2月、多摩川下流の世田谷・六郷と稲毛・川崎の四か領の用水掘削のための測量に着手させます。小泉次大夫は小杉村に陣屋を置き、測量や工事の指揮をとり、周辺の農民を参加させ上流に向かって開削を進め、慶長16（1611）年に二ヶ領用水と六郷用水を完成させました。

江戸が政治の中心地になると、関東の主要な交通路が整備されました。幕府は元和9（1623）年には川崎を東海道の宿駅として正式に認めたほか、市域を横断する脇往還を整備します。

このうち、中原往還は江戸虎ノ門を起点とし、丸子の渡しを過ぎて市域に入り、小杉を経て野川・久末を通り、平塚の中原御殿に至って東海道に合流する脇往還です。小杉は商人荷物の取り扱いで賑わったほか、江戸時代前期には家康や秀忠の江戸・駿府の往復に利用され、將軍家の休憩所として小杉御殿が置かれました。市域にはこれらの道に道標や道標を兼ねた石造物が多く建てられています。

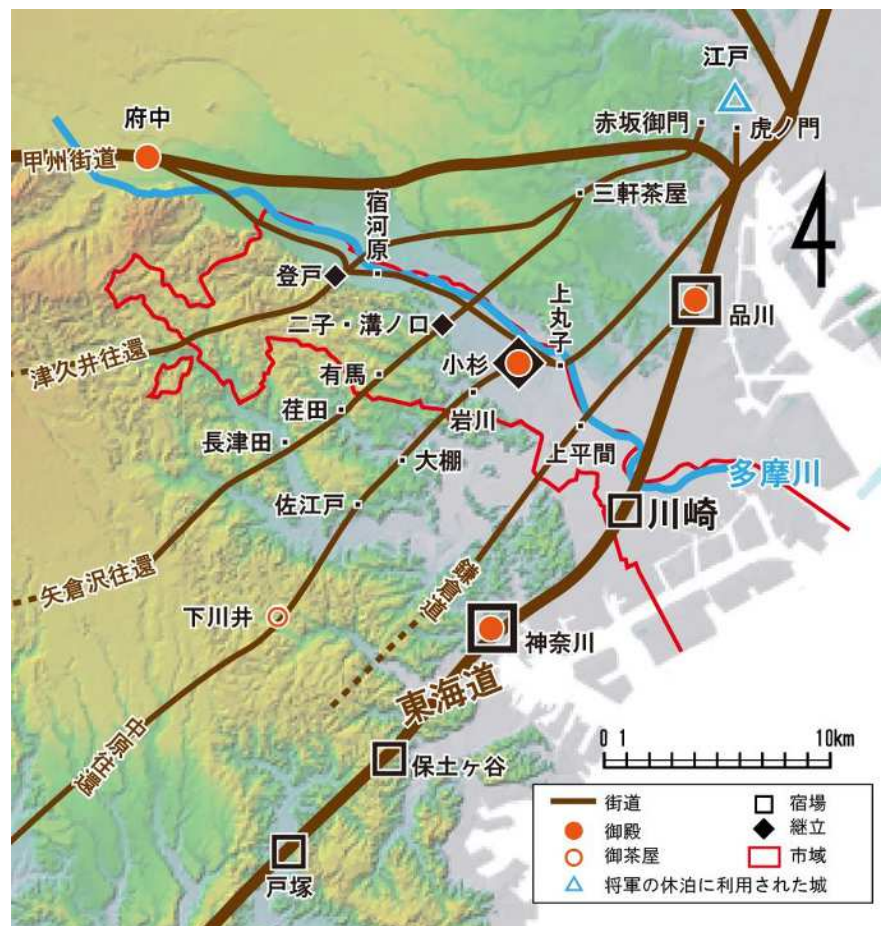


図19 近世の市域周辺の交通路・宿の位置／
「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

イ 新田開発と殖産興業

享保期には、窮乏した幕府財政の立て直しのため新田開発を促進する政策がとられました。これを受け、市域では天真寺新田や池上新田を開発したり、田中休愚による多摩川や二ヶ領用水の改修で灌漑面積が拡大したりしています。

池上新田は、池上幸豊が「笹だし」という手法で遠浅の海を埋立て開発したもので、新田開発史上極めて画期的な事業でした。また、幸豊は殖産興業の取組として甘蔗栽培に取り組み、和製砂糖の製造に挑んでいます。

一方で、多摩川の氾濫を原因とした境界争いや、早ばつの際の用水をめぐる争いも頻発し、文政4(1821)年の溝ノ口村水騒動は、幕府の沙汰を受ける大きな事件となりました。

なお、市域北西部の菅・中野島・五反田・登戸の各村では、府中領大丸村(現在の稲城市)で多摩川から取水する大丸用水を利用していました。早ばつなどがあると、大丸用水を利用する村々の間でも、同じように水をめぐる争いが起きました。

商品経済の発達とともに、大師河原の梨や桃の栽培、中野島の和唐紙、多摩丘陵一带の黒川炭、溝ノ口の醤油製造、王禅寺村の柿栽培、多摩川の鮎漁等が盛んになっていきました。



現在の二ヶ領用水(宿河原線)

ウ 川崎大師と民間信仰

江戸時代後期には、大師河原の川崎大師平間寺への災厄消除の信仰が将軍や御三卿等支配階級の人たちの間に広まり、帰依する人が多くなります。宝暦6(1756)年には御三卿の田安宗武による宝篋印塔の寄進があり、11代将軍家齊の4度の参詣をはじめ、その後歴代将軍がしばしば参詣したため、堂宇の整備も行われました。一方で、庶民の間でも信仰が盛んになり、江戸で行われた出開帳に多くの参詣者が集まり、川崎大師は隆盛を極めました。

また、影向寺では、薬師如来に対する眼病平癒の信仰が盛んで、「向いめ」など絵馬が多く遺されています。ほかにも五穀豊穡や疫病退散、あるいは雨乞いと関連して一人立三人獅子舞が小向・初山・菅に現在でも遺されているほか、獅子頭が延命寺(幸区)に遺されています。その年の吉凶を占う射的行事なども、この頃から市域各地で行われていました。



図20 近世の主な文化財の位置/「地理院地図(電子国土Web)」(国土地理院)を加工して作成

(5) 近代

ア 明治維新後の市域

慶応3(1867)年、15代将軍慶喜の大政奉還により江戸幕府が崩壊し、明治の新政が始まります。明治4(1871)年の廃藩置県によって川崎市域も神奈川県に管轄下となりました。

明治5(1872)年9月に新橋―横浜間に我が国最初の鉄道が開通し、川崎駅が設置されました。この鉄道開通は川崎大師の参詣者をさらに増加させましたが、東海道川崎宿には大きな打撃を与えることになりました。明治31(1898)年に立川勇次郎が發起人となった大師電気鉄道株式会社が創立され、翌年1月には川崎町六郷橋から大師河原間の営業が開始されました。電気鉄道は日本で3番目、関東では最も早い営業開始でした。4月からは名称を京浜電気鉄道と改め、その後の敷設延長により明治35(1902)年には品川海岸から神奈川間が開通しています。当初は川崎大師に参詣客を運ぶために敷設された鉄道でしたが、京浜間に路線を拡張するに及んで、京浜臨海工業地帯の通勤客を運ぶ重要な足となりました。

また、幸区戸手の多摩川河畔には、明治21(1888)年に横浜煉瓦製造会社(後に御幸煉瓦製造所)が操業し、東京や横浜へ煉瓦を出荷しています。

一方、多摩丘陵上の農村には、養蚕具の製作所としてスタートした農機具メーカー細王舎も発足しています。繭から生糸を取る座繰機に独自の工夫を加えて売り出し、その後開発製造した足踏み式回転脱穀機「ミノル式親玉号」は、日本全国のみならずアジア各地に販路を広げました。



御幸煉瓦製造所

(「企画展 産業都市・カワサキのあゆみ 100年」
川崎市市民ミュージアム 2007年 より転載)

イ 工業都市化への道

日露戦争後、川崎町の地元有力者の間では、更なる発展を図るため工場誘致を促進しようという機運が次第に盛り上がり、明治43(1910)年12月に川崎町長に就任した石井泰助は道路・上水道・河川の整備を行い、工場を積極的に誘致する方針を打ち出しました。

それに伴い、横浜製糖株式会社(後に明治製糖株式会社)や東京電気株式会社(後に株式会社東芝)が川崎町へ進出しました。これらを契機に、日米蓄音器製造株式会社(後に日本コロムビア株式会社)、鈴木商店(後に味の素株式会社)など、明治末から大正初期にかけて川崎町を中心とした多摩川下流地域に相次いで工場が建設され、川崎の工業都市化が急速に進展しました。

また、多摩川河口から鶴見川河口に至る臨海地帯においては、浅野総一郎らが海浜の埋立を行い、用地を拡大して工場の新設を行い、さらに活発な工業化が図られるようになりました。現在の鶴見区潮田地先に旭硝子株式会社が進出して以降、浅野造船所(後に日本鋼管鶴見造船所)、現在の川崎区大川町に日清製粉株式会社鶴見工場が進出するなど工場が次々に建設されていきました。



日清製粉株式会社鶴見工場/『川崎市要覧』
昭和4(1929)年(川崎市市民ミュージアム所蔵)

一方、工業の発展は人口の増加とともに工場地と一般住宅地の区画の整理や、水道や道路の整備を含めた市街地整備を必要とし、川崎町域の急速な都市化をもたらしました。

近代的な工場が誘致されたことで、そこで働く人々も各地から集まってきました。特に沖縄の人々は富士瓦斯紡績の女子工員として、またその親戚縁者も多く京浜工業地帯へ移り住み、故郷を懐かしんで沖縄の民俗芸能を川崎に根付かせました。

大正 13 (1924) 年 7 月、川崎町・御幸村・大師町が合併し、横浜・横須賀について神奈川県下 3 番目の市として川崎市が誕生しました。以後、昭和に入ると、市勢の発展を図るため、隣接した町村を相次いで合併編入し、市域を拡大していきました。

- | | |
|----------|---------|
| ①東京製綱 | ⑮富士電機 |
| ②明治製糖 | ⑯日本鑄造 |
| ③芝浦製作所 | ⑰日本電力 |
| ④日本コロムビア | ⑱日清製粉 |
| ⑤味の素 | ⑲東京電灯 |
| ⑥富士紡績 | ⑳日本鋼管 |
| ⑦旭硝子 | ㉑鉄道発電 |
| ⑧造船 | ㉒日本鋼材 |
| ⑨製鉄 | ㉓浅野セメント |
| ⑩芝浦製作所 | ㉔日本鋼管 |
| ⑪ヒューム管 | ㉕昭和電工 |
| ⑫ガス | ㉖芝浦製作所 |
| ⑬大日本化学 | |
| ⑭秋田木材 | |



図 21 海浜の埋立と工業都市化の変遷／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

この頃の市域の産業構造は、多摩川下流域や臨海部での工業の著しい伸長に伴う工業都市化の一方で、それ以外の地域の主産業は農業でした。多摩川低地は米作の割合が大きかったのに対し、丘陵地は相対的に畑作が多く、麦作がその作付面積の多くを占めていました。多くの農村では換金性の高い作物の栽培や園芸農業・果樹栽培等に力を入れ、安定した経営を目指すようになりました。代表的なものでは、市ノ坪の草花、馬絹の花木、土橋の筍、多摩川梨、桃やいちじく、柿等の果樹栽培が盛んに行われ、首都として発展する東京の消費を支えました。特に明治 26 (1893) 年に大師河原村（現在の川崎区）の当麻辰次郎によって育成された「長十郎梨」は、病虫害に強く、甘くて多産であるとして、多摩川流域一帯で盛んに栽培され、多摩川梨の商標で出荷されました。また、田島村大島（現在の川崎区）では、吉沢寅之助が「伝十郎桃」を明治 29 (1896) 年に発見しました。風味がよく、栽培しやすかったことから、近隣にも普及しました。大師河原では、大正 6 (1917) 年の高潮被害以後、果樹の生産が減少し、市域北部での果樹栽培が盛んになっていきました。

また柿生や岡上（現在の麻生区）では地区をあげて養蚕に取り組み、横浜からの生糸輸出を下支えしていましたが、大正末期に起こった糸の価格や諸物価の暴落を契機に衰退してしまいました。

大師河原では、海苔養殖や貝類等の漁労、製塩が盛んに行われました。しかし、明治38(1905)に塩が専売制となった上、明治43(1910)年に個人の製塩が禁止され、翌44(1911)年の台風により大師地区の塩田が大きな被害を受けたことを契機に製塩業は衰退しました。

大正12(1923)年の関東大震災は、東京や横浜に大きな被害をもたらし、その復興のため砂利の需要が急激に高まり、多摩川の両岸で盛んに砂利の採掘が行われました。大正の終わり頃には六郷橋から丸子付近まで掘り尽くされ、採掘場所は次第に上流へと遡っていき、それにつれて多摩川砂利鉄道(後に南武鉄道、現在のJR南武線)等の鉄道網も充実していきました。

ウ 戦争の拡大と市域

関東大震災、昭和恐慌と続いた社会的な動揺は、市民生活をはじめ産業・経済界等に深刻な影響をもたらしましたが、昭和6(1931)年に勃発した満州事変は、国家財政を緊縮財政から軍備拡張を図るための積極財政に転換させることになりました。川崎市では、物資の輸送をより円滑にするため、多摩川沿いと海沿いの工場を結ぶ運河を建設し、両岸を工場や住宅地にする運河・河港計画を立てました。この計画の一環として川崎河港水門が建設され、昭和10(1935)年には都市計画運河として国の許可を得ましたが、昭和18(1943)年にアジア太平洋戦争の展開により計画は廃止されました。

この時期に市域における工業は軍事産業化の色彩を強め、軍需景気に支えられた重工業を中心に急激な発展を遂げました。これにより、臨海部の工場増設は飽和状態を迎え、貨物輸送の利便に恵まれていた南武鉄道(後のJR南武線)の沿線に工場の新設が盛んになりました。特に電気機械器具の製造を主体とした金属・機械工業が過半数を占める内陸部工業地帯が形成されていきました。昭和17(1942)年には、市の人口は37万人を数え、市外からの工場通勤者は14万人を超えていました。このような状況の中、臨海部の工場に通勤する人々の交通機関は京浜急行大師線と川崎鶴見臨港バスが中心で、工場の生産増強に大きな支障を来していました。このため、市では市営電車の建設を決め、文字どおりの突貫工事により、昭和19(1944)年10月に川崎～東渡田間の営業を開始しました。

戦争の拡大は軍需産業の強化につながり、本市の工業は発展しましたが、その反面、国民生活は物資の不足から物価の高騰や買い占め等に悩まされました。空襲は、昭和17(1942)年4月から終戦までに十数回受けています。そのうち、昭和20(1945)年4月4日の空襲では、大師・川崎地区から中原・高津まで広範囲に及び、川崎大師平間寺の主要堂塔も被災しました。次いで4月15日には、臨海部から多摩区にまたがってB29による空爆を受けています。市域南部では昭和19(1944)年以後、空襲の激化に伴い学童疎開が始まりました。



大師河原の貝漁の様子

(「企画展 産業都市・カワサキのあゆみ 100年」川崎市市民ミュージアム 2007年より転載)



川崎河港水門

市域には軍関係の重要な施設も置かれています。昭和5（1930）年には、海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊通信基地が置かれています。その後、戦局の悪化に伴い、敵の爆撃に耐え得る「耐強受信所（蟹ヶ谷地下壕）」が作られ、海軍の作戦遂行状況を把握し、横浜市日吉の海軍司令部へ地下ケーブルを使って情報を伝達していました。また、生田（多摩区）には、第9陸軍技術研究所（登戸研究所）が置かれ、防諜（スパイ防止）・諜報（スパイ活動）・謀略（破壊・攪乱活動・暗殺）・宣伝（人心の誘導）のための兵器や資材を研究・開発していました。

（6）現代

ア 戦後復興と高度経済成長

川崎市は戦災復興の基本方針を、有利な立地条件を生かしながら、工業都市としての発展を図ることとし、交通・防災・衛生等の事業計画に積極的に取り組み、それまで東京・横浜に頼っていた商業等についても自主的な発展を図り、各地区間の交通を整備していくことを重視しました。



大型し尿処理用ヴァキュームポンプカー
/ 『清掃事業機械化処理器材アルバム』
（川崎市立図書館所蔵）

この方針に基づき、昭和25（1950）年に市営バスが開業、翌26（1951）年には臨海部の工場への輸送手段の改善を目的に市

営トロリーバスが川崎駅前一桜本間で開業しました。また、市営埠頭の建設と川崎港の拡充、さらに上下水道の整備や清掃事業の充実等を図っていきました。し尿処理では、大小便をより早く簡単に収集するため、川崎市は全国で初めて汲取ホースとタンクを積んだバキュームカーを開発し、汲取の機械化を行いました。

昭和30年代になると、京浜工業地帯の中心である川崎の工業は目覚ましい躍進を遂げます。特に消費景気の波に乗り、電気機械器具が大きく生産額を上げ、これに輸送機器と器具製造業が続きました。

一方で、工業地帯が発展するにつれて埋立が進み、昭和46（1971）年に成立した漁業補償協定により、大師河原の漁場や漁業権は放棄され、海苔生産をはじめとした大師河原の漁労はその終焉を迎えました。

市域の工場操業が盛んになるとともに、市民の暮らしは豊かになっていきましたが、一方で工場から排出される煤煙や排水は市民の健康を脅かす原因にもなりました。ぜんそくに苦しむ人や光化学スモッグによる健康被害が多く発生したことから、市では公害を防ぎ、市民の生命と健康を守るために、国の基準よりも厳しい公害防止条例を制定しました。工場も有害物質を除去するための装置の設置や、燃料の変更等の対策を行ってきました。市・企業・市民それぞれの努力により、昭和50（1975）年頃には産業型公害は、かなり改善されていきました。

昭和41（1966）年の東急田園都市線の開通によって多摩田園都市の開発計画が促進され、ますます人口が増加するようになりました。一方で市北西部の緑豊かな丘陵地帯の里山風景はこの開発によりほとんど姿を消しました。

この頃、工場再配置促進法により、移転促進地域に指定された川崎市域では、工場の跡地利用は大規模な再開発が難しい市域南部の社会資本整備のチャンスになりました。東京製綱川崎工場跡地（幸区）には、昭和46（1971）年、神奈川県と市が共同で河原町団地を建設することになりました。この建築は、都市部の住宅需要が増していった時代に、高密度高層住宅団地のよりよい住環境を追求して建設され、建物内部の公共空間の獲得と、南北の軸に平行の2棟が内庭を挟んで対面する形式で各住居の日照時間確保が意図されていました。



河原町団地

昭和47（1972）年4月1日には政令指定都市に移行し、川崎・幸・中原・高津・多摩の5つの行政区が誕生しました。その後、市域西北部の開発に伴う人口増に対して、行政サービスの均衡を図るため、昭和57（1982）年に高津区から宮前区、多摩区から麻生区が分区され、現在の行政区が完成しています。

また、昭和63（1988）年に施行された公文書館法に先駆け、昭和59（1984）年10月に、統合的な情報公開を推進する施設として川崎市公文書館が置かれ、重要な公文書その他の記録は、市民の信託を受けた市の活動の記録で、一部は貴重な歴史的・文化的資料として後世に伝えるものとして、適切に保管しています。

イ 現代の川崎市

1980年代から製造企業は研究開発型や研究開発専門の研究所へと転換し、本市は生産拠点から研究開発・イノベーション拠点へと変遷しており、現在、市内には、民間企業・大学等の研究開発拠点が550ヶ所以上立地しています。1980年代の産業構造の大きな変化を受け、平成元（1989）年には、神奈川県と川崎市が共同で、かながわサイエンスパーク（KSP）を設立、インキュベーション機能、新製品・新技術開発機能、技術移転機能の3つの機能を複合化したサイエンスパークとして活動を開始しました。その後、幸区にかわさき新産業創造センター、川崎区のテクノハブイノベーション川崎（Think）が整備されています。

臨海部では、個々の工場や事業所が廃棄物の排出抑制を行うとともに近在の工場と異業種間の連携により排出物の相互の再利用・再資源化、エネルギーの有効利用を進める資源循環型工業団地が活動するなど、環境技術を活かした取組を進めています。

かつて企業の生産拠点であった広大な工場用地は、都市型の大型マンション群として再開発され、年々、新しい住民が増加しています。近年では羽田空港の国際化に伴い、多摩川対岸の川崎区殿町地区に「殿町国際戦略拠点キングスカイフロント」が開発され、健康、医療、福祉、環境分野の最先端研究が行われています。

経済のグローバル化により、社会状況が大きく様変わりする中、人材の交流も活発になり市に定住する外国人市民も増加しています。

平成29（2017）年4月には、市の人口が150万人を超えており、ますます都市化が進んでいることがうかがえます。

2 川崎市の歴史文化の特徴

川崎市の歴史文化の概要を踏まえ、その特徴を5つに整理しました。

(1) 丘陵で営まれた暮らし

市域の地形は、丘陵やそれに続く台地と沖積低地におおよそ二分されています。丘陵部は東名高速道路をおおよそその境として西に丘陵（多摩面）、東に台地（下末吉面）に分けられます。多摩丘陵を流れる三沢川・五反田川・平瀬川・矢上川・有馬川等の小河川は、いずれも多摩川又は鶴見川に合流しています。丘陵は河川の浸食が進み、やせ尾根が目立つのに対し、台地上は比較的平坦な土地が広がっています。

多摩丘陵には旧石器時代から人間の活動の痕跡が遺され、縄文時代には丘陵や台地の環境を生かして食料の確保が行われました。農耕が主な生業になってからも長く、谷戸の水辺や里山の自然を活用し、人々の生活が継続的に営まれてきました。

丘陵の北側は急峻な斜面で多摩川の沖積地と画されていて、丘陵や台地の縁からは多摩川の対岸までを一望することができます。古代の役所跡である橘樹官衙遺跡群は、古代の官道に近い、眺望に優れた台地上に置かれました。中世の山城も、多摩丘陵上の多摩川の渡河点を見下ろす交通の要衝に築かれました。

丘陵や台地上では、太平洋戦争の空襲被害が少なかったほか、本格的な都市開発が比較的遅く始まったこともあいまって多くの文化財が遺されており、谷戸の環境や斜面緑地も部分的に残されています。



小沢城（切り立った北側斜面）

(2) 水辺に育まれた地域

縄文時代に丘陵や台地の上で生活していた人々は、縄文海進により内陸まで入り込んだ海の資源を利用していました。その後、海退など環境の変化や技術の進歩とともに、沖積低地へも活動の場を広げていきました。低地での人々の暮らしは、しばしば河川の氾濫に翻弄されましたが、やがて網のように巡らされた用水の整備や、多摩川の河川改修工事などにより豊かな穀倉地帯が生まれました。しかし、早ばつや新堀の開削をめぐる水争いや、用水の補修に係る費用の負担に関する争論もたびたび起きています。二ヶ領用水は、農業用水としての役割を終えた現代でも、水辺の緑地が整備され市域の都市環境を形成しています。

多摩川と鶴見川の河口に挟まれた臨海部では、江戸時代中期以後、遠浅の海で塩田や貝・小魚を採取する半農半漁の生活のかたわら、新田開発が進められました。近代にはその水運の利を生かして工業地帯が形成されていきます。工業化に伴う人口増に対応するため、上水道が整備され、このことが近隣町村の合併による川崎市誕生、その後の市域の拡大の一つの要因になりました。



二ヶ領用水（溝口周辺）

(3) 各時代に取り込まれてきた最先端の文化や技術

三角縁神獣鏡を副葬していた白山古墳、南関東では初現期の横穴式石室を持つ塚越古墳、截石切組積みで構築された複室構造をもつ馬絹古墳など、市域の古墳は、その時期の最新の文化や築造技術が取り入れられています。

ヤマト政権の直轄地である橘花屯倉が置かれた後には、律令体制へつづく国づくりの初期の地方支配拠点である評家が千年伊勢山台（現在の高津区）に置かれています。また、当時最先端の仏教文化が早くから市域にもたらされ、寺院が造営され、火葬の風習が取り入れられています。秋草文壺や越路遺跡出土の青白磁四耳壺のような優品の火葬骨蔵器も注目されます。

中世にも中央の権力者と所領を介した結び付きがあり、威光寺（現・妙楽寺）は頼朝の弟全成を迎え源家累代の祈祷所として、王禅寺は鎌倉の鶴岡八幡宮から学僧を迎え、研究道場として栄えました。戦国時代の市域を支配した後北条氏は楽市政策を進めましたが、上小田中を領有する吉良氏もその政策を取り入れ、上小田中の市場から泉沢寺の堀際までを寺門前に指定し楽市としています。

近世には、池上幸豊が、幕府の殖産興業政策を具現化するため、「笹だし」の手法を用いた海中新田開発や甘蔗栽培に取り組んでいます。

近代では、市域に進出した大工場では最新の生産技術が導入され、京浜埋立など大規模な事業に投資がされてきました。



馬絹古墳の石室内部

(4) 江戸を支える社会基盤の整備により発展したまちと賑わい

家康の関東入国を契機として、在地の領主層は解体され、市域は旗本（幕府の家臣団）や増上寺等の寺社の所領に割り当てられました。それとともに市域は、首都である江戸の人々の生活を支える経済圏としての役割が期待され、二ヶ領用水や大丸用水が開削され、新田開発が進められました。

江戸を起点とする交通網の中継点として宿場や継立村が置かれ、東海道の川崎宿、中原往還の小杉、矢倉沢往還（大山街道）の二子・溝口、津久井道の登戸は交通の要衝として賑わうようになりました。

これらの交通網は鉄道や幹線道路として、宿場や継立村はターミナル駅周辺の商業地域として、市域の構造が現代まで引き継がれています。

江戸時代中期になると、窮乏した幕府財政の立て直しのため新田開発が奨励され、商品経済の発達とともに梨や柿、黒川炭や和唐紙等特産品が生まれ、ますます江戸を支える地域としての性格が強めていきます。



蔵造りの建物が残る大山街道

江戸時代後半には、川崎大師をはじめ市内の各地が『江戸名所図会』等にも取り上げられ、江戸近郊の行楽地として人々に親しまれました。厄除け信仰とともに綱下げ松の松寿弁才天、泉福寺の泥中出現薬師如来等、御利益を求め爆発的な人気を博した流行神もありました。

(5) 日本の近代工業化を牽引しつつ拡大・発展した都市

近代になると、東京と横浜に挟まれ、多摩川や東京湾の水運や、京浜間の鉄道といった交通の便の良さや、低廉な用地を売りものに、積極的に工場の誘致を進めました。また、一方で浅野総一郎による京浜埋立で工場用地や港湾が整備され、工場の進出が相次ぎました。

工業都市化の波は、昭和 10（1935）年頃から多摩川砂利の運搬のために敷設された南武鉄道（後に JR 南武線）沿線に広がり、電気・通信機器・航空機関係の工場が進出し、やがて戦時体制強化のために再編整備され、物資や生産工程も軍部に管理されるようになっていきます。終戦後の復興期には石炭・鉄鋼などの基幹産業に優先的に資材や原料が供給されたことで、市域の工業は息を吹き返しました。戦後拡大された埋立地には、石油製油所が多く進出し、日本最大級の石油化学コンビナートが形成され、行政も港湾や用水の改修を積極的に行うことで工業を振興し、戦後日本の高度経済成長を牽引することになりました。

大規模な工場が集積し、人口の増えた川崎市には、近代以後、現在に至るまで各地から労働者が移り住みました。バキュームカーの開発や公害対策等、大都市の生活や衛生環境の改善が図られました。これに加えて昭和 40 年代以降は、東京のベッドタウンとしての都市開発が進められ、田園都市線や小田急多摩線沿線の西北部の丘陵地帯では住宅が広がり、人口が急激に増加しました。

近年では、市域の企業用地の多くは生産拠点から研究開発・イノベーション拠点へと変化しており、社会経済の状況や人材の交流も活発になって、ますます発展を続けています。



多摩丘陵に広がる住宅地（宮前区鷺沼周辺）

第4章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組

1 これまでの取組と課題

本市では、平成26(2014)年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」で、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を基本理念に掲げ、文化財保護施策の3つの方向性(文化財の価値の共有と継承、文化財の魅力を生かした地域づくり、文化財をみんなで支える仕組みづくり)を示し、その実現に向け、次の5つの方針に基づき取組を進めてきました。

(1) 文化財把握の方針

市域の文化財を適切に保存・活用するために、分野別資料の調査を継続的に計画・実施し、文化財に関するデータベースの構築を図るとしています。

これまで の取組	<p>① 文化財に関する調査・情報把握 文化財を将来にわたって適切に保存するため、専門家・市職員による指定文化財の現状把握調査の実施や、市域古文書所在調査、民俗芸能調査の実施のほか、開発等に伴う埋蔵文化財の調査、国史跡橋樹官衙遺跡群や関連する遺跡の調査研究、大学と連携した古墳調査等を実施しました。</p> <p>② 文化財調査成果の迅速な公開・発信 調査研究の成果は、川崎市埋蔵文化財年報や川崎市文化財調査集録、遺跡リーフレットの発行等を通じて公表しました。</p> <p>③ 文化財の総合的な把握 橋樹官衙遺跡群確認調査事業による調査成果を取りまとめ、これまでに3冊の総括調査報告書を刊行しています。そのほかにも、川崎の近現代から原始までを多摩川河口・海岸線の位置に注目し、未指定を含めた文化財を切り口に解説した「川崎一多摩川のさきつちよ物語」を作成し、配布しました。</p>
課題	<p>指定文化財一覧や地域文化財の一覧、未指定文化財についての調査データの蓄積はあるものの、統一的な様式によるデータベースの構築には至っておらず、写真や図面等のデータの整理・活用には課題があります。未指定の文化財、特に近現代の文化財については、都市化の進行とともに失われていることが多く、把握が十分ではありません。</p> <p>また、指定等文化財所在地と災害関係情報との照合がなされていないことも課題です。</p> <p>埋蔵文化財は、開発に伴う発掘調査を実施していますが、調査を優先させる必要があることから、整理作業や調査報告書の刊行に時間を要しています。一方で、過去に調査した古墳等は、調査から長期間が経過し、経年劣化が懸念されるとともに、近年の研究の進展を踏まえ、その価値を正しく理解するため再度の調査や、公開にむけての取組が必要です。</p>

(2) 文化財の保護活用の基本的な方針

文化財の調査・研究の成果をもとに計画的な指定・登録等を進めるとともに、未指定文化財の把握を進める制度の創設を検討し、文化財に関する広報活動を推進するとしています。

これまで の取組	<p>① 計画的な文化財の指定・登録 橋樹官衙遺跡群(橋樹郡家跡・影向寺遺跡)の国史跡指定をはじめ、市域の文化財のうち重要なものについて、指定・登録を進めてきました。平成26(2014)年度以降は、国指定史跡1件、国登録文化財3件(記念物1・建造物2)市指定6件(建造物1件、古文書1件、考古資料2件、有形民俗1件、無形民俗1件)を新たに指定・登録し、保存・活用を進めてきました。</p> <p>② 「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 平成29(2017)年12月に「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設しました。市内で市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした制度で、文化財保護法や条例により指定・登録がされていない文化財が対象です。平成30(2018)年度に63件、令和元(2019)年度に68件、令和2(2020)年度に28件、令和3(2021)年度に31件、令和(2022)4年度に23件、地域文化財に決定しました。</p>
-------------	---

**これまで
の取組** ③ **文化財に関する広報活動の推進**
主にホームページ、メールマガジン、動画発信等のデジタルコンテンツの活用のほか、発掘調査の現地見学会、指定文化財等現地特別公開等を実施してきました。また、地域で活動している団体が作成する広報資料への寄稿等も積極的に行い、広報の充実に努めてきました。

④ **文化財を活用した学校教育・生涯学習の推進**
地域学習や歴史学習に際して、土器や石器等の実物資料を持参した学芸員による出前事業、市民団体からの要望に応じた職員による講演等に積極的に取り組んできました。

⑤ **文化財の計画的な保存修理**
現状把握調査等で把握した修理が必要な文化財について、所有者や修理技術者と十分な意思疎通を図り、適切に修理されるよう調整を行ってきました。平成 26(2014)年度から実施してきた保存修理事業は、次のとおりです。

年度	件名	保存修理の内容
平成 26～29 年度	長念寺本堂・庫裏	本堂：保存修理、構造補強 庫裏：北側へ曳家、保存修理を行い、改造の著しい南側は当初復原を実施
平成 26 年度	日本民家園旧鈴木家住宅	耐震補強工事
	日本民家園蚕影山祠堂	屋根等修理工事
平成 27 年度	日本民家園	水車小屋の屋根葺き替え工事
平成 28～29 年度	日本民家園旧三沢家住宅	耐震補強工事・屋根等修理工事
平成 30 年度	安藤家長屋門	経年劣化による屋根・下屋の腐朽部分の添え木打ち等
	光明院木造不動明王及び二童子像	解体修理、クリーニング、剥落止め、割損部修理、部分補彩
	泉澤寺木造四天立像	四天立像のうち広目天 1 軀について、一部解体修理及びクリーニング、剥落止め、損傷部修理等
	日本民家園旧広瀬家住宅	屋根補修工事
平成 30 年度～令和元年度	日本民家園旧山下家住宅	耐震補強・屋根等修理工事
令和元年度	妙楽寺薬師如来両脇侍像	燻蒸
令和 2 年度	日本民家園旧清宮家住宅	屋根葺き替え工事
	日本民家園旧鈴木家住宅	屋根補修工事
令和 2～5 年度	日本民家園旧太田家住宅	耐震補強・修理工事
令和 4 年度	影向寺木造聖徳太子立像	燻蒸、クリーニング、剥落止め、一部解体修理、損傷部修理等
令和 5 年度～	日本民家園作田家住宅	耐震補強・修理工事

⑤ **文化財の計画的な公開による普及啓発の推進**
指定文化財等現地特別公開の実施や川崎市民俗芸能保存協会と共催して実施する川崎市民俗芸能発表会等で文化財の公開を計画的に行うほか、博物館施設における常設展・企画展等によりその機会を充実させてきました。また、文化庁の補助事業を活用した無形の民俗文化財・無形文化財(乙女文楽)の普及啓発・情報発信事業等も実施しました。

課題 これまでに実施してきた文化財調査の成果や地域文化財から、価値の高いもの、速やかに保護の対象とすべきものについて、専門家等との協議を行い、指定候補リストを作成し、計画的な指定登録等を進める必要があります。

地域文化財顕彰制度の運用により、未指定文化財の把握が行いやすくなっているものの、地域文化財決定後の活用は十分ではありません。地域や学校とさらに連携する等、積極的な活用の検討が必要です。

文化財の計画的な公開による普及啓発の推進は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、従来の手法による公開に困難を伴うようになりました。デジタルコンテンツの活用等、新たな手法の開発が必要になっています。特に民俗芸能分野では、活動の縮小や担い手不足がコロナ禍により顕著に見られており、資金確保を含め活動の継続に向けての取組が大変重要になっています。

(3) 文化財の保護活用を推進するための体制整備

多くの人の参画を得て文化財の保存・活用を進めるため、市民参加型の体制づくりや市民や専門家、行政間の連携による人材育成の取組を進めるとしています。

<p>これまで の取組</p>	<p>① 市民参加型の保護活用体制の構築 「川崎市地域文化財顕彰制度」の制度設計に当たって、地域文化財候補の推薦者を地域で文化財の保存・活用を担う団体とすることで、未指定文化財の把握を地域が主体的に行う仕組みを整えました。</p> <p>② 文化財保護活用拠点機能の充実に向けた検討 博物館施設のほか、東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館、柿生郷土史料館、地名資料室等地域の拠点となる施設等で地域の市民活動との連携等を図ってきました。</p> <p>③ 専門性を有する人材確保 文化財や博物館の専門職の在り方について、市では平成 27・28(2015・2016)年度に庁内に検討委員会を設置し文化財・博物館専門職の人材確保・人材育成・専門性の継承等の課題を整理し、専門職員のあり方についての検討を行いました。その議論を踏まえ、文化財の保存・活用を適切に進めるため、日本民家園の民俗担当学芸員、青少年科学館の自然及び天文分野に学芸員を配置しました。川崎市市民ミュージアムにも学芸員を配置しています。 史跡・埋蔵文化財分野は、国史跡橋樹官衙遺跡群の適切な保存・管理を図り、かつ埋蔵文化財保護行政を円滑に執行するため、専門職員を配置していますが、その多くが任期付き職員です。その他の各分野については、専門職員を確保することは困難なため、専門家から指導や助言を得ながら業務にあたっています。</p> <p>④ 市内行政区間及び他市町村等との連携 庁内では川崎市文化財保護活用計画推進会議を設置し、市域の文化財やその活用についての情報共有と意見交換の場として運営しています。 他市町村との連携については、国や県が主催する会議や研修等に参加し、課題や事例の情報共有等の連携を図っています。また、関係する文化財について、世田谷区や茅ヶ崎市等と連携を図っています。</p> <p>⑤ 「川崎市文化財ボランティア」の運用 文化財の保存・活用に興味関心のある方で、教育委員会が実施する養成講座を修了した方を「川崎市文化財ボランティア」として登録する仕組みを平成 28(2016)年度に整備し、運用しています。近年は、保存・活用に関する活動のほか、文化財の調査にも活動範囲を広げています。</p> <p>⑥ 補助制度の活用及び（仮称）川崎市文化財保護基金の創設の検討 文化財の保存・活用に関する財源については、橋樹官衙遺跡群の調査や整備、日本民家園の展示古民家の耐震補強等に国・県の補助金を積極的に活用しているほか、民俗芸能の保存継承に関しては民間の助成金等も活用しています。一方で、基金の創設については検討の結果、目的に応じてより柔軟な運用が可能なるさと納税やクラウドファンディングの仕組みを活用しました。</p>
<p>課題</p>	<p>文化財ボランティアや地域の市民による史跡の環境整備を行う史跡保存会等については、メンバーの高齢化や固定化が見られるため、新たな担い手の確保に向けた取組が必要です。 一方で、行政においては、文化財を通じて市や区の魅力発信をしている関係部局の職員間の情報共有や連携の強化が必要なほか、新たに文化財部局に配置された職員の知識の更なる向上が必要です。市の文化財担当部局や博物館施設では、専門的な知識や技術を有する職員を活用するとともに、専門家との協働を通じて職員の専門性を向上させる必要があります。また、各分野の専門家との連携をさらに進める必要があります。 文化財の保存・活用の拠点として、これまで川崎の歴史文化の展示や資料の収集・保管、教育普及事業を担ってきた川崎市市民ミュージアムは、令和元年東日本台風により収蔵庫が浸水被害を受け、多くの収蔵品や文化財が被災しました。被災資料のレスキュー活動を進めていますが、その処置には長い時間を要することが予想されます。 古民家の博物館である日本民家園は、家に付属する民具や大工道具、民家園の設立に関わった大岡實博士の調査研究資料等を所蔵していますが、園内に資料を収蔵しきれず、比較的温湿度の変動に強い資料については市立学校の空き教室を活用している状況であり、資料の保存・活用に課題を抱えています。 また、発掘調査で出土した埋蔵文化財は、文化財保護法の規定によって教育委員会が文化財として適切に認定し、認定後は資料の性質に応じ、利活用可能な保存管理が必要です。川崎市市民ミュージアムで保管していた多くの考古資料や調査記録が被災し、再整理を継続しています。市では、暫定的に市有施設に分散配置していますが、各施設は飽和状態で、適切な保存管理と活用ができる収蔵施設の整備が必要です。</p>

(4) 個別の文化財保護活用(管理)計画の考え方

個別の文化財について、その本質的な価値を確認し、適切に保存・活用していくための基本的な方針や具体的な取扱基準、保存・活用の体制や方策を定める計画を策定し取組を進めるとしています。

これまでの取組	<p>平成 27(2015)年に橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定された後、保存・活用の基本的な考え方を整理した「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を平成 29(2017)年度に、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」を平成 30(2018)年度に策定し、計画に基づき取組を進めてきました。</p> <p>また、影向寺遺跡については、所有者である影向寺が、令和 4(2022)年度から整備基本計画の策定を開始しており、国や県と連携しながら策定の支援を行っています。</p> <p>市域の指定文化財建造物の多くを占める川崎市立日本民家園においては、古民家や古民家に付属する民俗資料等を適切に保存・活用していくため、「日本民家園運営基本方針」を令和 5(2023)年度の策定を目指し検討を進めています。</p>
課題	<p>国史跡橘樹官衙遺跡群については、追加指定や調査研究の進展により計画策定当初よりも史跡指定地が増加しており、公有地化の方針・方法の再検討等が必要になっています。</p> <p>また、大部分が宅地化されている橘樹官衙遺跡群においては、あらかじめ大規模に調査を行った上で史跡に指定するという手法をとることができず、相続等により建替え等の事由が発生した際に、土地所有者に協力を依頼し調査を行い、研究を進めています。史跡整備は発掘調査の成果に基づき進めていく必要があり、調査の進展に伴い当初の計画内容と遺跡群の実態が合わない部分が出てきています。このため、平成 30(2018)年度に策定した「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」の改定が必要となっています。</p> <p>日本民家園については、計画的に保存修理や耐震化を進めています。自然災害等の影響で屋根の保存状況が急速に悪化する等、工事の効率と優先順位を常に把握しながら修理等をしていく必要があります。</p>

(5) 関連文化財群／歴史文化保存活用区域の考え方

市域の文化財を総合的に保存・活用するため、有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から「一定のまとまり」として捉えた、関連文化財群や歴史文化保存活用区域を設定し、普及啓発を図ることとしています。

これまでの取組	<p>国史跡橘樹官衙遺跡群周辺については、影向寺の文化財群、子母口貝塚、子母口富士見台古墳や橘樹神社等を合わせた史跡めぐりの実施等により、地域的なまとまりとして活用事業を行ってきました。</p> <p>また、「川崎一多摩川のさきっちょ物語」で取り上げた関連文化財群については、マップの配布を広く行いました。</p>
課題	<p>「川崎市文化財保護活用計画」においては、事例として関連文化財群や歴史文化保存活用区域を掲げましたが、構想にとどまり、取り組むべき事業を設定していなかったため、具体的なテーマや地域を設定し活用を進めるには至りませんでした。本計画の作成に当たっては、関連文化財群や歴史文化保存活用区域を明確に設定し、活用に係る取組を明確にするとともに、市内・庁内で周知を図り、多面的に活用していく必要があります。</p>

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組

1 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

(1) 文化財の保存・活用に関する基本理念と施策の方向性

本計画においては、文化財の保存・活用を推進するにあたり、「川崎市文化財保護活用計画」の理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を継承します。

基本理念 「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

文化財は、歴史や文化の営みのなかで、自然環境や社会、生活を反映して生まれ、継承されてきた地域のたからです。文化財は歴史や文化を正しく理解するために必要不可欠なものであり、将来の文化の向上、発展の基礎となるものです。文化財を保存・活用することを通じて、地域の人と人がつながり、共に学び楽しみ活動することで、地域のたからを守り、育む、魅力あるまちづくりに寄与します。

また、基本理念を実現するため展開する施策の方向性についても、「川崎市文化財保護活用計画」を踏襲し、次の3つとします。

施策の方向性①「文化財の価値の共有と継承」

文化財を市民共有の財産として、長く将来にわたって守り伝えるため、その価値を市民と共有し、継承していくことが必要です。

施策の方向性②「文化財の魅力を生かした地域づくり」

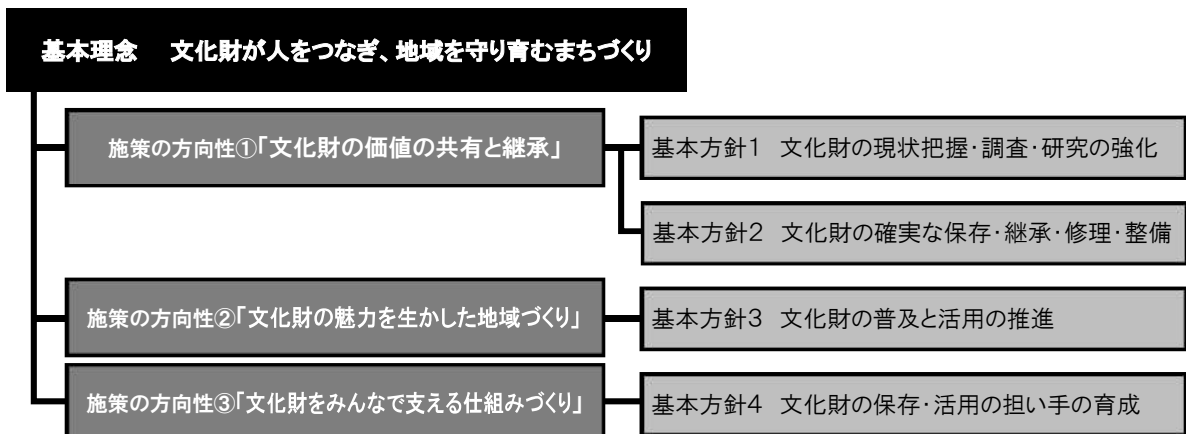
市民自らが暮らす地域の歴史や文化財を知り、地域資源として魅力あるまちづくりに生かす取組をより一層進めていきます。

施策の方向性③「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

文化財を次世代に継承するためには、行政や関係機関とともに、市民や市民団体、教育機関、企業等の幅広い参加により保存・活用をしていくことが必要です。そのための仕組みづくりに取組みます。

(2) 文化財の保存・活用に関する基本方針

第4章で整理した「川崎市文化財保護活用計画」における取組をもとに、本計画では、基本理念の実現のため、3つの施策の方向性をもとに取組を展開するため、文化財の保存・活用に関する4つの基本方針を設定しました。



2 文化財の保存・活用に関する現状と課題

第4章で整理したこれまでの取組の課題を踏まえつつ、文化財の保存・活用に関する4つの基本方針のもと、本計画において対応すべき課題を以下に示しました。

(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化

市域の文化財を適切に保存・活用するためには、文化財の現状や価値を適切に把握することが必要です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財の適切な現状把握※¹			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・職員や文化財調査員による定期的な保存状況の把握の実施 ※建造物・彫刻・絵画、記念物、有形の民俗文化財等	・職員の専門知識や調整能力等の資質の向上が求められている。 関連⇒(4) ③ 市の役割
地域文化財	※ ² 6 類型共通	・川崎市地域文化財顕彰制度の運用による把握	・決定数の増加に伴い、決定後の現状把握ができていない文化財がある。
未指定文化財	6 類型共通	・昭和40年代から市や県の教育委員会が主体となり、石造物や民俗文化財等各種文化財の所在確認調査を実施	・開発による地形や景観の変化、住居表示の実施、所有者の代替わり等により文化財を取り巻く環境が大きく変化しており、追跡調査が困難になっている。
		・平成29(2017)年度に川崎市地域文化財顕彰制度を創設、未指定文化財を把握	・川崎市地域文化財顕彰制度の認知度が十分でない。 関連⇒(2) ① 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰
	埋蔵文化財	・近現代の歴史文化を表す文化財の把握	・変化が激しく文化財調査の範囲や方法の設定が難しいため、把握が進んでいない。
	埋蔵文化財	・開発行為に伴い、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の取り扱いを決定するため、現況確認を実施	・地権者や開発事業者の制度に関わる理解と協力が必要がある。 関連⇒(2) ⑥ 埋蔵文化財の保護
② 文化財調査情報の適切な管理			
指定文化財	有形文化財 民俗文化財 記念物	・調査員が作成した報告書は対象ごとにファイリングし、経年の変化等を把握できるように管理	・古い資料のデジタル化がなされおらず、情報の検索に時間を要する。 ・文化財に係る情報のデータベースが必要である。
地域文化財	6 類型共通	・川崎市地域文化財に決定した際に台帳を作成	・台帳情報の更新が適切に行えていない。 ・文化財に係る情報のデータベースが必要である。
未指定文化財	6 類型共通	・実施した調査ごとに報告書を刊行 ※「川崎市石造物調査報告書」「発掘調査報告書」等	・デジタル化されておらず、情報の検索に時間がかかる ・写真や図面等のデータの整理、調査毎の情報の紐付けができていない。

※¹ これまでに実施した各分野の調査状況と課題は表2「文化財の現状把握調査の状況」のとおり

※² 対象の文化財類型のうち、6 類型共通は、文化財の6つ類型(有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群)に共通していることを表す。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
③ 文化財の価値を明らかにするための調査・研究			
指定文化財	記念物 (遺跡関係)	・橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴い、遺跡群の範囲や価値を明らかにするための調査を継続的に実施	・関連する範囲が広大かつ、都市化が現在形で進行しているため、弾力的な対応が必要である。 関連⇒(2) ② 保存活用計画や整備計画の策定と運用
	記念物 (遺跡関係)	・指定や整備の後は、保存のため調査せず、現状維持を図っている。 ※西福寺古墳、東高根遺跡等	・指定が古く、長年調査が行われていない史跡は、近年の調査研究の進展を背景とした再評価やそのための調査が必要である。
地域文化財	6 類型共通	・地域文化財決定に際し、調査履歴の整理や聞き取りを行う等の最低限の調査を実施	・決定後の地域文化財について法令に基づく指定や登録等の候補となるような詳細調査を実施するに至っていない。
未指定文化財	6 類型共通	・指定文化財の現状調査実施時、同じ所有者が管理している未指定文化財の確認を実施	・現状把握が進んでおらず、法令に基づく指定や登録等の候補となるような詳細調査を実施するに至っていない。
	埋蔵文化財	・開発に伴い、保存できない埋蔵文化財包蔵地(遺跡)について、文化財保護法に則って発掘調査を実施	・発掘調査後、文化財に認定した資料の適切な整理作業が実施できておらず、とりまとめが必要な報告書で未刊行のものがある。 関連⇒(2) ⑥ 埋蔵文化財の保護

表2 文化財の現状把握調査の状況

種別／区分	これまでの調査状況	課題
有形文化財		
建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による全体像把握のための調査が実施され、近代和風建築、近世社寺建築、近代化遺産(建造物)、近現代建造物はおおよそ把握されている。 ・民俗緊急調査等を通じて、民家の調査・記録保存が行われている。 ・川崎市立日本民家園内の古民家は、文化財建造物修理主任技術者が把握し、他の建造物は所有者を通じ状況把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・把握のための調査で、詳細調査に至らなかった建造物の現状の把握を行う必要がある。
美術工芸品	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市彫刻・絵画緊急調査」を基本とし、工芸品は「川崎市の工芸品調査」を実施している。 ・文化財調査員を任用し、寺社所有の美術・工芸・民俗文化財の計画的な現状把握を行い、必要に応じて適切な保存修理につなげている。指定文化財の調査が中心だが、指定外の作品の調査も平行して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社所有の文化財の調査が中心となっており、個人所有の国指定重要文化財の現状把握は不十分である。
古文書	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県史古文書目録」掲載の文書群を中心に、平成15(2003)年度から継続して川崎市古文書調査団による古文書所在調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県史目録に記載された文書はごく一部であり、調査に入ると当初の見込みとの大幅なズレが生じるため、計画を立てづらい。 ・個人所有の文書は、調査成果の公開方法を整理しておらず、迅速な公開につなげづらい。
考古資料	<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器時代から弥生時代までの各時代の特徴的な遺跡から出土した資料は指定済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳時代以降の遺跡からの出土品は、近年の調査研究結果を整理し、再検討が必要である。
民俗文化財		
有形・無形の民俗文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年代後半～60年代に詳細な調査、生活様式の変化を踏まえた記録保存を実施した。 ・神奈川県民俗芸能緊急調査の実施以後、市による民俗芸能のフォロー調査を実施した。 ・川崎市市民ミュージアムの開館前に、資料所在調査、その後の民俗調査等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有形の民俗文化財については、博物館資料調査以後、所在の変更が多くあると思われるが、追跡ができていない。 ・コロナ禍で無形の民俗文化財の活動が停滞しており、継承が危ぶまれている団体がある。
石造物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54・55(1979・1980)年度に全体像把握のための調査報告書を刊行した。 ・令和4(2022)年度から追跡調査を開始。川崎市地域文化財顕彰制度により、未調査の石造物の把握を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の全体像把握のための調査について、一部を除き追跡調査が行われていない。 ・関係する情報の紐づけ作業(その後の各種調査・郷土資料等との突合作業)が不十分である。
記念物		
遺跡(埋蔵文化財も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う埋蔵文化財の調査が継続的に行われている。市で実施する開発に伴う試掘調査や大規模な公共工事等に伴う調査を通じて、市域の埋蔵文化財の把握に努めている。 ・指定文化財は専門職(学芸員)による巡回や確認調査で現状把握を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査は実施されているものの、埋蔵文化財に認定した資料の適切な整理作業が実施できておらず、とりまとめが必要な報告書で未刊行のものがある。
動物、植物、	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年科学館を中心に、生田緑地及び市内の動植物に関する調査が市民協働でなされているが、文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・保護を要する動植物及び生息地・群落について、青少年科学館との情報共有が不十分である ・文化財的な観点からの把握を進めるためには研究機関または研究者等との連携が必要である。
地質鉱物	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財的な観点からの把握はほとんど行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・保護を要する鉱物等について、青少年科学館との情報共有が不十分である。

(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備

文化財を将来にわたって保存・継承するためには、その価値を共有し、有形文化財については適切に保存修理につなげることで、無形文化財や無形民俗文化財については、継承活動への支援や後継者の育成が急務です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰			
未指定文化財 地域文化財	6 類型共通	・歴史文化を理解するにあたって重要なものを文化財保護法や条例に基づく文化財として指定・登録等を行い、適切に保護している。	・所在確認調査により把握した未指定文化財や地域文化財を再評価し、計画的に指定・登録等していく保護が必要である。
地域文化財	6 類型共通	・川崎市地域文化財顕彰制度を運用し、文化財の価値を共有することで、地域と連携して保存している。	・制度を市民へ周知し、文化財関係団体との連携・協力による対象文化財のPRの継続が必要である。
② 保存活用計画や整備計画の策定と運用			
指定文化財	記念物 (遺跡関係)	・「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定と運用	・都市化が進んでおり、史跡の全体像が未確定。公有地化をどこまで行うか検討・調整が必要である。
		・「国史跡橋樹官衙遺跡整備基本計画」の策定と計画に基づく整備の実施	・最新の調査成果を反映し、整備計画の見直しが必要である。
		・「影向寺遺跡整備計画」の策定への協力	・史跡内に所在する重要文化財や県・市の指定文化財の保存・活用との調整が必要である。 ・所有者と市との連携が必要である。
③ 有形文化財の保存修理			
指定文化財	有形文化財	・指定文化財の現状調査で把握した要修理事物の修理に向けた調整の実施・助成金の交付 ・日本民家園の文化財建造物の耐震補強及び屋根替え等保存修理工事の計画的な実施	・保存修理は所有者負担が原則のため、所有者の負担が大きい。 ・気候変動による豪雨や環境の悪化により、屋根替え等は状況を見定めつつ柔軟な運用が必要である。
地域文化財・未指定文化財	有形文化財	・所有者への保存修理の手法や業者等に関する助言	・保存修理に助成がないため、所有者の負担が大きく、保存修理につながらないことがある。 ・所有者や管理者がはっきりせず、保存修理に結び付けられないことがある。
指定・未指定文化財	有形文化財	・令和元年東日本台風で被災した市民ミュージアムの収蔵資料のレスキュー ・修復の実施	・修復には多額の費用や年数がかかる。
④ 無形文化財・無形民俗文化財の継承			
指定文化財	民俗文化財 (無形)	・各保存団体における継承活動の把握と支援	・継承方法の工夫・模索、後継者の確保・育成が急務である。
地域文化財	民俗文化財 (無形)	・各保存団体における継承活動の把握 ・川崎市民俗芸能保存協会を通じて技芸継承費の交付、その他保存団体の運営等の支援	・コロナ禍において、活動が委縮した団体が多く、再開のための意欲を沸き立たせるための工夫が必要である。 ・後継者の確保・育成が急務である。
	無形文化財	・乙女文楽の継承活動の実施・市による支援	・他団体との連携の強化、補助事業終了後の展開を検討する必要がある。 ・後継者の確保・育成が急務である。
未指定文化財	民俗文化財 (無形)	・各団体における継承活動の実施	・活動状況が把握できていないので、調査し、課題等の整理が必要である。 関連⇒(1) ① 文化財の適切な現状把握

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
⑤ 記念物の整備・維持管理			
指定文化財	記念物 (遺跡関係)	・子母口貝塚・馬絹古墳保等地元住民が構成している史跡保存会による維持管理	・構成員の高齢化に伴い、団体の存続の危機にある。 関連⇒(4) ② 市民参加型の保存・活用体制の構築
	記念物 (遺跡関係)	・橘樹官衙遺跡群史跡地内の除草・剪定の実施	・橘樹官衙遺跡群の公有地化の進展に伴い、維持管理範囲が拡大している。
	記念物 (遺跡関係)	・東高根遺跡・子母口貝塚等保存した遺跡を公園等として整備し、市民に公開	・公園として親しまれてはいるが、遺跡の価値を伝える活動を積極的に行う必要がある。 関連⇒(3) ① 文化財に関する広報活動
	記念物 (遺跡関係)	・馬絹古墳石室の保存整備	・整備から30年以上が経過し、保存した石室等が経年劣化しないよう適切な遺構の保存の措置を講ずる必要がある。
指定・登録等文化財	記念物(動植物関係)	・所有者による維持管理への支援	・樹叢を構成する植物相の現状把握を適切に行うため、専門家との連携が必要である。 ・樹木の枯死等への対応に多額の費用がかかる。 関連⇒(4) ① 所有者・管理者への支援
地域・未指定文化財	記念物 (遺跡関係)	・寺尾台第2公園(寺尾台廃堂)、片平中町公園(片平中町遺跡)等、復元した遺構を市民に公開	・公園等として親しまれてはいるが、遺跡の価値を伝える活動を積極的に行う必要がある。 関連⇒(3) ① 文化財に関する広報活動
⑥ 埋蔵文化財の保護			
未指定文化財	埋蔵文化財 有形文化財 (考古資料)	・開発行為に伴う埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の取扱を決定するため、現状確認を実施	・地権者や開発事業者への制度への理解と協力が 必要である。
		・文化財保護法に基づく埋蔵文化財に関する事務手続	
		・開発に伴い、保存することができない埋蔵文化財包蔵地(遺跡)について、文化財保護法に則って発掘調査を実施	・文化財保護法のさらなる周知が必要である。 ・発掘調査後、埋蔵文化財に認定した資料の適切な整理作業が実施できておらず、とりまとめが必要な報告書で未刊行のものがある。
		・発掘調査等で出土した考古資料の整理・保存・活用	・活用を見越した資料の整理ができていない。
		・発掘調査報告書の刊行・公表	・報告書の有効活用のための配布ができていない。
⑦ 防災対策の実施・防災力の向上			
共通	6 類型共通	・既存の防災・防犯マニュアルを所有者に周知、注意喚起	・庁内関連部署・博物館施設・所有者との情報共有と連携体制の構築が必要である。 ・文化財所有者・管理者との防災関係情報の周知が不十分である。 ・被災時初動マニュアルの作成ができていない。
	有形文化財 (建造物)	・自動火災報知設備・消火器の設置奨励	・自動火災報知設備・消火器は所有者に適切な取扱方法を習得してもらう必要がある。
指定文化財	有形文化財 (日本民家園の建造物)	・日本民家園総合防災システムを稼働	・機器の更新が追いついていない。また、令和3(2021)年の国の文化財建造物防火対策ガイドラインに沿った対応が完了していない。
	有形文化財	・文化財防火デーに消防局と連携した防災訓練を実施、防災意識の向上に取り組んでいる。	・連携する所有者が固定的な取組とならないよう、広く文化財所有者・管理者の防災意識の向上を図る必要がある。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
⑧ 災害・事故発生時の迅速な対応			
共通	6 類型共通	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況の迅速な把握、適切な初動対応 文化財レスキュー等を行う支援団体の窓口の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 災害・事故発生時の情報把握の仕組みができていない。 発生した災害に応じ、支援団体が変わるため、適切な連携のための被災情報の把握が必要である。

(3) 文化財の普及と活用の推進

積極的な情報発信や学校教育、生涯学習等で文化財の活用を進めることが必要です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財に関する広報活動			
共通	6 類型共通	<ul style="list-style-type: none"> 文化財解説板の設置・管理 文化財の内容や価値・調査成果の紙媒体による公開・発信 ホームページや SNS による文化財の内容や価値の発信 	<ul style="list-style-type: none"> 設置状況を把握し、老朽化した解説版を計画的に更新していく必要がある。 市民のニーズに応じた内容での継続的な発信により、効果的に情報発信する必要がある。 即時性・継続性のある発信ができていないため、多くの情報に埋もれてしまっている。
② 文化財を活用した学校教育・生涯学習			
共通	6 類型共通	<ul style="list-style-type: none"> 市・学校作成の副読本に掲載された文化財の活用、教員へ文化財情報を提供 学校への出前授業、学校による博物館施設活用の促進 区役所事業等での活用 地域の寺子屋、地域教育会議等地域における生涯学習団体での活用 	<ul style="list-style-type: none"> 地域学習担当教員への支援の仕組みづくりができていない。 GIGA 端末を活用した授業のための素材提供ができていない。 担当部署との連携、情報提供・連携協力手段の検討が必要である。 担当部署との連携、情報提供・連携協力手段の検討が必要である。
③ 文化財の計画的な公開による普及啓発			
共通	有形文化財 民俗文化財 (有形)	指定文化財等現地特別公開事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公開機会の周知手段の工夫が必要である。 関連⇒(3) ① 文化財に関する広報活動 文化財所有者・管理者や活用団体による公開への支援が必要である。
	無形文化財 民俗文化財 (無形)	保存団体による公開のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 公開情報の把握のための仕組みづくりができていない。
	有形文化財 民俗文化財	博物館施設の展示における文化財の公開活用	<ul style="list-style-type: none"> 展示室の環境によって展示可能な資料が限られる。 関連⇒(4) ④ 文化財保護拠点の運営
	記念物 (遺跡関係) 埋蔵文化財	発掘調査現場の見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公開機会の周知手段の工夫が必要である。 関連⇒(3) ① 文化財に関する広報活動 解説を担う職員の資質向上が必要である。 関連⇒(4) ③ 市の役割
④ 地域づくりと一体となった文化財の保存・活用の推進			
共通	6 類型共通	<ul style="list-style-type: none"> 関連文化財群等の考え方の提示 	<ul style="list-style-type: none"> 市域の歴史文化への理解促進、ストーリーやビジョンの共有が不十分である。

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

文化財所有者や行政のみならず、多様な関係者の参画と連携が必要です。

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
① 文化財所有者・管理者への支援			
指定文化財	6 類型共通	・指定文化財管理奨励金の交付等財政的な支援	・文化財所有者・管理者の保存に関する経済的・心理的負担の軽減が必要である。
共通	6 類型共通	・適切な保存・活用に関する助言	・所有者の高齢化・世代交代により後継者が不在の場合がある。 ・適切な保存管理に関するノウハウの継承が不十分 ・文化財の価値や調査結果について所有者との情報や認識の共有が不十分である。
② 市民参加型の保存・活用体制の構築			
共通	6 類型共通	・文化財ボランティア登録制度の運用 ・講師派遣や育成支援等市民団体との連携	・登録者数を維持するためのボランティアの養成ができていない。 ・地域で活動する団体の把握、連携の強化、活動支援が不十分である。 ・団体との関係性が双方向ではない。
③ 市の役割			
共通	6 類型共通	・関係市職員の人材育成 ・専門職(学芸員・文化財建造物修理主任技術者等)の活用 ・大学・専門機関等との連携した調査研究・資料レスキューの取組 ・附属機関の運営 ※文化財審議会・橘樹官衙遺跡群調査整備委員会	・文化財の現状把握や解説における職員の専門性や資質の向上が求められている。 ・効果的な職員の資質向上には、市域の歴史文化に関する職員向け研修メニューの開発が必要である。 ・デジタルコンテンツの作成等新しい手法への対応ができる職員が必要である。 ・専門知識、技術の確実な継承ができていない。 ・天然記念物分野の専門機関との情報共有や連携が不十分である。 ・連携先のマッチングが難しい。 ・専門的知見を有する専門家(委員)の確保に苦慮している。

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組

分類	対象の文化財類型	現状の取組	課題
④ 文化財保護拠点の運営			
-	-	・日本民家園における古民家・民俗資料の活用	・古民家を催事会場として扱うのではなく、伝統文化への理解を深める効果的な活用が必要である。 ・収蔵資料の活用に向け、インターネット等を利用した調査研究成果の発信が必要である
-	-	・青少年科学館における天文・自然分野の調査・研究	・天然記念物分野の把握や活用について連携強化が必要である。
-	-	・地名資料室における資料の活用	・所蔵図書・地図等の目録データの更新・公開、より積極的な資料の活用が必要である。
-	-	・歴史的資料取扱施設の連携 ※川崎市公文書館、図書館、地名資料室、市民ミュージアム、平和館、文化財課	・貴重な文化財の保存・活用のための情報共有等施設間の連携の強化が必要である。
-	-	・民間博物館施設等における文化財の保存・活用	・情報共有等連携が不十分である。
-	-	・埋蔵文化財収蔵施設における資料の整理・保管・活用	・市民ミュージアムの浸水被害により、収蔵していた考古資料が被災し、修復・再整理を行っているが、他の複数の収蔵場所を含め適切な整理作業・保存管理ができていない。
-	-	・新たなミュージアムの整備に向けた検討	・取り扱う資料・作品の分野の整理や、市民ミュージアムの修復収蔵品の活用方法に係る検討が必要 ・収蔵庫や展示室等資料・作品の保管・展示を行う諸室の規模等に係る検討が必要である。
-	-	・博物館の登録・指定	・R5.4.1 施行の改正博物館法への対応が必要である。
⑤ 市内関係部局及び県・他市町村等との連携			
-	-	・川崎市文化財保護活用計画推進会議の運営	・連携・情報共有の強化を進める必要がある。
-	-	・国・県主催会議・研修会等への出席	
-	-	・博物館施設職員の県博物館協会等での交流	

3 文化財の保存・活用における個別の取組方針

本計画では、4つの基本方針のもと、現状と課題を踏まえて整理した保存・活用における個別の取組方針を設定します。その上で、具体的な取組を計画的に確実に推進していきます（取組については第5節参照）。

（1）文化財の現状把握・調査・研究の強化

（1）-1 文化財の適切な現状把握

指定等文化財や地域文化財を将来にわたって適切に保存・活用するため、定期的な調査により、その現状を適切に把握します。

未指定文化財の把握については、川崎市地域文化財顕彰制度の運用や、過去の文化財情報を基礎情報とした追跡調査等によって進めます。

特に本市の歴史文化の大きな特徴の一つである近現代の文化財については把握が不十分であることから、積極的に調査を行い把握に努めます。

（1）-2 文化財調査情報の適切な管理

文化財の名称・所在地・数量等の基礎情報、調査研究の成果、写真等をデジタル化するとともに、関連情報の紐付けを行い、データベースの構築を目指します。

（1）-3 文化財の価値を明らかにするための調査・研究

指定候補となる個別の文化財や再評価が必要な文化財について調査を行い、その価値を明らかにします。

（2）文化財の確実な保存・継承・修理・整備

（2）-1 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰

調査で価値が明らかになった指定候補リストの文化財のうち、基準に照らして重要なものの指定・登録を計画的に進めます。

また、川崎市地域文化財顕彰制度を運用し、推薦され把握した文化財について、更なる保存・活用を図ります。

（2）-2 保存活用計画や整備計画の策定と運用

個別の指定・登録等文化財について、必要に応じて適切な保存・活用を行うための計画を策定します。また、既存の保存活用計画や整備基本計画等に基づく文化財の保存と整備による活用を進め、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。

文化財の所有者や管理者による計画の策定や運用についても、国・県と調整を図り、適切に行われるよう支援します。

（2）-3 有形文化財の保存修理

現状把握調査で把握した修理が必要な文化財について、適切な保存修理が行えるよう所有者に対し専門家の助言指導や補助金の交付等により支援します。また、市所有の文化財については、適切な保存修理を実施します。

(2)-4 無形文化財・無形民俗文化財の継承

市域で活動している無形文化財や無形民俗文化財の保持団体の活動を、関係機関と連携し文化財の調査や記録作成等を行うとともに、継承活動を支援します。

(2)-5 記念物の整備・維持管理

記念物について、その価値が市民に伝わるよう地域住民と協働して維持管理を行うとともに、適切な整備を進めます。

(2)-6 埋蔵文化財の保護

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の現状把握を進め、開発行為等により保存できない遺跡については、発掘調査を行い、記録保存を確実に行います。

また、発掘調査の出土品については、発掘現場で厳密に選択して文化財認定を行うほか、既存保管資料の再整理により保管量の適正化を図るとともに、利活用の視点を踏まえて整理作業を行います。

(2)-7 防災対策の実施・防災力の向上

文化財所有者・管理者に防犯や大規模災害に対する備えや対応について、調査等で訪問する機会に周知徹底します。また、平常時から市域の被害想定を文化財所有者・管理者と共有し、防犯・防災対策の情報提供等支援を行います。

(2)-8 災害・事故発生時の迅速な対応

災害発生時の対応に当たっては、文化財所有者・管理者に対処方法等を情報提供するとともに、被害情報を的確に把握できるよう仕組みを検討し、適切な支援につなげます。

(3) 文化財の普及と活用の推進

(3)-1 文化財に関する広報活動

市民が身近に文化財に接することができるよう、デジタル技術等を活用しながら、指定・未指定を問わず文化財や文化財に関わる団体等の活動について多様な媒体を活用した積極的な広報を進めます。

(3)-2 文化財を活用した学校教育・生涯学習

市域の歴史文化の特徴や文化財について情報提供し、学校での地域学習や市民が参画する活動において活用することにより、市民が指定・未指定を問わず文化財に身近に接する機会を充実させます。

(3)-3 文化財の計画的な公開による普及啓発

文化財所有者・管理者の協力を得ながら、文化財の公開機会を増やし、文化財に関する普及啓発を推進します。

(3)-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進

市民に文化財への親しみと理解を深めてもらうとともに、市民が主体的に市域の文化財を保存・活用することを促すため、関連文化財群と文化財保存活用区域を設定します。市域の歴史文化に基づく関連文化財群や文化財保存活用区域のストーリーやテーマを発信し、それぞれの地区における指定・未指定を問わず文化財の保存・活用の機運を高めます。

(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成

(4)-1 文化財所有者・管理者への支援

市指定文化財の所有者・管理者に向け、日常の保存管理に係る経済的支援を行うとともに、助言や情報提供を行います。

また、指定・未指定を問わず、文化財の価値と保存・活用の意義について、所有者・管理者に理解を深めてもらえるよう努めます。

(4)-2 市民参加型の保存・活用体制の構築

文化財の保存・活用の担い手として市民・市民団体と市が連携しながら効率的・効果的な保存・活用の取組を展開するための仕組みを構築します。

(4)-3 市の役割

専門性を有する職員を適切に活用し、専門家や市民、民間企業との連携の輪を広げ協力を得ることで、文化財関係職員の専門性や資質の向上を図ります。

市役所内の関係職員の人材育成を進めることで文化財の保存・活用の推進を図ります。

(4)-4 文化財保護拠点の運営

文化財保護拠点では、市の歴史文化や文化財に関する収集保管・調査研究・展示・教育普及の博物館活動とともに情報の発信を行い、市民活動団体等の活動拠点として運営し、連携を強化していきます。

現在、複数の施設に分散して収蔵している埋蔵文化財については、埋蔵文化財収蔵施設の整備を検討します。また、資料の再整理を行うとともに、今後は出土品の厳密な文化財認定により保管量の適正化を図り、利活用を推進するため適切に保存管理を行います。

(4)-5 市内関係部局及び県・他市町村等との連携

市役所内部との連携の強化を図るため、積極的に本計画の趣旨と関連文化財群の周知に努めます。また、関連する他市町村や市外の博物館とも連携を図りながら文化財の保存・活用を推進します。

4 文化財の一体的・総合的な保存・活用

(1) 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定

ア 設定の目的と効果

「施策の方向性②文化財の魅力を生かした地域づくり」において、個別の取組方針(3)-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用を推進するため、関連文化財群(本市の歴史文化を語るストーリー)や、文化財保存活用区域(文化財が集積する区域)を設定します。

これは、市域の歴史文化の特徴を表す多様な文化財を共通の背景や文脈を持つストーリーやテーマでまとめ、市域の歴史文化を分かりやすくひもとく重要な手がかりとして設定することで、行政だけでなく市民とも市域の歴史文化の特徴を共有することを目指します。これにより、市の事業のみならず、市民自らが身近な文化財を保存・活用し、地域づくりに生かしていくことを支援し、地域への興味や愛着を深めることにつながります。

イ 設定の考え方

- ・第3章2節で整理した川崎市の歴史文化の特徴を反映し、その魅力をわかりやすく伝えるストーリー・テーマとします。
- ・市民が市域の文化財を身近に感じ、文化財を活用した地域づくりの促進につながる内容・構成とします。
- ・地域での生涯学習や学校での地域学習の推進につながる内容や構成とします。
- ・今後の調査研究の進展や市民の発案により、関連文化財群の充実を図ります。

(2) 関連文化財群に関する事項

関連文化財群①「二ヶ領用水と地域開発」

天正 18 (1590) 年に小田原北条氏を滅ぼした豊臣秀吉に命じられ関東に入国した徳川家康は、水陸交通の要衝である江戸を拠点として、領国経営を始めます。その一環として、戦国時代の戦乱で荒廃した地域を復興し、さらに安定した経営基盤を築くための地域開発や灌漑治水事業に積極的に取り組みます。

現在の川崎市域では、小泉次大夫が指揮をとり、二ヶ領用水が慶長 16 (1611) 年に完成し、安定的な用水の供給や新田開発が行われるようになりました。享保 10 (1725) 年には田中休愚が用水の改修を行い、水田の面積に応じた水量の分配を行う分量樋を設けました。流域には、堰が数多く設置され、用水をせき止めたり、水量を調節したり、また用水を分水する水路へ引き入れたりしていました。

水路や掛樋、堰等の装置の維持管理を公平に負担するため、「稲毛領川崎領二ヶ領用水六十ヶ村組合」が作られ用水の維持管理が行われましたが、日照りが続き、多摩川の水が渇水すると、用水量も減少し下流域の村々にまで水が行きわたらなくなり、そのたびに争いごともしばしば起きました。また新田開発が進むと新たに設置される用水路をめぐっても争いが起き、この争いは時代と地域を通じて頻繁に起きました。

近代になると、横浜水道がつくられたり、工業都市化が進むのと同時に工業用水の供給能力を上げるために二ヶ領用水からの分水が計画されたりと、二ヶ領用水の役割も多様化していきます。昭和 11 (1936) 年から始まった二ヶ領用水改良事業によって、田中休愚によって設けられた分量樋に代わり、より正確な分水管理を行うためコンクリート製の久地田筒分水が設けられました。

現在では、二ヶ領用水は農業用水としての当初の役割を終え、工業用水から、更に環境用水へとその使命を大きく転換し、広く市民に親しまれています。

現状 と課題	<ul style="list-style-type: none">・二ヶ領用水は、その本線のうち、市有地部分については記念物(遺跡関係)として登録されており、保存と活用が図られている一方で、私有地や県有地については未登録です。県有地については、登録に向けて県との調整が必要です。・二ヶ領用水は、小学校の授業でも地域学習の素材として取り上げられ、市民に広く親しまれています。また、沿線には、桜や桃が植えられ整備されている箇所もあり、市民の憩いの場としても機能しています。・一方で、昨今の集中豪雨や大型台風がもたらす風水害への対応として用水の改修の要望等もあげられており、地域の文化財を活かしつつ、住民の安全・安心をどのように確保するかも課題となっています。
方針	<p><文化財の適切な現状把握と登録の推進> 未登録部分の登録を進めるとともに、関連する文化財について現状把握や未把握の文化財の発掘に努めます。</p> <p><「二ヶ領用水と地域開発」の積極的な発信> 関連文化財群「二ヶ領用水と地域開発」を積極的に活用し、多様な視点から本市の歴史文化の価値や魅力を市民に伝えるとともに、安全安心を確保しつつ、これからも市民の交流の場として親しまれるような整備や活用を進めます。</p>

表3 「二ヶ領用水と地域開発」に関連する文化財

文化財の名称		種別等	所在地	内容
①	二ヶ領用水	国登録記念物 (遺跡関係)	市内	江戸時代の稲毛領と川崎領を貫く、現在の川崎市のおぼ全域を流れる県下で最も古い用水の一つ。徳川家康の命を受けた代官の小泉次大夫によって慶長16(1611)年に約14年の歳月をかけて完成された。
②	安楽寺文書	市地域文化財 古文書	中原区 下小田中	二ヶ領用水の取水口に関する記録が含まれる。
③	清沢村御縄打水帳	未指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	慶長18(1613)年に作成された検地帳で、前回検地以後に開発された田畑に「開」の記載がある。二ヶ領用水により、新田開発が進んだことを示す資料
④	水騒動御裁許 写	未指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	文政4(1821)年に溝口村で起きた水騒動の裁許内容について記した文書
⑤	泉田二君功德碑	未指定 歴史資料	川崎区 宮前町 (妙遠寺)	明治22(1889)年に建立された、二ヶ領用水を開削した小泉次大夫と、用水や多摩川の大改修を行った田中休愚の功績をたたえるために設立された水恩講社により建立された碑
⑥	久地円筒分水	国登録文化財 建造物	高津区 久地	用水を市内4つの堀に分水するため、昭和16(1941)年に竣工。より正確な分水管理のため、分量樋に代わり、下流の灌漑面積にあわせて比率を決めた円周から越流落下させ、全体の水量が変化しても各堀へ一定の比率で配分されるようにした、当時としては画期的で最も正確な自然分水管装置
⑦	平川家文書	市指定 古文書	川崎区 (個人所蔵)	二ヶ領用水を開削した小泉次大夫と、用水や多摩川の大改修を行った田中休愚の功績をたたえるために設立された水恩講社等に関する資料を含む。
⑧	手洗石	市指定 建造物	川崎区 宮前町 (稲毛神社)	二ヶ領用水の改修を行った田中休愚の代官就任を祝い、実子や手代衆が現在の稲毛神社に奉納した手洗石
⑨	小泉橋遺構	市地域文化財 建造物	多摩区 登戸	天保15(1844)年に、登戸の二ヶ領用水にかけられた石橋。平成3(1991)年の解体まで使われていた県内最古級の石橋
⑩	用水改良事業堰堤 工事概要	未指定 古文書	大山街道 ふるさと館	昭和11(1936)年から始まった二ヶ領用水改良工事における、中野島(上河原)と宿河原の堰堤工事の概要

表4 「二ヶ領用水と地域開発」に関連する主な人物

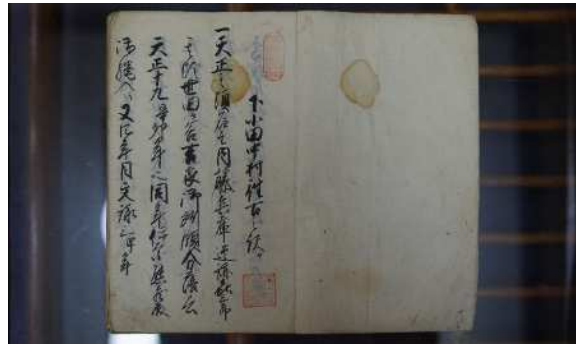
氏名	生没年	事績の概要
小泉次大夫	1539~1624	駿河国富士郡で治水土木技術者として活躍し、「樋代官」と呼ばれた植松家の出で、今川氏・武田氏に仕えた後徳川家康に召され、多摩川流域の灌漑治水の工事を担当。二ヶ領用水と六郷用水の開削を行った。
田中休愚	1662~1729	多摩郡平沢村の農家に生まれ、絹織物の行商等をしたのち川崎宿本陣田中兵庫家の婿養子となり、川崎宿の名主と本陣・問屋役を兼ねて宿内の町政・貢納・伝馬を扱った。六郷川の渡船請負権を獲得する等して疲弊していた川崎宿の財政を立て直した。その後、江戸で荻生徂徠や成島道筑に学び、民政上の意見書『民間省要』を著し、幕府から支配勘定格方に登用され、荏原・橘樹郡内の多摩川と二ヶ領用水の改修に携わった。
平賀栄治	1892~1982	神奈川県多摩川右岸農業水利改良事務所長で、円筒分水の設計・建設を行ったほか、大雨になると二ヶ領用水に流れ込み洪水を引き起こしていた平瀬川も改修した。



① ニヶ領用水（草堰）



① ニヶ領用水（二つの堀の分岐点）



② 安楽寺文書



⑤ 泉田二君功德碑



⑥ 久地円筒分水



⑧ 手洗石



図 22 「ニヶ領用水と地域開発」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成
 ※③④川崎市市民ミュージアム所蔵、⑦個人所蔵のため位置は示さず

関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」

明治時代、川崎の臨海部及び多摩川河口周辺では、江戸時代以来の農業や塩づくり、果物の栽培に加えて、海苔の養殖等が行われていました。明治 35（1902）年には大師河原村漁業組合が結成され、海苔と魚介を主とする漁業が軌道に乗るようになりました。こうした風景は、今は見られなくなりましたが、海岸の埋立以前の生業や生活を物語る農具や漁労具が残されており、当時の生活に触れることができます。

また、明治 19（1886）年頃に創業を開始した御幸煉瓦製造所は、明治 21（1888）年には横浜煉瓦株式会社として大量生産を開始します。横浜に出荷され、都市の整備に煉瓦が重要な役割を果たすようになっていきます。

明治 40 年代になると、工業用地としての広大で安い土地を求め、川崎が目向けられるようになり、川崎町長であった石井泰助や地主たちが積極的に便宜を図ったことで、横浜製糖や東京電気川崎工場が進出してきました。その後も町を挙げて工場誘致を行い、日本蓄音機製造・日本改良豆粕・鈴木商店・富士瓦斯紡績・明治製菓等の大工場が操業するようになりました。

一方で、川崎の臨海部では遠浅の海岸を埋立て、運河を開削して工業用地にする計画が明治 30 年代以後に多く出願されました。そのうち最も大規模であったものが、浅野総一郎を申請代表者とする埋立で、大正 4（1915）年に許可されたのち、昭和 14（1939）年まで埋立・運河開削が続きました。この事業には、多額の資金が必要でしたが、浅野は渋沢栄一や安田善次郎、大川平三郎等当時屈指の財界人を巻き込み、事業を進めました。完成した埋立地には、浅野町、大川町、安善町、扇町（扇は浅野家の家紋）等関係者ゆかりの地名が付けられ、鶴見臨港鉄道（現在の鶴見線）が敷設され、深川から移転した浅野セメント、日清製粉、富士電機等のほか、浅野埋立以前から建設が開始された日本鋼管を含め、続々と工場が進出しています。

川崎に工場が稼働すると、全国各地から職を求めて人々が集まりました。労働者は地元のほか、関東近県をはじめ、沖縄や朝鮮半島の人々もいて、これらの人々が居住するための住宅が必要になり、住宅地が建設されるようになりました。併せて、大正 10（1921）年には川崎町水道が完成し、隣接する大師町や御幸村から水の供給が求められるようになり、やがて上水道の整備は三町村合併・市制施行へとつながっていきました。

川崎の工場地域は、昭和 10（1935）年頃から、南武鉄道沿線に広がり、特に電気・通信機器・航空機関関係の工場が進出していき、臨海部の既存の工場とともに川崎の工場は軍需工場の色合いが濃くなり、戦時体制強化のための影響を強く受けていきます。

終戦後、軍部の統制から解放され、経営権が戻るとともに、戦後日本の復興とその後の高度経済成長期を牽引する工業都市として成長していきました。

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の工業振興に重要な役割を果たした文化財（「近代化遺産」や「産業遺産」）は、現役の企業の建築物や設備、機器であることが多く、文化財として保存することは困難な場合が多いです。また、工場敷地内に保存されている場合、安全の確保から広く一般に実物を公開することが難しいことが多くあります。 ・文化財としての位置付けや評価をどのように行うかを検討する必要があります。 ・文化財を所有する企業との連携・情報共有を進め、文化財的な価値の周知や情報発信・公開をしていくことが課題です。
<p>方針</p>	<p>＜文化財の適切な現状把握と情報発信＞</p> <p>市の特徴であるものづくり都市の姿を伝える文化財の調査を行うとともに、文化財としての位置付けや評価の方法を検討します。また、所有者の協力を得ながら「工業都市川崎とものづくり」の関連文化財群を身近なものに感じられるようにその価値を発信します。</p>

表5 「工業都市川崎とものづくり」に関連する文化財

文化財の名称		種別等	所在地	内容
①	北條鉄工株式会社の建造物	未指定 建造物	川崎区 鋼管通	日本鋼管の出入り業者として鉄骨・鉄筋の加工とそれに付帯する工事を請け負う鉄工所。周辺が京浜工業地帯であったことを示す現在では数少ない工場建築
②	マツダランプ	未指定 その他(産業遺産)	東芝未来科学館	東京電機株式会社(後の東芝)で明治43(1910)年から本格的に製造がはじめられたタングステン電球
③	川崎河港水門	国登録文化財 建造物	川崎区 港町地先	多摩川沿岸の工場の物資の積み下ろしをする河岸を一元化するために河港が作られることになり、多摩川と港を遮断する水門として多摩川改修工事の一環で造られた。
④	カッターヘッド	未指定 その他(産業遺産)	-	埋立事業で活躍した竣漂船についていた海底の土砂を掘削するためのドリル
⑤	昭和電工川崎事業所本事務所	国登録文化財 建造物	川崎区 扇町	昭和肥料(株)の事務所として昭和6(1931)年に建設。昭和初期の京浜工業地帯の代表的な建築物
⑥	御幸煉瓦製造所のレンガ・鉄製銘板	未指定 その他(産業遺産)	幸区 (個人所蔵)	川崎へ工場進出が本格化する以前に操業を開始したレンガ工場のレンガ。横浜市の明治・大正時代の横浜の煉瓦建物に使われた。
⑦	川崎町水道の木製水道管	未指定 その他(産業遺産)	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	大正10(1921)年に開通した川崎町水道で使用された木製水道管
⑧	日本語ワードプロセッサ	未指定 その他(産業遺産)	東芝未来科学館	現在あらゆるIT分野の入力手段である「仮名漢字変換」により生み出された日本語ワードプロセッサ
⑨	足踏脱穀機 ミノル親玉号	未指定 有形民俗	日本民家園 他	大正9(1920)年頃完成した細王舎の足踏脱穀機は、麦や稲を脱穀する農具で、三角形・軽量・高性能な扱胴の3点にあり、日本国内のみならず台湾・中国・朝鮮等の各地へと出荷された。
⑩	大師河原の漁撈具	未指定 (一部市指定) 有形民俗	大師地区 他	明治時代以後、海面使用の制限がなくなったため、大師河原で盛んに行われた海苔養殖や貝漁に関する道具類
⑪	多摩川梨	未指定 記念物 (動物、植物)	市域	大師河原村出来野の当麻辰次郎が明治26(1893)年に育成した長十郎梨が主に生産され、明治後半から大正期にかけては多摩川流域右岸一帯が一大産地となった。大正6(1917)年の高潮被害で大師河原の優位性が低下し、昭和になってからは上流の稲田方面の比重が増えていった。
⑫	禅寺丸柿	国登録、未指定 記念物 (動物、植物)	市域	鎌倉時代に王禅寺の山中で発見された日本最古の甘ガキ。17世紀半ばから昭和40年代まで盛んに生産された。現在も麻生区を中心に残されている。王禅寺境内の原木と麻生区内の6本が国登録記念物
⑬	沖縄民俗芸能	県指定 無形民俗	川崎区	「富士瓦斯紡績」の女子行員の親類縁者等、川崎に移り住んだ沖縄の人々が継承してきた沖縄の芸能。現在は川崎沖縄芸能研究会により継承されている。
⑭	石敢当	未指定 有形民俗	川崎区 駅前本町	昭和41(1966)年9月宮古島は台風による大きな被害を受けたことから、川崎市議会は超党派で救援を決議し、広く市民に募金を呼び掛けた。この返礼として贈られたもので、川崎市と沖縄の友好親善と文化交流を示す。
⑮	石井泰助頌徳碑	未指定 歴史資料	川崎区 宮本町	初代川崎市長石井泰助を顕彰する石碑。菩提寺の徳泉寺にたてられていたが、昭和39(1964)年に稲毛公園へ移設

表6 「工業都市川崎とものづくり」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
石井泰助	1865～1931	東海道川崎宿で材木商を営む家に生まれ、明治 28(1895)年に川崎町会議員に当選、助役等を経て明治 30(1897)年に町長となり、以後 3 度にわたり町長を務めた。川崎町の発展のために自ら所有する土地を廉価で提供し、東京電気等の工場を積極的に誘致した。大正 13(1924)年には市制施行とともに初代川崎市長に就任
浅野総一郎	1848～1930	欧米の港湾に比べ、日本の港湾が未発達であることに気付き、東京から横浜に至る遠浅の海岸に着目し、大型船舶が着岸できる港湾の造成に向け、大正 2(1913)年から鶴見川崎間の埋立を開始、15 年の歳月をかけて完成させた。
藤岡市助	1857～1918	日本初の白熱電球、送配電網の整備、電鉄事業の推進、エレベータの開発等数々の「日本初」を手掛け「日本のエジソン」と呼ばれている。明治 23(1890)年に設立した「白熱舎」が後に芝浦製作所と合併し、現在の東芝に至っている。
箕輪政次郎 箕輪 亥作 箕輪 嘉夫	1859～1913 1888～1929 1911～1993	箕輪家は、三代にわたり、「農家の暮らしをよくしたい」という志を持って、養蚕具や農機具の研究開発・生産を行う「細王舎」を営む



① 北條鉄工の建造物（撮影：MOTOSUKE FUJII）



⑬ 沖縄民俗芸能



図 23 「工業都市川崎とものづくり」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

※⑥個人所蔵、⑦川崎市市民ミュージアム所蔵のため位置は示さず

関連文化財群③「橘樹郡の成立」

旧武蔵国の南部にあたる多摩川流下流域では、右岸には現在の川崎市が位置し、左岸には東京都大田区・世田谷区があります。川崎市域の大部分を占める旧橘樹郡では、加瀬台や日吉台と呼ばれる下末吉台地に4世紀中頃から後期にかけて大形前方後円墳が築造され、大田区・世田谷区がある旧荏原郡では多摩川台や野毛とされる武蔵野台地の縁辺に、ほぼ同時期から5世紀前半までに大形前方後円墳が築造されます。また、旧武蔵国の北部でも同様に大形前方後円墳が築造されました。このように古墳時代前期から中期にかけて、武蔵国の北と南に二つの中心がありました。

しかし5世紀後半以降、武蔵国の大規模な古墳は現在の埼玉県行田市に所在する埼玉古墳群のみとなり、橘樹郡では小型の古墳が点在するのみという状況になりました。

橘樹郡では6世紀代になると、急激に古墳の数が増加し、域内の各地に古墳が分布するようになります。それらの中には、5世紀代にはなかった前方後円墳や、新たな地域に新興勢力が形成した古墳群も見られます。そして、律令制の成立直前、後の橘樹郡家や古代寺院が造営された地域に造られた馬絹古墳を最後に、橘樹郡では古墳は見られなくなります。

ヤマト政権は、地方支配を進めるに当たって、その地の有力豪族を「国造」に任命し、その支配領域をクニという単位に編成していきました。武蔵国造については、「日本書紀」安閑天皇元(534)年の条に記事があります。要約すると、武蔵国では国造の地位をめぐり笠原直使主と同族の小杵が長年争い、使主は朝廷に助けを求めて小杵に勝利し、朝廷に横淳・橘花・多氷・倉櫛の屯倉を献上したという内容です。「タチバナ」の地名が文献に現れた初出です。

塚越古墳は、6世紀後半に築造された、南関東でも最も早く横穴式石室を採用した古墳です。被葬者は橘花屯倉を管理する有力者ではないかと推測されています。

大化の改新を経て、律令制による中央集権国家を目指そうとする朝廷は、全国に地方行政組織である評を設置しました。その後、大宝律令の施行とともに国・郡・里が置かれ、古代の地方支配の形が完成します。古代武蔵国橘樹郡の役所跡である千年伊勢山台遺跡[橘樹郡家跡]と、その西側に隣接して造営された古代の寺院跡である影向寺遺跡から構成される橘樹官衙遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることのできる貴重な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が分かり、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要です。また、周辺には、古代の橘樹郡家とかかわる遺跡や寺社が多数点在しています。

現状と課題	・橘樹官衙遺跡群は、遺跡の全貌が判明していないため、把握に向け調査を継続することが必要です。 ・保存された遺跡は地下に残されており、地上からはその内容が分かりにくいいため、史跡の価値が誰にでも分かるような整備や活用が欠かせません。 ・関連する馬絹古墳は過去に調査が実施され、保存整備が行われているものの、計器の経年劣化により適切な保存ができているか確認ができなくなってきました。今後の適切な保存整備に向けた手法の検討が必要です。また、塚越古墳も同様に今後適切な整備が必要です。
方針	<文化財の価値を明らかにするための調査の実施> 橘樹官衙遺跡群、関連する遺跡(馬絹古墳・塚越古墳等)や有形文化財について、その範囲や価値を明らかにするための調査を継続的に実施し、その成果を活用事業や整備へ反映し、その価値や魅力について市民へ積極的に発信していきます。 <国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画等に基づく整備と活用の推進> ARやVR等デジタル技術を活用する等、保存された史跡の価値を誰でもが知ることのできるような整備を推進するとともに、その価値を体感できるよう、様々な活用事業を実施し、史跡を将来にわたって保存していきます。

表7 「橋樹郡の成立」に関連する文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 千年伊勢山台遺跡 [橋樹郡家跡]	国指定 史跡	高津区 千年	古代律令制の地方支配拠点として置かれた橋樹郡の役所の遺跡。大宝律令以前の評段階から設置されており、9世紀代まで機能していたとみられる。
② 影向寺遺跡	国指定 史跡	宮前区 野川本町	郡の役所のそばに造営された古代寺院の遺跡。現在の影向寺薬師堂の地下に古代寺院の金堂の遺構が残されている。
③ 无射志国荏原評銘 文字瓦	市指定 考古資料	川崎市教育 委員会保管	橋樹郡で建設された古代寺院の創立年代を考える上で重要な資料。この資料の存在から、創建が7世紀後半に遡ることがわかった。
④ 影向寺木造薬師如 来両脇土像	国指定 彫刻	宮前区野川 本町(影向寺)	平安時代後期に造立された影向寺の本尊
⑤ 影向寺破損仏	未指定 彫刻	宮前区野川 本町(影向寺)	現在の影向寺本尊の造立以前に祀られていたと考えられる仏像の残欠
⑥ 中原街道	未指定	-	古代の官道(駅路・伝路)と推定される。
⑦ 野川東耕地遺跡	未指定 記念物 (遺跡関係)	宮前区 野川本町	古代の大型掘立柱建物が検出されており、橋樹郡家との関係がうかがわれる。
⑧ 三荷座前遺跡	未指定 記念物 (遺跡関係)	宮前区 野川本町 高津区千年	縄文時代前期の住居のほか、墨書土器等が出土しており、橋樹郡家との関係がうかがわれる。
⑨ 野川神明社遺跡	未指定 記念物 (遺跡関係)	宮前区 野川本町	奈良・平安時代の廂付掘立柱建物が確認されており、北・北東側の橋樹官衙遺跡群との関係性がうかがわれる。
⑩ 子母口植之台遺跡 (蓮乗院北遺跡)	未指定 記念物 (遺跡関係)	高津区 子母口	8世紀前半から中頃の総柱建物や大型掘立柱建物が見つかり、橋樹郡家正倉院別院と見る説もある。
⑪ 橋樹神社	市地域文化財 建造物	高津区 子母口	創建は古代に遡ると考えられており、橋樹郡名を有する神社。祭神は日本武尊・弟橋媛。社殿は安政4(1857)年の再建。本殿と境内の石造物は川崎市地域文化財
⑫ 塚越古墳	市地域文化財 記念物 (遺跡関係)	幸区塚越	円筒埴輪、周溝を伴う円墳。南関東地方最古級の横穴式石室を持つ。橋花屯倉と関係する有力者の墓とみられる。
⑬ 馬絹古墳	県指定 史跡	宮前区馬絹	内部主体は玄室・前室・前々室からなる複室構造で、泥岩の切石を組み合わせた、持ち送り式の載石切組積の横穴式石室。被葬者は橋樹官衙遺跡群の成立と関係が深いとみられる。
⑭ 小杉御殿町遺跡	未指定 記念物 (遺跡関係)	中原区 小杉御殿町	古代の官道とみられる中原街道沿いの遺跡で、江戸時代には小杉御殿が営まれた場所。古代にも何らかの施設があったとみられ、緑釉陶器等が出土している。
⑮ 蟹ヶ谷古墳群	未指定 記念物 (遺跡関係)	高津区 蟹ヶ谷	官衙成立直前期の古墳群。4つの古墳からなる。
⑯ 影向石	県指定 影向寺薬師堂 附	宮前区 野川本町 (影向寺)	古代寺院の塔心礎。県指定文化財の影向寺薬師堂の関連資料として保護されている。近世には、舍利穴に溜まった水で目を洗うと眼病が治ると信仰された。
⑰ 影向寺薬師堂礎石 (3基)	県指定 影向寺薬師堂 附	宮前区 野川本町 (影向寺)	元禄に再建された影向寺薬師堂は古代寺院の礎石を再利用しており、柱座がある。
⑱ 新作小高台遺跡	未指定 記念物 (遺跡関係)	高津区新作	武蔵国が東山道から東海道に編入された以降の小高駅家の候補地。現時点では駅家関連の遺構は発見されていない。

表8 「橘樹郡の成立」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
かきはらのあたみ おみ 笠原直使主	?	「日本書紀」安閑天皇元年条(534年)に登場する。武蔵国造の地位をめぐって同族の小杵と争い勝利。勝利の見返りに朝廷に橘花を含む4か所の屯倉を献上。
おき 小杵	?	「日本書紀」安閑天皇元年条(534年)に登場する。武蔵国造の地位をめぐって同族の使主と争う。上毛野君と組むが敗北した。
あすかべのきしいおくに 飛鳥部吉志五百国	?	「続日本紀」神護景雲2年6月21日条(768年)に登場する橘樹郡の住人で、久良郡で白い雉を捕え、朝廷に献上した。飛鳥部吉志氏は百済系の有力氏族でその一族が橘樹郡に存在したことがわかる。
もののべのまね 物部真根	?	古代橘樹郡の住人。天平勝宝7(755)年2月、防人として筑紫に派遣された際、我が家を恋しく思い「家るには 葦火焚けども 住みよけを 筑紫に至りて 恋しけ思はも」と詠み、「万葉集」に収録された。
くらはしべのおとめ 棕椅部弟女	?	古代橘樹郡の住人で物部真根の妻。天平勝宝7(755)年防人として筑紫に派遣される夫を見送る歌「草枕旅の丸寝の紐絶えば吾が手と付けろこれの針持し」が、「万葉集」に収められている。



① 橘樹郡家跡（橘樹郡家跡第30次調査）



⑬ 影向石



図24 「橘樹郡の成立」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成
※③川崎市市民ミュージアム所蔵のため位置は示さず

関連文化財群④「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」

多摩川流域と鶴見川流域からなる市域には、古代末から中世初期にかけて多くの公領と荘園がありました。鎌倉時代、室町時代、戦国時代と推移する中で、列島規模の争乱と東国の権力闘争が展開し、その動きに巻き込まれて、地域の領域支配が変化していきます。

多摩川右岸は、多摩丘陵の急崖が迫り、川と丘陵は軍事的に大きな役割を果たしてきました。多摩川に臨む丘陵上には、小沢城、榊形城、作延城、井田城等山城が線状に築かれており、長尾には「源家累代の祈願所」威光寺がおかれました。多摩区長尾の妙楽寺の木造薬師如来両脇侍像のうち、日光菩薩立像の胎内には「武州立花郡太田郷長尾山 威光寺」の墨書銘があり、妙楽寺の前身が威光寺であると推定されています。威光寺には、源頼朝の弟・阿野全成が派遣されており、鎌倉防衛の北側の要とされていたことが分かります。

源頼朝が鎌倉に幕府を開いた頃、稲毛三郎と名乗る武士が稲毛荘と小沢郷を領していました。彼は、武蔵国の豪族、秩父氏の一族で、鎌倉幕府の御家人となって源平争乱の時代を生きました。妻は北条政子の姉妹で、源頼朝とは義理の兄弟の関係でした。

稲毛三郎重成は、榊形山に城を築き、榊形山北側に所在する広福寺は彼の館跡と伝承されています。広福寺には、木造稲毛重成坐像が祀られているほか、重成の墓と伝承される五輪塔が所在しています。重成の妻の輿入れの際に謡われたと伝えられる「祝唄 初瀬」も長く歌い継がれてきました。

重成は妻の没後、出家して所領に引きこもりますが、頼朝没後の北条氏による政争に巻き込まれ、畠山重忠謀殺の嫌疑をかけられ、滅ぼされました。

重成の子・小沢小太郎の城とされる小沢城は鎌倉道が通る交通の要衝で、たびたび合戦の舞台となっています。小田原城主の北条氏康はこの地で初陣を飾ったと伝えられており、細山や金程には、小沢原合戦で上杉勢を破った北条勢が馳上ったことに由来する「勝坂（かちざか）」といった地名も残されています。

また、市域には後北条氏の虎の印判状が複数残っており、竹木の伐採や年貢の徴収等について細かく定めています。

現状 と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩丘陵に置かれた城址については、文献からのアプローチはなされているものの、考古学的な調査はほとんどなされておらず、詳細は明らかでなく、航空写真やドローンによる測量技術を利用した調査が必要です。 ・また、市内に残る西蔵寺丸(宮前区)や地頭谷戸(多摩区)といった中世的な地名や、義経・弁慶伝説や「勝坂」の伝承等をどのように継承していくかが課題です。 ・地域では、ハイキングコースの設定やまち歩きイベントを実施しており、区役所・市民団体と連携することで、健康づくりや地域の歴史文化の魅力発信のコンテンツとして更なる活用が期待されます。
方針	<p><文化財の適切な現状把握と確実な記憶の伝承></p> <p>関連する文化財について、現状把握をとともに、地域文化財顕彰制度等を利用し市民とともに掘り起こしを進め、地名の研究等土地にまつわる記憶の伝承に努めます。</p> <p><「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」の積極的な発信></p> <p>市域の地形を有効に利用し築かれた山城や武士たちに関連する寺社等、本市の歴史文化を知る上でカギとなる文化財を区役所や市民団体と連携して積極的に活用し、本市の歴史文化の価値や魅力を発信します。</p>

表9 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」に関連する主な文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 小沢城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区菅	後北条氏の時代まで存続した山城
② 寺尾城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区 菅馬場	詳細は不明であるが、遺構の一部が残る。
③ 枅形城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区枅形	詳細は不明であるが、伝承地
④ 作延城	未指定 記念物(遺跡)	多摩区 下作延	詳細は不明であるが、伝承地。遺構の一部があるという見解もある。
⑤ 井田城	未指定 城記念物(遺跡)	高津区 蟹ヶ谷	詳細は不明であるが、伝承地。蟹ヶ谷古墳群の調査によって遺構の一部が検出された。
⑥ 亀井館	未指定 記念物(遺跡)	麻生区 上麻生	詳細は不明であるが、遺構の一部が残る。
⑦ 広福寺	未指定 記念物(遺跡)	多摩区枅形	稲毛三郎重成の墓と伝えられる五輪塔がある。その居館があったと言われる。
⑧ 妙楽寺木造薬師 如来両脇侍像	市指定 彫刻	多摩区長尾 (妙楽寺)	永正 6(1509)年に造立された薬師如来坐像を中心とした三尊像。脇侍の胎内墨書から、威光寺との関連がうかがわれる。
⑨ 浅間塚経塚	未指定 記念物(遺跡関係)	幸区南加瀬 北加瀬	経典を納めたと考えられる常滑壺と鉢、中国鏡 2 面が出土
⑩ 井田経塚	未指定 記念物(遺跡関係)	中原区井田	経典を納めたと考えられる常滑壺と鉢が出土
⑪ 木造稲毛重成坐 像	未指定 彫刻	多摩区枅形 (広福寺)	桃山時代作。衣冠束帯像で左腰に太刀を差している。
⑫ 関東下知状	市指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	承久の乱の後に北条義時が大乗院領であった稲毛本荘と肥前国高来西郷を交換することを命じた文書
⑬ 泉沢寺文書	市指定 古文書	中原区 上小田中	世田谷吉良氏による泉沢寺再興に関わる文書を中心に、小田原北条氏や徳川氏の奉行人や代官に関連する文書からなる。
⑭ 木造釈迦如来坐 像	市指定 彫刻	中原区上丸 子天神町 (大楽院)	吉良氏とその家臣たちの寄進による釈迦如来坐像
⑮ 後北条氏の虎の 印判状	市指定 古文書	川崎市市民 ミュージアム 所蔵	後北条氏の領国経営の実態を示す古文書で、所領を保証する安堵状や撰銭令、所領の宛行状等がある。

表10 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
稲毛三郎重成	?-1205	小山田氏の流れをくみ、小沢郷に拠点を置いた鎌倉時代初期の武士。畠山重忠謀殺の嫌疑をかけられ、滅亡した。
阿野全成	1153-1203	源頼朝の弟で、威光寺を与えられ、北条政子の妹と結婚した。
北条義時	1163-1224	北条時政の子。北条政子の弟。鎌倉幕府の第 2 代執権。源氏の将軍が断絶すると、幕府の実質的な指導者となった。
吉良頼康	?-1562	武蔵吉良氏・吉良成高の子。武蔵国・世田谷城や久良岐郡・蒔田城に居を構えたことから、「世田谷御所」「蒔田御前」等と呼ばれた。上小田中に世田谷烏山から菩提寺の泉沢寺を移転させ、上小田中市場から泉沢寺門前までを「寺門前」町に指定し、寺門前の住人に賦課を免除する等、市場の繁栄を図った。
北条氏康	1515-1571	小田原北条氏第 3 代。広範囲に検地を実施し、その結果を基礎に税制の改革を行った。領国内の公定枅の設定、貨幣制度や伝馬制度の確立等諸制度を整備した。小田原城を本城とする支城制を確立する等、北条氏の領国経営の基礎を築いた。



① 小沢城 遠景



③ 枳形城跡



⑧ 妙楽寺木造薬師如来両脇侍像



⑪ 木造稲毛重成坐像（企画展『「つわもの」どもの光と影-稲毛三郎とその時代-』図録より転載）



⑬ 泉沢寺文書



⑮ 後北条氏の虎の印判状
（川崎市市民ミュージアム所蔵）

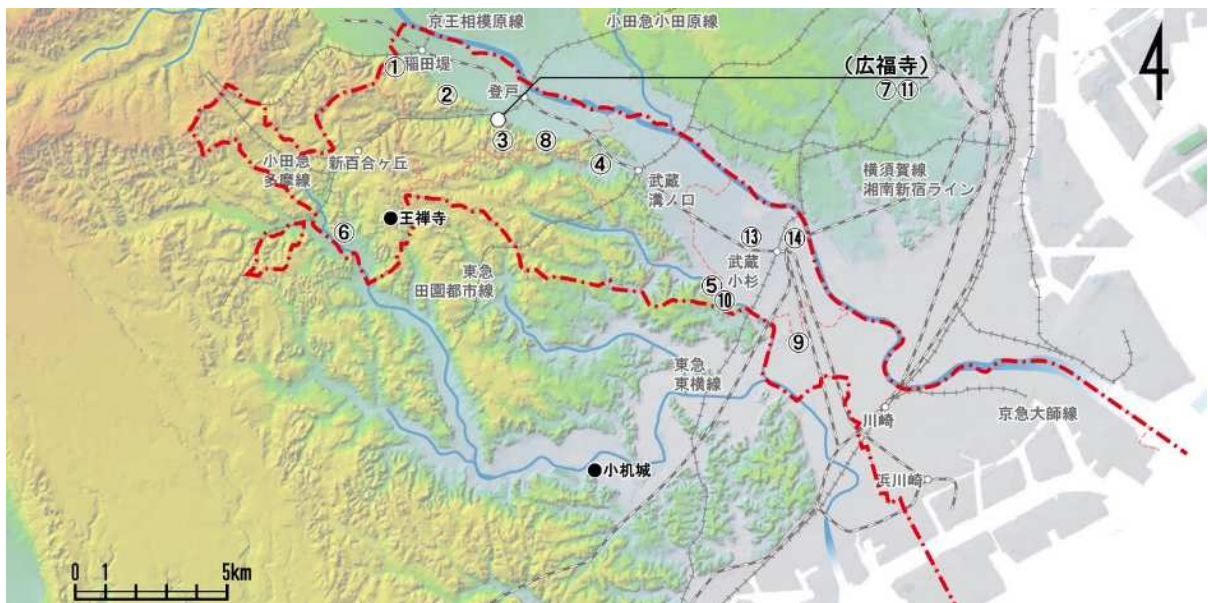


図 25 「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界」の文化財の位置
／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

※⑫⑮川崎市市民ミュージアム所蔵のため位置は示さず

関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」

川崎市川崎区にある真言宗智山派の大本山、金剛山金乗院平間寺は川崎大師として知られています。江戸期によく知られた縁起は、「無実の罪により生国である尾張（現在の愛知県）を追われ諸国流浪の果てに川崎にたどり着いた平間兼乗^{ひらまかねのり}は、深く仏法に帰依し特に弘法大師を信仰し、42歳になり厄除けを祈願していたところ、夢に弘法大師が現れ『唐にいたとき、自分の像を彫って海に投じた。それが今この浦に止まっている。これをお前が引き上げれば厄難は消えるだろう』とお告げがあった。翌朝、海を見ると光輝く場所があり、そこに網をおろすと、大師像が上がった。そこで寺を建て、大師像を祀ったのが始まりである。」というものです。しかし、近世以前の平間寺の様子や歴史は不明な点が多いままです。

江戸時代になると、寛永5（1628）年の銘のある六字名号碑や寛文3（1663）年の道標等、庶民の川崎大師への信仰を示す資料が現れはじめます。川崎大師信仰の中心となっているのは「厄除け」で、徳川幕府御三卿の田安宗武による宝篋印塔の寄進をきっかけに武家の間で川崎大師への信仰が急速に広まり、御三卿のほか、御三家、さらには徳川將軍家の信仰も得るに至ります。寛政8（1796）年には11代將軍徳川家斉が初めて川崎大師を参詣し、以後歴代將軍の参拝がしばしば行われました。

川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地としても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内記に描かれました。

明治に至っても、川崎大師の賑わいは衰えず、明治22（1889）年には川崎大師の出資により大師道の新道が開通、続く明治32（1899）年には現在の京浜急行の前身である大師電気鉄道が開通しました。明治34（1901）年には大森～大師間、明治37年には品川～川崎間が開通し、沿線の池上本門寺や穴守稻荷等の寺社や観光名所と合わせて人気を博しました。

昭和20（1945）年4月15日の空襲により平間寺の大本堂ほか周辺の多くは被災し、記録類や寺宝の多くを焼失しましたが、戦後、大岡實建築研究所による設計で、大本堂の再興を果たしました。初詣や諸行事、10年に一度の赤札大開帳等に多くの人が参詣し、今日まで厄除け大師としての信仰を広く集めています。

現状 と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎大師平間寺の所蔵する絵画作品については、川崎市彫刻・絵画緊急調査が実施され、境内に点在する石造物についても、市民による調査が行われており、おおむね把握ができています。 ・周辺に点在する文化財については、大師地区で長年行われているウォークラリーイベント等で活用され、地域住民に親しまれていますが、関連文化財群としての把握は十分とは言えません。 ・大師道の起点である東海道川崎宿に関連する事業との連携をしていく必要があります。
方針	<p><地域と連携した文化財の掘り起こしの推進></p> <p>地域文化財顕彰制度を活用し、市民と連携し地域にある文化財の掘り起こしを進め関連文化財群の充実につなげます。</p> <p><大師信仰にまつわる関連文化財群の発信></p> <p>大師への道の起点となる東海道川崎宿に関する事業と関連させ、文化財に関する情報を一体的に発信する等、大師信仰にまつわる関連文化財群を積極的に活用します。</p>

表11 「厄除け大師への信仰」に関連する文化財

文化財の名称		種別等	所在地	内容
①	六字名号塔	市指定 有形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	浅井了意「東海道名所記」がその伝承を伝える。「南無阿弥陀仏」の六字が刻まれた石塔としては市内最古で、近世初期の川崎大師に対する庶民の信仰を知る上で貴重なもの
②	弘法大師道標	市指定 建造物	川崎区大師 町(平間寺)	もと川崎宿の万年屋の脇、大師道が東海道から分かれる地点にたてられていた道標で、道路改修のために移設された。現存市内最古の道標
③	宝篋印塔	未指定 建造物	川崎区大師 町(平間寺)	宝暦 6(1756)年に徳川御三卿の田安宗武が 42 歳の厄除け祈願のために寄進したもので、近世における川崎大師興隆のきっかけになった宝篋印塔(宝篋印陀羅尼經を納める塔)
④	日輪大師像	市指定 絵画	川崎区大師 町(平間寺)	海波中輪宝上の日輪の中、蓮華台座に趺坐する姿を描いた特異な図柄の大師画像。文政 3(1820)年の本堂再建に際し、江戸の講中が寄進したもので、大師信仰史の資料として貴重
⑤	大師河原開帳 諸々奉納并飴 物目録	未指定 古文書	川崎市立 中原図書館	天保 5(1834)年弘法大師一千年御遠忌に開帳がされたおりの奉納物を絵入りで示したもので、門前で頒布された。
⑥	赤札授与	未指定 無形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	10年ごとの大開帳で行われる。弘法大師直筆とされる六字名号を版にした護符を、平間寺貫主が手摺りする。本尊からの感得によって、貫主が授ける習わしで、配布時刻は定まっていない。そのため、授与を希望する信者は朝早くから行列を作る。
⑦	遊山募仙詩碑	市指定 有形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	江戸時代後期の書家である寺本海若が建立した書碑で、三筆の一人として称えられる空海の書法で揮毫し、天保 5(1834)年の弘法大師一千年遠忌に際して、川崎大師平間寺に奉納した。
⑧	九橋の碑	市地域文化財 歴史資料	川崎区大師 町(平間寺)	川崎大師への参詣路に交わる用水にかけられた九の橋を記念した石碑
⑨	若宮八幡宮境内の石橋	市地域文化財 建造物	川崎区大師 駅前	川崎大師参道にかけられた九橋のうち、若宮八幡宮前の石橋が境内へ移された。「九箇所之内」との陽刻がある。
⑩	道普請寄進碑	未指定 歴史資料	川崎区大師 町(平間寺)	天保 10(1839)年に、川崎宿の万年半七が世話人となり、江戸の人々にも声をかけ万年前から大師御門前までの道普請を寄進すると刻銘されている。大本堂の落成に合わせて行われた道普請の記録である。もとは、②弘法大師道標と並び川崎宿の万年前に所在した。
⑪	川崎大師引声 念仏・双盤念仏	市指定 無形民俗	川崎区大師 町(平間寺)	川崎大師引声念仏は、天保 5(1834)年に第 35 世隆盛和尚が本堂再建を期して始められたとされている。3 月 20～22 日の正御影供で、御本尊の大師像の御戸帳を開閉する際に行われる。鉦(直径約 36cm)は 2 枚で左右に分かれて叩き、中央に講元が座り、後ろに 20 名ほどの講員が並んで座って念仏を唱える。5 月と 9 月の 21 日の大護摩供 <small>おおごまぐ</small> でも行われる。川崎大師双盤念仏は、明治 30(1897)年頃、初代講元である古尾谷浅吉氏 <small>ふるおやあさきち</small> が始めた。原則として、毎月第三日曜日の午後川崎大師信徒休憩所で行われる。鉦 3 枚と太鼓 1 つで行う 14 の曲目の念仏と鉦の叩きからなる。
⑫	川崎大師平間 寺大本堂	未指定 建造物	川崎区大師 町(平間寺)	昭和 20(1945)年 4 月 15 日の空襲で焼失した天保 5 年建立の大本堂に代わり、昭和 39(1964)年に落慶した大岡實と乾兼松の設計による鉄筋コンクリート造の本堂。法隆寺金堂壁画焼損の経験から、不燃性に重点を置いた観点をもって設計された。
⑬	川崎大師平間 寺大梵鐘	重要美術品 工芸品	川崎区大師 町(平間寺)	寛政 7(1795)年完成の江戸時代後期の代表的な梵鐘。鐘の初撞きの住所から、資金の勧進が江戸ばかりでなく、その周辺の郡部にまで広く行われ、川崎大師への信仰の広がりを確認できる。昭和 20(1945)年の空襲により災禍を被り、表面に火傷痕が残る。
⑭	京浜急行発祥 の地碑	未指定 歴史資料	川崎区大師 駅前	日本で 3 番目、関東で最も早く開業した営業用電気鉄道である大師電気鉄道の後身である京浜急行の発祥の地を記念した石碑

表 12 「厄除け大師への信仰」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
弘法大師空海	774-835	平安時代に真言宗を開く。三筆の一人(他に嵯峨天皇・橘逸勢)。仏教のみならず文化・教育・社会事業等様々な方面に大きな足跡を遺した。
田安宗武	1715~1571	徳川將軍家の御三卿の一、田安家の祖。国学者・歌人。平間寺へ宝篋印塔を奉納した。
徳川家齊	1773~1841	江戸幕府第 11 代將軍(1786~1837)。一橋治済の長男。14 歳で將軍職を継ぐ。24 歳前厄祈願、26 歳後厄祈願、41 歳前厄祈願、43 歳後厄祈願に参拝。以後、庶民にまで大師信仰が広がった。
平間兼乗	?	弘法大師の夢告を受け、平間寺の本尊を海から引き揚げ、平間寺を創建した。
紀伊国屋作内	?	浅井了意「東海道名所記」に描かれる六字名号碑の伝承の主人公。読み書きができなかったが、弘法大師が夢に現れ六字名号の書き方を教えられた翌日、拾った筆で名号を書くと見事な六字名号となった。喜んだ作内は書いた名号を彫った石碑を立てたという。
万年屋半七	?	六郷の渡し場から川崎宿への入り口に奈良茶飯で評判をとった料亭「万年」の主人。天保 5 (1834)年の大本堂落慶の際には、多額の奉納金を拠出しているほか、大師道の道普請を主導した。



② 弘法大師道標



④ 日輪大師像



⑨ 若宮八幡宮境内の石橋



⑪ 川崎大師引声念仏・双盤念仏



⑫ 川崎大師平間寺大本堂

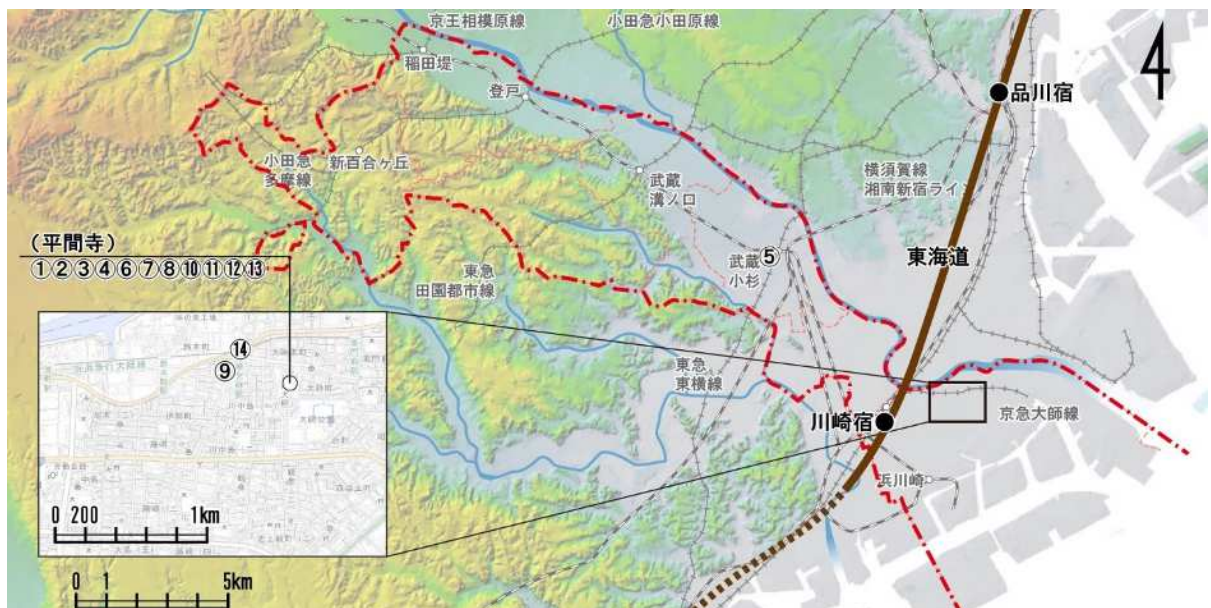


図 26 「厄除け大師への信仰」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

関連文化財群⑥「いまに生きる願掛けとご利益」

厄除けの御利益が全国的に知られているのは川崎大師ですが、その他にも市域では自然環境を利用し、ときには克服しながら、人々の暮らしが営まれる中で、様々な願掛けをし、神仏の御利益を期待してきました。これらは、様々な形で現在まで伝えられています。

現状と課題	・社会構造や価値観が大きく変化する中で、地域で営まれてきた生業や年中行事が姿を消しつつあり、願掛けやご利益の本質、それにつわる伝承や記憶も薄れていっています。構成要素の文化財は、地域の祭りや行事に結び付いており、市民がこれらの風習や行事を楽しみながら、本来の意味や行事の変化等を知り、これらの記録や記憶を伝承することは、文化財の保存活用を進める上で重要です。
方針	<p><無形民俗文化財の保存・継承の支援> 市域で継承されてきた民俗芸能や年中行事等の無形民俗文化財について、文化財調査を通じて把握し記録したり、記憶を伝承したりすることで継承の支援を行います。</p> <p><地域と連携した文化財の掘り起こしの推進> 地域文化財顕彰制度を活用し、市民と連携し地域にある文化財の掘り起こしを進め、本市の歴史文化の魅力を多面的に発信していきます。</p>

表 13 「いまに生きる願掛けとご利益」に関連する主な文化財

文化財の名称		種別等	所在地	内容
①	川崎大師平間寺	未指定	川崎区 大師町	厄除け大師で全国的に著名。毎年の初詣や折々の行事、10年に一度の大開帳には多くの人が参詣する。
②	しょうづかのばあさん	未指定 有形民俗	川崎区 大師町 (平間寺)	平間寺の墓地入口に安置されている石造の奪衣婆像。虫歯の痛みを直してくれることで知られており、昭和40年後までは手紙やはがきで祈願があった。近年は美貌を願う人が訪れる。
③	登戸敬神講	市地域文化財 無形民俗	登戸地区	大山講・榛名講・御岳講の三つの講が同時に行われる講行事
④	岡上のどんど焼き	市地域文化財 無形民俗	岡上地区	上・下地区、谷戸地区、川井田地区の3ヶ所で行われる小正月の火祭り
⑤	十王図	指定・未指定未 絵画	市域	各地区の寺院に伝わる十王図。近世の人々の死生観をユーモラスに伝える。
⑥	松寿弁才天図	市指定 絵画	多摩区 宿河原 (常照寺)	多摩川の洪水の際に、多くの人の命綱となった宿河原の綱下げ松の白蛇を祀った松寿弁才天を題材とした絵画
⑦	影向寺の乳イチヨウ	市地域文化財 記念物 (動物、植物)	宮前区 野川本町 (影向寺)	乳の出の悪い産婦が、樹皮を煎じて飲むと乳の出が良くなるとして信仰された。
⑧	南河原雨乞い獅子頭	市指定 有形民俗	幸区都町 (延命寺)	龍は雨を呼ぶという信仰を下敷きに制作されたと考えられる獅子頭
⑨	市域に伝わる囃子・踊り	市地域文化財 無形民俗	市域	祭りの奉納物や農村の娯楽として近世から近代に取り入れられた囃子や踊りは地域の若者たちに受け入れられ今に伝わっている。正月の囃子の門付け等に伝わっている。
⑩	大山灯笼	未指定 有形民俗	高津区 二子・新作	大山の登山が許される夏の間、大山街道の参詣路に参詣者のためにたてられた灯笼
⑪	麻生不動院のだるま市	市地域文化財 無形民俗	麻生区 下麻生	不動明王を本尊とし、火伏の神として知られる木賊不動の初不動の縁日。1月28日に開催。かつては農機具や工作機械の店が多く出た。現在はダルマや食品、植木等の露天商が多数出店する。



④ 岡上のどんど焼き（上・下地区）



⑥ 松寿弁才天図



⑦ 影向寺の乳イチョウ



⑧ 南河原雨乞い獅子頭



⑩ 大山灯籠



⑪ 麻生不動院のだるま市

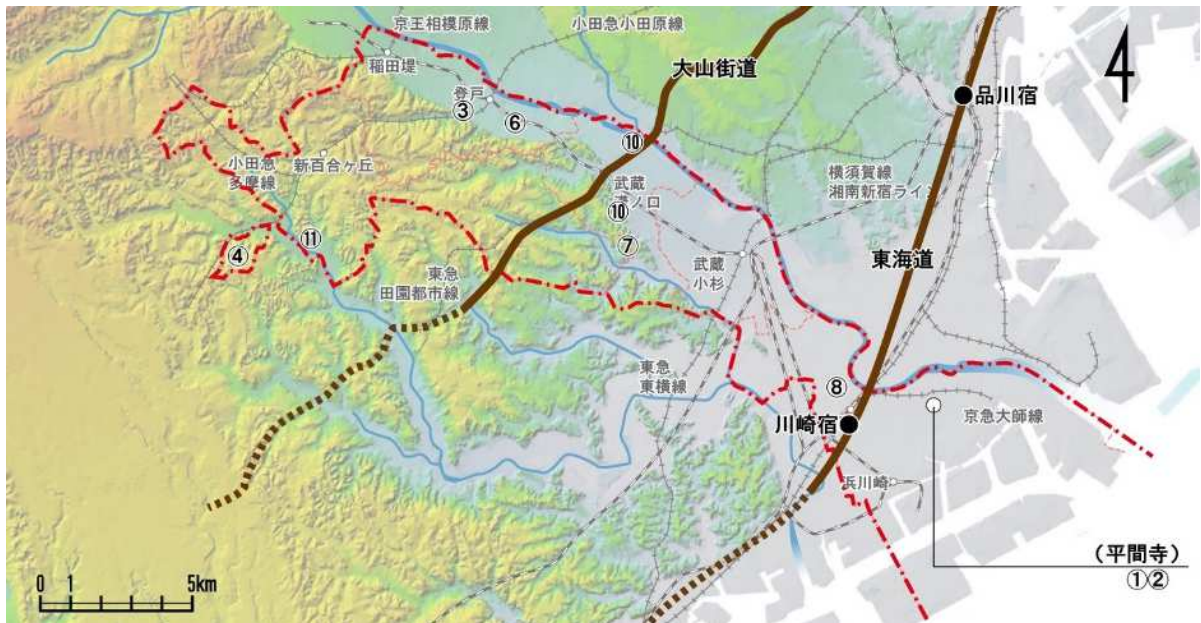


図 27 「いまに生きる願掛けとご利益」の文化財の位置

／「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院）を加工して作成

※⑤・⑨市域全域に所在するため位置は示さず

(3) 文化財保存活用区域に関する事項

文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」

日本民家園は急速に消えつつある東日本各地の古民家を移築保存し、市民の心のふるさととして活用しようと昭和42(1967)年に市内最大級の緑地公園である生田緑地に開園しました。もとは旧伊藤家住宅、旧清宮家住宅、旧野原家住宅の3棟からスタートした日本民家園は、現在、25件の文化財建造物と本館展示室で構成されています。

麻生区金程にあった旧伊藤家住宅は、建て替えに際し、その学術的価値から横浜の三溪園に移築保存が決まっていた。しかし、それを知った川崎市の文化財保護業務を担当していた古江亮仁は、川崎市の古民家は地元で保存したいとの思いを胸に、あらゆる人を巻き込み、伊藤家住宅を地元川崎で保存活用することに成功します。

その際に大きな役割を果たした横浜国立大学の岡岡実博士は、川崎市に条件を課します。それは、東日本の代表的な古民家を集めた野外博物館を建設することでした。

こうして、日本民家園は開園し、様々な関係者の支援や努力によって、生田緑地の緑豊かな里山風景を生かした、伝統的な生活に触れることのできる日本を代表する古民家の野外博物館になりました。

現状 と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・日本民家園には、文化財建造物のみならず、旧所在地で使用されていた様々な民具が所蔵されています。これらは、展示古民家内での展示のほか、企画展示等で活用されています。 ・日本民家園は文化財建造物25件を展示する野外博物館であり、その保存活用のためには耐震補強をはじめとする防災対策等、文化財や利用者の安全を重視した施設の整備や維持管理が必要です。 ・日本民家園の立地する生田緑地は、「生田緑地整備基本計画」に基づき、周囲と連携して緑地を守り、育てることにより緑の多様性を保持するとともに、里山の原風景となる植生の回復・維持、貴重な生き物の保全、谷戸の水路や池、湧水の保全・活用、さらに、子どもの自然遊びや農の活動を始めた環境学習の場として整備が進められています。 ・生田緑地の周辺には初山の獅子舞、長尾神社のマトーや白幡八幡大神の初午祭等、里山の暮らしの中に根付いた有形・無形の民俗文化財が多く所在しています。 ・生田緑地には、日本民家園のほかにも、青少年科学館(かわさき宙と緑の科学館)や岡本太郎美術館、生田緑地ビジターセンター、藤子・F・不二雄ミュージアム等の施設が立地しており、緑地全体で資源の活用を図っています。
方針	<p><日本民家園の文化財の確実な保存管理></p> <p>日本民家園を構成する文化財建造物の計画的な耐震工事や保存修理、所蔵資料の継続的な調査研究を通じて日本のふるさとを未来へ継承していきます。</p> <p><生田緑地の自然環境を含む区域の文化財の魅力発信および利用促進></p> <p>民家園が立地する生田緑地の自然環境を保全し、周辺に残る民俗芸能や年中行事等と一体的に捉え、魅力を発信することで生田緑地の諸施設の利用促進につなげます。</p>

表 14 「日本民家園と里山の風景」における主な文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 日本民家園	指定/未指定 建造物 有形民俗	多摩区枳形	25 件の文化財建造物からなる古民家の野外博物館。昭和 42 (1967) 年開園。民家に付属する民俗資料も多数収蔵。
① 枳形山	未指定 記念物 (遺跡関係)	多摩区枳形	多摩丘陵の一角にのこる中世の山城跡
③ 生田緑地の地層	未指定 記念物 (地質鉱物)	多摩区枳形 生田緑地	関東ローム層、飯室層、おし沼砂礫層等、多摩丘陵の基盤となる地層の露頭が各所にある。
④ 生田緑地のコナラ林	未指定 記念物 (動物、植物)	多摩区枳形 生田緑地	里山として管理されてきたコナラの多い落葉広葉樹林は当時の伝統的な生活文化を伝える。環境省特定植物群落 E
⑤ ホトケドジョウ	未指定 記念物 (動物、植物)	多摩区枳形 生田緑地	水田等に生息する日本固有の淡水魚。絶滅危惧 I B 類
⑥ 初山の獅子舞	県指定 無形民俗	宮前区初山	初山地区に伝えられた一人立ち三匹獅子舞。雌獅子隠しのストーリーを持つ。
⑦ 初山の獅子頭	市指定 有形民俗	宮前区初山	江戸時代初期の獅子頭。初山獅子舞の由来は伝承も記録も残っていないため、初山の獅子舞の始まりを考える上でも重要な資料
⑧ 初山十王堂 木造閻魔坐像 石造十王坐像及び 奪衣婆像	未指定 有形民俗	宮前区初山	初山集落の中にある十王堂。庶民信仰の中の十王信仰を考える上で重要。木造閻魔坐像は江戸時代、石造十王坐像および奪衣婆は近代作
⑨ 長尾神社のマトー	市地域文化財 無形民俗	多摩区長尾	毎年 1 月 7 日に長尾神社で行われるオマト行事。射手は稚児 2 人とその介添え人で、2 本の矢を単位としてそれぞれ 3 回座射する。
⑩ 長尾神社射的祭 儀式記録	市地域文化財 歴史資料	多摩区長尾	明治期に長尾村内の五所権現社と赤城神社を統合する折りに、「射的祭」の儀式内容が間違いなく後世に伝わるようにと記録したもの。祭りで使う的や弓矢等の道具のつくり方、射的の所作、直会用神饌のレシピ等が記録されている。
⑪ D51 蒸気機関車	市地域文化財 歴史資料	多摩区枳形 生田緑地	昭和 15(1940)年製造。昭和 45(1970)年 11 月に新鶴見機関区で廃車になった蒸気機関車を保存展示

表 15 「日本民家園と里山の風景」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
古江 亮仁	1915-2001	昭和 26 年から川崎市教育委員会事務局社会教育課で文化財保護を担当する。日本民家園の開園に向け尽力し、初代園長。
大岡 實	1900-1987	東京帝国大学工学部で建築の道へ進み、大学卒業後、文部省嘱託となり古社寺保存に携わる。横浜国立大学で建築学の教鞭を執る。日本民家園の設立に当たって、その基本構想から移築民家の選定、移築古民家の保存修理に至るまで全面的に指導助言を行った。



① 日本民家園



③ 生田緑地の地層（おし沼砂礫層）



⑥ 初山の獅子舞



⑨ 長尾神社のマトー

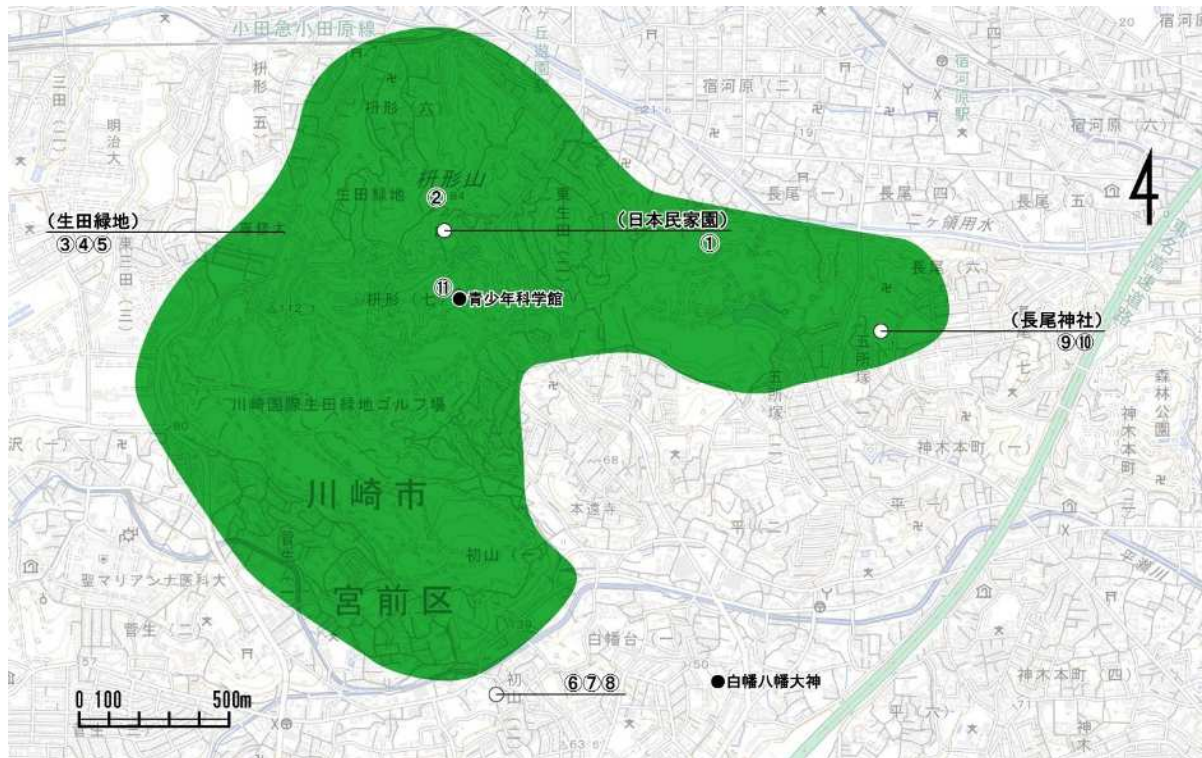


図 28 「日本民家園と里山の風景」の文化財の位置
/「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成

文化財保存活用区域②「加瀬山」

幸区の加瀬山は標高 35m の独立丘で、江戸時代の文人・太田南畝（蜀山人）は、江戸の海や池上本門寺も一望できる景勝の地として「調布日記」で紹介しています。また、夢見ヶ崎とも呼ばれ、室町時代の武将・太田道灌の築城伝説が残っています。

加瀬山には縄文時代から現代までの歴史が連綿と刻まれています。幸区役所日吉出張所周辺には、全国的にも珍しい弥生時代の貝塚である南加瀬貝塚がありました。明治 39 (1906) 年、考古学者の八木柴三郎によって発掘調査が行われ、弥生土器を含む貝層の下に縄文土器を含む貝層が発見され、縄文時代と弥生時代の新旧関係が、考古学史上、初めて明らかにされました。

加瀬山には縄文時代や弥生時代のムラのほかにも、少なくとも 11 基の古墳があったことが知られており、加瀬台古墳群と呼ばれています。なかでも西端にあった白山古墳は、4 世紀中頃の全長約 87m の大形前方後円墳で、昭和 12 (1937) 年の慶応義塾大学による調査で、三角縁神獣鏡等の副葬品が発見されています。残念なことに戦争中の土取り工事によって白山古墳は消滅しましたが、加瀬山には 6 基の古墳が現存しており、3 号墳は横穴式石室の内部もみることができます。

現在、市内で発見された文化財で唯一の国宝である「秋草文壺」も加瀬山南麓から出土しました。平安時代末の 12 世紀頃に愛知県の渥美窯で製作されたと考えられています。

また、近隣の越路遺跡からも青白磁の壺が出土しており、これも相当な有力者がいたことをうかがわせるものです。

<p>現状と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加瀬山周辺は戦中から土取り工事が盛んに行われ、重要な古墳や貝塚が壊されているほか、秋草文壺や白山古墳の副葬品等重要な文化財は、市外で保管されており、市民に親しまれているとは言えない状態です。 ・秋草文壺や越路遺跡出土の青白磁四耳壺等、優れた遺物が発見されていますが、関係する遺構等詳しいことはわかっていません。 ・加瀬山の大部分は現在、夢見ヶ崎動物公園として、その他は神社や寺院等比較的市民に開放されていることから、市民にとって利用しやすいエリアであると言えます。 ・加瀬台古墳群のうち、現存している 3 号墳は横穴式石室が見学できるように整備されているほか、これまでに幸区役所日吉合同庁舎内に夢見ヶ崎周辺の文化財に関する展示コーナーを設ける等、市民に地域の歴史に親しむ機会が提供されています。
<p>方針</p>	<p><地域と連携した文化財の掘り起こしの推進></p> <p>地域文化財顕彰制度を活用し、市民と連携し地域にある文化財の掘り起こしを進め、重要な文化財との関係を伝えることで、加瀬山の歴史文化を身近に感じられるよう、魅力を多面的に発信していきます。</p> <p><文化財の価値の確実な共有></p> <p>関連する文化財について、適切に保存活用するとともに、記録保存された埋蔵文化財の価値の発信に努めます。</p>

表 16 「加瀬山」における文化財

文化財の名称	種別等	所在地	内容
① 秋草文壺	国宝 工芸品	東京国立博物館	加瀬山西麓から発見された火葬骨蔵器。慶應義塾所蔵、東京国立博物館に寄託
② 幸区 No. 7 遺跡	未指定 記念物(遺跡)	幸区南加瀬	中世末から近世初頭にかけての土坑が3基確認されている。遺構には伴わないものの、縄文時代前期黒浜式土器がまとまって出土しており、周囲に縄文時代前期の関連遺構が存在する可能性が大きい。
③ 加瀬台古墳群	未指定 記念物(遺跡)	幸区 南加瀬・ 北加瀬	現在わかっているだけで11基の古墳から構成されていた。白山古墳と第六天古墳は戦前の土取り工事で壊されてしまったが、台地上には現在9基の円墳が残されている。3号墳は7～8世紀の横穴式石室内部を見学できる。
④ 白山古墳出土の副葬品	未指定 考古資料	-	鏡類・玉類・鉄器類。慶應義塾所蔵。川崎市市民ミュージアムで複製品を所蔵
⑤ 寿福寺の力石	未指定 有形民俗	幸区北加瀬	江戸末期から大正初期にかけて南加瀬村の若者たちが力くらべをしたときに使ったという力石。市内でも最大級の大きさで大亀石とよばれ、これを持ち上げた新堀平次郎の名が刻まれている。
⑥ 了源寺	未指定 建造物 記念物(遺跡)	幸区北加瀬	本堂・庫裏は宝暦年間に建築。日蓮宗。境内に所在する加瀬台4号墳は明治末年に中国鏡2面と鉄斧が出土しており、5世紀後半の円墳と考えられている。
⑦ 富士浅間神社(加瀬台6号墳)	未指定 記念物(遺跡)	幸区北加瀬	熊野神社に隣接する古墳を利用した、富士山を模して小高くなっている富士塚。12世紀には経塚として利用された。大正9年に常滑・和鏡が出土(東京国立博物館所蔵)
⑧ 加瀬台遺跡	未指定 記念物(遺跡)	幸区南加瀬・北加瀬	加瀬山の台地上に広がる縄文時代・弥生時代・古墳時代の集落の複合遺跡
⑨ 越路遺跡出土青白磁四耳壺	未指定 考古資料	川崎市教育委員会保管	秋草文壺出土地の傍で道路工事中に発見。火葬骨蔵器として使用された。12世紀ごろの陶磁器で県内最古の部類の舶載品

表 17 「加瀬山」に関連するおもな人物

氏名	生没年	事績の概要
太田道灌	1432-1486	長禄3(1457)年に江戸城を築城した。加瀬山に築城を考えていたところ、ある夜、鷲に兜を奪われる夢を見て、不吉であるとして築城を断念したという伝説がある。
軽部五兵衛	?	下平間の名主で、江戸の浅野家に下肥の清掃を請け負って出入りしていた。赤穂浪士の討ち入りの直前に潜伏場所を提供。加瀬山の了源寺に墓がある。



③ 加瀬台古墳群（加瀬台 3号墳）



③ 加瀬台古墳群（加瀬台 9号墳）



⑤ 寿福寺の力石



⑥ 了源寺



⑦ 富士浅間神社（加瀬台 6号墳）



加瀬山周辺



図 29 「加瀬山」の文化財の位置／「地理院地図（電子国土 Web）」（国土地理院）を加工して作成
 ※①④⑨は区域外に所在するため位置は示さず

5 文化財の保存・活用に関する取組

第3節で設定した文化財の保存・活用における個別の取組方針に基づき、具体的な取組を表として示しました。

【新規事業、重点事業】

計画で新しく取り組む新規事業や重点的に取り組む事業は、取組の左欄に「新」又は「重」と記載しています。

【分野】

対象となる文化財の分野を記載しています。

【財源】

取組の実施に当たって活用を図る財源を記載しています。国や県の補助制度等の活用を図ります。

【実施主体の凡例】

◎：中心となって取り組む主体、○：協力して取り組む主体

川崎市：神奈川県や国との協働を含む。

市民・団体：川崎市民、市民団体等

民間企業：市施設の指定管理者や市内に立地する企業

教育機関：市内学校、博物館、市民館、図書館、大学等

【計画期間】

10年間を3つに分けます。(1-2年目)は、川崎市総合計画第3期実施計画が満了する令和7年度まで、残りの8年間は市総合計画がこれまで4年間の実施計画とされていたことを踏まえ、(3-6年目)を令和8-11年度、(7-10年目)を令和12-15年度とし、着色部分に取組を実施します。

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
施策の方向性①「文化財の価値の共有と継承」										
(1) 文化財の現状把握・調査・研究の強化										
(1)-1 文化財の適切な現状把握										
	指定文化財・地域文化財の現状把握	文化財調査員・職員による現状把握のための調査を計画的・定期的に行う。	彫刻・絵画・民俗・記念物	市費	◎					
	日本民家園の建造物(指定文化財)の現状把握	職員・学識経験者による現状把握を行う。	建造物(民家園)	市費	◎					
	「川崎市石造物調査報告書」の追跡調査	昭和49～50年度の石造物調査の文化財ボランティアによる追跡調査(R4～)を継続実施する。	石造物	市費	◎	○				
	無形の民俗文化財の把握	川崎市民俗芸能保存協会と連携し現状把握や文化財調査員による聞き取り調査を実施する。	民俗文化財(無形)	市費	◎	○				
新	民俗資料所在調査の実施	市域の民俗文化財の把握に向け、調査対象・手法・体制の検討を行った上で、調査を実施する。	民俗文化財(有形)	—	◎	○	○			
	市域古文書所在調査事業	川崎市域古文書所在調査団への委託により、市域の古文書の所在確認及び目録の作成を行う。	古文書	市費	◎	○				
重	「川崎市地域文化財顕彰制度」による未指定文化財の把握	未指定の文化財を把握し、川崎市地域文化財として顕彰する。	全分野	市費	◎	◎	◎	◎		
新	近現代文化財の把握	把握する文化財の範囲や調査手法を検討し、情報の把握を進める。	有形文化財 有形民俗	市費	◎	○	○			
	市内遺跡の内容確認調査	⇒(2)-6 埋蔵文化財の保護に記載	—	—	—	—	—			
(1)-2 文化財調査情報の適切な管理										
	文化財データベースの構築及びデジタル化	指定・未指定を問わず、文化財に係る情報のデジタル化を進め、各種調査の情報を紐づける。	全分野	市費	◎					
	考古資料の台帳整備	過去の発掘調査等で出土した考古資料の活用に向けた再整理及び台帳化を進める。	考古資料	市費	◎					
(1)-3 文化財の価値を明らかにするための調査・研究										
重	国史跡橘樹官衙遺跡群の調査	史跡の価値を明らかにするための調査を実施する。	史跡	国補助市費	◎					
	大学等と連携した史跡・埋蔵文化財の調査	遺跡のレーダー探査による非破壊調査を実施する。塚越古墳・蟹ヶ谷古墳群・馬絹古墳等について、調査を進める。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎		◎			
	指定等候補物件の調査	指定等候補の詳細調査を実施し、指定候補リストに取りまとめる。	全分野	市費	◎	○	○			
	埋蔵文化財の記録保存	⇒(2)-6 埋蔵文化財の保護に記載	—	—	—	—	—			

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(2) 文化財の確実な保存・継承・修理・整備										
(2)-1 文化財の指定・登録、地域文化財の顕彰										
	計画的な文化財の指定・登録、川崎市地域文化財の顕彰	指定候補リストの文化財の計画的な指定、文化財の保存・活用を担う団体や町内会・学校などと連携し、川崎市地域文化財顕彰制度による地域文化財の顕彰を推進する。	全分野	市費	◎	○				
(2)-2 保存活用計画や整備計画の策定と運用										
重	国史跡橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進	保存活用計画に基づき、史跡指定地の整備の推進、整備計画の見直しを行う。	史跡	国補助市費	◎					
新	影向寺遺跡整備計画に基づく整備の支援	影向寺が作成した「影向寺遺跡整備計画」に基づき、影向寺と連携し計画の運用の支援を行う。	史跡	-	○	◎				
(2)-3 有形文化財の保存修理										
	有形文化財の保存修理の促進	現状把握調査で把握した要修理物件を専門家の助言指導を受け、適切な保存修理計画を立て計画的に助成する。	有形文化財	市費 国補助 県補助	◎	○				
重	日本民家園の展示古民家の耐震化・屋根葺き替え工事	計画的に耐震・保存修理を実施する。	建造物(民家園)	国補助 県補助 市費	◎					
	所有者への保存修理に関する技術的な支援	未指定文化財について所有者等からの相談に応じ修理の手法や対応できる業者等について助言を行う。	有形文化財	-	○		○			
	市民ミュージアムにおける被災資料のレスキュー・修復【市民ミュージアム】	令和元年東日本台風による浸水被害を受けた資料のレスキュー・修復を進める。	有形文化財	市費	◎		○			
(2)-4 無形文化財・無形民俗文化財の継承										
	各保存団体における継承活動・継承活動の支援	指定等無形民俗文化財保持団体による継承活動と市による助成・その他の活動支援を行う。	民俗文化財(無形)	市費	○	◎				
	川崎市民俗芸能発表会の運営支援	川崎市民俗芸能保存協会が主催する発表会の運営の支援を行う。	民俗文化財(無形)	市費	○	◎				
	乙女文楽の継承の支援	市内に拠点を置くひとみ座で継承されている乙女文楽の継承の支援を行う。	無形文化財	国補助市費	○	◎				
	川崎市民俗芸能協会を通じた技芸継承の支援	技芸継承費の助成・川崎市民俗芸能保存協会の運営支援を通じ技芸継承の支援を行う。	民俗文化財(無形)	市費	○	○				
	未把握の無形の民俗文化財の調査	⇒(1)-1 文化財の適切な現状把握(無形の民俗文化財の把握)に記載	民俗文化財(無形)	-	-	-	-	-		
(2)-5 記念物の整備・維持管理										
	史跡保存会と協働した市内史跡の日常管理	芭蕉の句碑・子母口貝塚・馬絹古墳・橋樹郡家跡等の日常的な管理を史跡保存会とともに行う。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎	◎				
	国史跡橋樹官衙遺跡群用地の維持管理	史跡地内の除草・剪定等の管理を行う。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎					
	史跡の管理	馬絹古墳・西福寺古墳・子母口貝塚・東高根遺跡等公園等として保存・整備されている史跡の高木剪定等管理を行う。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎	○	○			
	馬絹古墳石室保守管理	馬絹古墳の石室内の管理を行う。	史跡・埋蔵文化財	市費	◎					

第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間			
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目	
(2)-6 埋蔵文化財の保護											
	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の内容確認調査	市内の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の規模や内容、現存状況を確認するための試掘調査・確認調査を行う。	埋蔵文化財	国補助市費	◎						
	文化財保護法に基づく埋蔵文化財に関する事務取扱	法制度について十分な説明を行い、周知を図るとともに、法92～108条に基づく調査等の調整及び行政手続を県基準に則り行う。	埋蔵文化財	市費	◎	○	○	○			
	埋蔵文化財の記録保存	開発行為等で保存することのできない埋蔵文化財包蔵地について、記録保存を行う。	埋蔵文化財	市費 民間費	◎		○				
	考古資料の活用の推進	神奈川県基準に則り文化財認定した考古資料の活用を図る。	埋蔵文化財	市費	◎			○			
	未刊行の発掘調査報告書の刊行	未刊行の発掘調査報告書を刊行し、有効に活用できるよう配布する。	埋蔵文化財	市費	◎						
(2)-7 防災対策の実施・防災力の向上											
新	GISシステムを利用した文化財所有者・管理者と被災想定との共有	土砂災害や水害の被災想定と文化財をGIS(地理情報システム)上で把握し、庁内関連部署・博物館施設・所有者と共有するとともに、外部支援団体の窓口を把握する。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎	○	○	○			
新	文化財所有者・管理者のための被災時初動対応マニュアルの整備	土砂災害や地震、水害に被災した場合の初動対応について、所有者が行うべき内容を整理し周知する。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎						
	防犯・防災・防火対策の啓発	既存の防災・防犯マニュアル(神奈川県文化財防災マニュアル・国のパンフレット等)の配布・注意喚起を行う。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎	○	○				
	日本民家園の防災力向上	危険木の計画的な伐採、総合防災システムの運用・更新による防火対策ガイドラインへの対応等防災力の向上を推進する。	建造物(民家園)	国補助 県補助 市費	◎						
	文化財防火デーの取組	消防局・文化財所有者と連携した防火・消防訓練を実施する。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎	◎					
(2)-8 災害・事故発生時の迅速な対応											
新	スマートフォン等デジタル技術を活用した被災情報の把握手段の整備の検討	市域の文化財所有者が被災した場合に備え、被災状況を把握する仕組みづくりを行う。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎						
	外部支援団体との連携の強化	発生した災害に応じ適切な支援団体と連携し、被災後の文化財レスキューに対応する。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎						

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
施策の方向性②「文化財の魅力を生かした地域づくり」										
(3) 文化財の普及と活用の推進										
(3)-1 文化財に関する広報活動										
文化財解説板等の設置・更新	文化財の所在地の解説板の新設や更新を行う。	全分野	市費	◎						
リーフレット・文化財マップ等の作成	地域文化財や指定文化財に関する解説や見学案内の冊子を作成する。	全分野	市費	◎						
文化財調査集録の刊行	実施した文化財の調査報告として文化財調査集録を刊行する。	全分野	市費	◎						
SNSやメディア、地図情報などデジタル技術を活用した文化財情報の発信	SNS、メールマガジンや動画の配信、地域紙や新聞など既存媒体へ情報提供を行う。また、地域の文化財について、地図情報やデジタル技術を活用し、市民が気軽にアクセスできる文化財情報を発信する。	全分野	市費	◎	○	○	○			
(3)-2 文化財を活用した学校教育・生涯学習										
文化財の活用に関する相談受付	学校や地域で文化財を活用するに当たって、必要とされる情報の提供や支援等の相談を受け付ける。	全分野	市費	◎						
学校における文化財の活用	小中学校における「総合的な学習」の時間や地域の学習において文化財を取り上げる。	全分野	市費	○			◎			
小学校への出前事業対応	埋蔵文化財や地域の文化財に関する授業へ学芸員を派遣する。	全分野	市費	◎			◎			
学校による博物館等施設利用	昔の暮らしやニヶ領用水の学習での博物館施設の利用を推進する。	全分野	市費	◎			◎			
区役所事業等との連携強化	区役所で行うまち歩きや地域資源活用事業との連携を行う。	全分野	市費	◎	◎					
社会教育事業での連携強化	図書館事業・市民館事業・地域教育会議・地域の寺子屋などで地域を知る題材として活用の支援を行う。	全分野	市費 団体費	○	◎					
(3)-3 文化財の計画的な公開による普及啓発										
指定文化財等現地特別公開事業	普段公開することの少ない文化財を所有者の理解・協力を得て特別公開を行う。	有形文化財	市費	◎	○					
無形文化財・無形民俗文化財の公開・発信の支援	公開の場の提供、団体による公開についての情報発信を行う。	無形・民俗文化財(無形)	市費	◎	○					
博物館施設の常設・企画展示	調査研究成果を反映した展示を実施する。	—	市費 民間費				◎			
橘樹官衙遺跡群発掘調査現地見学会の実施	橘樹官衙遺跡群の内容確認調査の成果を現地説明会で公開する。	史跡	市費	◎						
市内公共事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の現地見学会の実施	市内公共事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査における現地見学会を実施する。	埋蔵文化財	市費	◎						
(3)-4 地域づくりと一体になった文化財の保存・活用の推進										
関連文化財群・文化財保存活用区域と具体的な取組の設定	次に記載	—	—	—	—	—	—			

取組	内 容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(3)-4-関連文化財群①「ニヶ領用水と地域開発」										
	指定文化財・地域文化財の現状把握	文化財調査員・職員による保存状況調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	文化財の把握調査	関係する未指定の文化財の把握を進める。文化財の周辺環境や来歴、伝承等の収集・記録を行う。	全分野	市費	◎	◎	○	◎		
	文化財の追加登録の推進	ニヶ領用水の具有地部分の追加登録にむけた調整を図る。	記念物	市費	◎					
	情報発信の充実	ニヶ領用水や周辺の文化財に関する案内板やパンフレット等の作成・更新を行う。	全分野	市費	○	○				
	ニヶ領用水せせらぎ館との連携・協力	防災・環境・歴史に関する学習などの情報発信を連携して行う。	全分野	市費	○	○				
	学校教育での活用	副読本への掲載、授業での活用を進める。	全分野	市費	○		○			
	生涯学習での活用	まち歩き・講座等での活用を進める。	全分野	市費 団体費	○	○				
	ニヶ領用水の整備【建設緑政局】	ニヶ領用水の水路や景観の保全するとともに、歴史や地域の文化をつなぐ市民の交流の場として、整備する。	記念物 建造物	市費	◎	○				
(3)-4-関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」										
	指定等文化財・地域文化財の現状把握	文化財調査員・職員による保存状況調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	文化財の把握調査	過去の調査の追跡調査による現状把握を進め、文化財としての位置付けを検討する。	産業遺産 有形民俗文化財	市費	◎	○	○			
	記憶の伝承	現在は失われた地域の産業や歴史について、文化財の周辺環境や来歴、伝承等を収集・記録する。	全分野	市費	○	○	○			
	産業観光の推進【経済労働局】	工場夜景その他、工業にとどまらない市域の産業を観光資源として活用する。	産業遺産	市費 民間費	◎	○	◎			
	市内企業博物館等との連携した情報発信の充実	案内板やパンフレット等の作成、川崎区産業ミュージアムや市内企業博物館との連携を図り情報発信を行う。	全分野	市費 民間費	○	○	○	○		
	川崎河港水門の整備の検討【建設緑政局】	多摩川の高規格堤防整備事業の実施に伴う周辺整備とその後の利活用方法を検討する。	建造物	市費	◎	○				
(3)-4-関連文化財群③「橘樹郡の成立」										
重	橘樹官衙遺跡群及び関係遺跡の調査	埋蔵文化財の取扱を適切に行いつつ、遺跡群や関係する遺跡の調査を実施する。	史跡・埋蔵文化財	国補助 市費	◎		○			
重	発掘調査現地説明会の実施	遺跡群の価値を明らかにする調査の成果をいち早く公開する。	史跡・埋蔵文化財	国補助 市費	◎					
重	整備した展示物の維持管理と経年変化の調査	史跡整備で整備した立体表示や復元倉庫の維持管理、また経年変化の状況調査を行う。	史跡・文化財	市費	◎		○	○		
重	史跡めぐりの実施	遺跡群や周辺の遺跡・文化財を専門職員の案内で巡るツアーを実施する。	全分野	国補助 市費	◎					
重	情報発信の強化	SNS等による発信の強化を行うとともに、関連文化財群の全体像を分かりやすく発信する。	全分野	国補助 市費	◎					
重	橘樹学講座の実施	古代律令制や橘樹郡の歴史文化を知るための講座やシンポジウム等を実施する。	全分野	国補助 市費	◎					
重	にぎわいイベントの実施	地元寺社等と協力して地域内を周遊し歴史文化に親しむイベントを実施する。	—	市費 団体費	◎	○				

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(3)-4-関連文化財群④「つわものどもの夢のあと～中世武士の世界～」										
	指定文化財・地域文化財の現状把握	文化財調査員・職員による保存状況調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	文化財の把握調査	過去の調査の追跡調査による現状把握を進める。	古文書 城跡・埋蔵 文化財	市費	◎	○				
新	中世地名の調査研究と伝承の収集	市内に残る中世的な地名についての調査研究や伝承の収集を進める。	—	市費	◎	◎				
	学校教育での活用	授業での活用を進める。	全分野	市費	○	○	○			
	生涯学習での活用	まち歩き・講座等での活用を進める。		市費 団体費	○	○				
(3)-4-関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」										
	指定文化財・地域文化財の現状把握	文化財調査員・職員による保存状況調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	文化財の把握調査	大師信仰に関係する未指定の文化財の把握を進める。	石造物 古文書	市費	◎	○				
	地域資源をいかしたまちづくりの推進	川崎大師への道の起点となる東海道川崎宿の魅力の創造・発信を行う。	全分野	市費 団体費	○	○	○			
		大師地区の歴史文化の発信・活用を行う。	全分野	市費 団体費	○	○	○			
(3)-4-関連文化財群⑥「いまに生きる願掛けとご利益」										
	記憶の伝承	願掛けや年中行事の意味や本質を明らかにする伝承を次世代に伝えていく。	民俗文化財	市費	○	○	○			
	指定文化財・地域文化財の現状把握	文化財調査員・職員による市域で継承されてきた民俗芸能や年中行事やその道具などの民俗文化財保存状況調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	地域文化財顕彰制度による新たな文化財の把握	地域文化財顕彰制度の運用による未指定文化財の把握を進める。	全分野	市費	◎	◎	◎	◎		
(3)-4-文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」										
重	文化財の保存・修理	日本民家園の文化財建造物の耐震補強及び屋根替え等保存修理工事を計画的に実施する。	建造物	国補助 県費 市費				◎		
	緑地内の環境整備【建設緑政局】	植生の回復・維持、貴重な生き物、谷戸や湧水の保全と活用等緑地の保全と整備を行う。	記念物 文化的景観	市費	◎	◎	○			
	指定文化財・地域文化財の現状把握	文化財調査員・職員による保存状況調査を計画的・定期的に行う。	全分野	市費	◎					
	無形の民俗文化財の活動支援	無形の民俗文化財を伝承する団体への活動支援、日本民家園の文化財建造物を活用した無形の民俗文化財の上演機会の提供を行う。	民俗文化財 (無形)	市費	○	○				
	文化財保護拠点施設の活用	日本民家園・青少年科学館等の魅力ある博物館活動の展開を進める。	—	市費	◎	○	○			
(3)-4-文化財保存活用区域②「加瀬山」										
	地域文化財顕彰制度による新たな文化財の把握	地域文化財顕彰制度の運用による未指定文化財の把握を進める。	全分野	市費	◎	◎	◎	◎		
	情報発信の充実	幸区役所日吉合同庁舎や夢見ヶ崎動物公園施設における地域の歴史展示、解説板やリーフレット類、SNS等を通じ、現存する文化財だけでなく、失われた遺跡等を含む地域の歴史像の発信の充実を行う。	全分野	市費	◎					
	学校教育での活用	授業での活用を行う。	全分野	市費	○		○			
	生涯学習での活用	まち歩き・講座等での活用を行う。	全分野	市費	○	○				

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
施策の方向性③「文化財をみんなで支える仕組みづくり」										
(4) 文化財の保存・活用の担い手の育成										
(4)-1 文化財所有者・管理者への支援										
	指定文化財の管理支援	指定文化財の所有者に対し、管理奨励金を交付するとともに、適切な文化財の保存・活用への助言や情報提供を行う。	有形文化財 民俗文化財 (有形)	市費	◎					
	記念物(史跡)の管理支援	市重要史跡「春日神社・薬師堂・常楽寺境内及びその周辺」の所有者・管理者へ管理奨励金等の助成、管理の支援を行う。	史跡	市費	◎	○				
	適切な保存・活用への助言	文化財の保存・活用に際し、所有者に適切な保存・管理・活用に資する助言や情報提供を行う。	全分野	市費	◎					
(4)-2 市民参加型の保存・活用体制の構築										
	文化財ボランティア登録制度の運用	教育委員会が実施する養成講座を修了者を登録し、文化財の保存・活用をともに担う人材として活動の場を作る。また、新たなボランティアを養成する。	—	市費	◎	○				
	日本民家園ボランティア「炉端の会」の運営	日本民家園における火焚きを中心に古民家の保存・活用を担うボランティアグループの運営を行う。	—	市費	○	◎				
	市民団体との連携	各区で活動する文化財関連団体の把握を進めるとともに、団体と連携し文化財の活用を推進する。	—	市費 団体費	○	◎	○			
新	デジタル技術を活用した市民参加の文化財に関わる情報収集・公開の仕組みづくりの検討	市域文化財や文化財関連団体に関して、市民から情報提供を受け、公開する仕組みづくりについて検討を行う	—	—	○	○	○			
(4)-3 市の役割										
	職員の研修機会の確保による職員の資質向上	庁内・外部の研修機会等を通じ専門性やデジタルスキルの向上を図る。	全分野	市費	◎	○	○			
新	庁内関係職員向けの研修の実施	市役所内の関係職員等に向けた、地域の歴史文化に関わる研修を実施し、文化財の保存や活用への理解・関心を高める取組を行う。	全分野	市費	◎					
	専門職(学芸員)、外部専門家の活用	専門知識を有する人材の効果的な活用を推進し、専門知識や技術の確実な継承を図る。	全分野	市費	◎	○	○	○		
	大学や専門機関との連携強化	調査研究機能や資料の保存修復を進めるため、関係機関との連携を強化する。	全分野	市費	◎		◎			
	附属機関の運営 ※文化財審議会・橋樹官衙遺跡群調査整備委員会・博物館の専門部会	文化財の調査・保存・活用に関することについて、教育委員会への諮問機関として、専門家の知見を活用する。	全分野	市費 国補助	◎					

取組	内容	分野	財源	実施主体				計画期間		
				川崎市	市民・団体	民間企業	教育機関	1-2年目	3-6年目	7-10年目
(4)-4 文化財保護拠点の運営										
	登録博物館・指定施設の活動の充実	日本民家園・青少年科学館等の博物館活動の充実を図るとともに情報発信を強化する。常設展示以外の資料の有効活用を進める。	全分野	市費	○			◎		
	地名資料室の活用の推進	地名に関する資料を収集・公開している「地名資料室」を運営し、地名に関する事業を行う。	—	市費	○	○				
	地域拠点の運営・連携の充実	歴史的資料取扱施設、東海道かわさき宿交流館・大山街道ふるさと館などの地域拠点の運営と連携の充実を図る。	全分野	市費	○	○	○	○		
新	民間博物館との連携	市内に所在する博物館施設との情報共有等連携の方策を検討する。	全分野	市費 民間費	○			○		
新	埋蔵文化財の適切な保存管理	発掘調査等で出土した考古資料を収蔵するための施設整備を検討します。併せて、利活用の視点を踏まえて整理するとともに、保管量の適正化を図ります。	考古資料	市費 国補助				◎		
	新たなミュージアムの開館に向けた取組	令和元年東日本台風で被災した川崎市市民ミュージアムの再整備にむけた取組を推進する。 ※文化芸術振興計画下での運営管理で調整	全分野	市費	◎					
	博物館の登録・指定	博物館の登録・指定の事務を行うとともに、改正博物館法に則り博物館運営の質の向上に向けた働きかけを行う。	—	市費	◎			○		
(4)-5 市内関係部局及び県・他市町村等との連携										
	川崎市文化財保護活用計画推進会議の運営	地域計画の推進にあたり、市役所内部での情報共有・調整の場として運営する。	—	市費	◎					
	国・県主催会議・研修会等への出席	文化財関連の研修や会議に出席し、専門知識の向上や最新の状況把握に努める。	—	市費	◎					
	他市町村文化財部局や市外博物館等施設との連携	用水や多摩丘陵、街道に関わる文化財については市内のみならず近隣地域も調査対象とするなど、関連する文化財の保存・活用について、連携方法を検討する。	—	—	○	○		◎		

第6章 文化財の保存・活用の推進体制等

1 本市の推進体制

(1) 文化財保護主管課

本市の文化財保護事務は、教育委員会事務局生涯学習部文化財課において主管しています。文化財課には3つの担当を設置し、庶務・有形文化財担当が有形文化財・無形文化財・民俗文化財・伝統的建造物群・文化的景観の保存と活用に関すること、史跡・埋蔵文化財担当が記念物・埋蔵文化財に関すること、収蔵品修復調整（考古系）担当（令和6年3月末までの時限措置）が令和元年東日本台風による川崎市市民ミュージアムの浸水被害で被災した考古資料のレスキューや修復の調整を担っています。

また、教育委員会事務局所管の博物館施設として、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館が設置されており、それぞれの館の設置目的に沿って資料の収集保管・調査研究・展示普及の活動を行っています。

表18 文化財保護主管課一覧

文化財保護主管課		主な業務内容
教育委員会 事務局	生涯学習部文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること ・文化財審議会に関すること ・橘樹官衛遺跡群調査整備委員会に関すること ・文化財関係団体に関すること ・地名資料の収集及び活用に関すること(地名資料室) ・日本民家園及び青少年科学館に関すること ・博物館の登録等に関すること <p>【職員数】 13名 課長 1名 庶務・有形文化財担当 3名 史跡・埋蔵文化財担当 5名 [うち学芸員(考古) 4名] 収蔵品修復調整(考古系)担当課長1 職員 3名 [うち学芸員(考古) 2名]</p>
	川崎市立日本民家園	<p>古民家及び伝統的生活文化の調査研究・保存・展示活用</p> <p>【職員数】 6名 園長 1名 庶務・学芸担当 4名[うち学芸員(民俗) 1名] 建築担当 1名[文化財建造物修理主任技術者]</p>
	川崎市青少年科学館 (かわさき宙と緑の科学館)	<ul style="list-style-type: none"> ・科学館資料の収集・保管・展示・調査研究・教育普及 ・天然記念物分野の文化財の調査研究・保護 <p>【職員数】 7名 館長 1名 天文担当 2名(うち学芸員 2名) 自然担当 2名(うち学芸員 1名) 科学普及・学校支援 1名 管理担当 1名</p>

(2) 附属機関

ア 川崎市文化財審議会

文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項について、教育委員会の諮問に応ずる（川崎市文化財保護条例）とされ、文化財の保存や活用に関し指導や助言を行っています。

委員の構成は10人で、各分野の文化財の専門家から構成されます。

イ 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会

川崎市附属機関設置条例により、史跡橘樹官衙遺跡群の調査、保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議するため、設置されています。10人以内の学識経験者から構成され、調査部会と整備部会の2部会があります。

ウ 川崎社会教育委員会議日本民家園部会・青少年科学館部会

川崎市社会教育委員会議規則に基づき、社会教育施設の円滑な運営のため教育委員会が設置した社会教育委員会議の専門部会で、施設の運営に関し、意見を述べるとともに、事業評価を行っています。施設毎に、市内に設置された学校の教育職員、市内の社会教育関係団体等から推薦されたもの、各施設の扱う領域に関する知識・経験を有する市民、学識経験者、市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者の10人以内で構成されています。

(3) 川崎市文化財保護活用計画推進会議

文化財の保存・活用によるまちづくりを目指し、「川崎市文化財保護活用計画」を推進するため、庁内関係部局の職員を構成員とし、平成27(2015)年度に設置しました。令和4(2022)年度からは本計画作成に係る必要事項の調整を行ってきました。本計画の作成後は、市域の文化財や文化財の保存・活用に係る取組等の情報を共有し、計画の推進を図ります。

(4) 市役所内関係部局や市関係団体

本市の文化財行政に関する関係部局や市関係団体は主に次の表のとおりです。

表 19 庁内関連部署一覧

庁内組織・関連部署		主な連携内容
総務企画局	シテイプロモーション推進室	文化財にかかわる広報活動
	公共施設総合調整室	資産マネジメント
	川崎市公文書館	歴史的公文書等の収集、保存及び情報提供 歴史資料を教材とした各種講座・講演会の開催
市民文化局	川崎市平和館	戦災や復興に関する資料の保存・活用
	市民文化振興室	文化振興
	川崎市市民ミュージアム	文化財・美術品の収蔵・展示・調査研究
経済労働局	観光・地域活力推進部	産業遺産・文化財の観光分野への活用
まちづくり局	計画部 景観・地区まちづくり支援担当 施設整備部	景観計画 史跡の復元建物建築・古民家の耐震補強・補修工事
建設緑政局	緑政部 道路河川整備部 河川課	公園・特別緑地保全地区等の維持管理、史跡の整備 ニヶ領用水・川崎河港水門の保存管理
消防局		文化財の防災
各区役所	川崎区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	文化財を含む地域資源を生かした地域づくり・まちづくり
	幸区役所区まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	中原区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	高津区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習推進課	
	宮前区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	多摩区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	麻生区役所まちづくり推進部 企画課・地域振興課・生涯学習支援課	
	危機管理本部危機管理室	
教育委員会事務局 教育政策室 生涯学習部 総合教育センター	文化財の保存・活用に係る学校・社会教育施設・市民の生涯学習との連携等	

表 20 市関係団体一覧

附属機関等・市関係施設・団体	主な連携内容
川崎市社会教育委員会議	文化財の活用や担い手の情報共有、意見の聴取
川崎市文化芸術振興会議	文化芸術振興計画との文化財関連の連携
地域の歴史文化発信拠点(大山街道ふるさと館・東海道 かわさき宿交流館・川崎浮世絵ギャラリー等)	地域や施設の特性を生かした文化財の保存・活用
川崎市生涯学習財団	文化財にかかわる学習活動の実施、支援
川崎市文化財団	歴史ガイドパネルの設置・管理
川崎市観光協会連合会	市域の観光における文化財の活用

(5) 国、神奈川県、関連自治体との連携

神奈川県教育委員会は令和元（2019）年11月に「神奈川県文化財保存活用大綱」を文化財保護法第183条の2に基づき策定しました。神奈川県が主体となって実施している複数の市町村及び県外にまたがる広域的な取組等について連携していきます。

また、神奈川県内では、県・市町村文化財保護行政主管課長会議や担当者会議、埋蔵文化財や民俗文化財等分野ごとの会議等が行われており、情報交換の場となっています。

国指定・登録文化財の保存・活用に際しては、その取扱について文化庁の文化財調査官に助言や指導を仰ぎ、適切に行います。国や県の指定文化財の所有者や事業者に対しては国や県とともに助言を行うとともに、補助制度の活用等について支援します。

関係機関(国や県等)	文化庁
	独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター
	神奈川県文化財部局
	県立図書館、県立金沢文庫、県立近代美術館、県立歴史博物館、県立生命の星・地球博物館、埋蔵文化財センター
	神奈川県博物館協会
その他自治体	政令指定都市や歴史文化の交流のある市町村
	災害発生時に協働して文化財の確認作業に取り組む周辺市町村

2 市民との連携

多様な主体による地域総がかりで文化財を保存・活用し、円滑に本計画を進めていくため、文化財所有者・管理者、市民、市民団体と連携します。

文化財の所有者	・寺社 ・個人・団体(文化財保存会・継承団体等) 等
文化財関連団体 市民団体	・文化財ボランティア、川崎市民俗芸能保存協会、史跡保存会
	・町内会・自治会
	・社会教育団体・家庭教育団体

「(4)-2 市民参加型の保護活用体制の構築」のため、次の取組を進めます。

ア 文化財の保存・活用に係る活動の情報収集・発信

文化財の所有者、文化財関連団体、市民団体、企業、大学等教育研究機関等が行っている文化財を保存し活用する活動や活動団体について、庁内外の関係者の協力を得ながら、今後の連携を目指して把握を進めます。

文化財の保存・活用に関わる活動をより多くの人々が知り、参加できるよう、情報発信を進めます。

イ 人材育成の支援・人材交流

文化財の保存・活用に係る活動を行う団体の人材育成について、職員の派遣や専門家の紹介等により支援するとともに、団体がもつスキルや知識が活用できる場の提供を進めます。文化財以外の分野で活動する団体が、その活動で利用できるような文化財の情報を提供することで、文化財の保存・活用へのより多くの団体・市民の参画を図ります。

ウ 文化財情報の収集・発信に向けた仕組みづくりの検討

身近な文化財の現状や民俗芸能の開催状況等の情報を、デジタルツール等を活用して広く市民の協力を得ながら収集し、適切な情報発信を行えるような仕組みづくりの検討を進めます。

3 教育・研究機関、企業との連携

将来にわたって文化財を保存・活用するためには、若い世代に文化財に関する関心をもってもらい、価値を共有することが必要です。地域学習等での活用にもむけ、学校と積極的に連携を図ります。

文化財の保存・活用には、調査研究を欠かすことができません。多分野にわたる文化財の調査・研究を適切に行うには、博物館や大学等と連携をとり専門家の指導や助言を得ながら実施する必要があります。

また、本市の特性を踏まえ、企業の理解や協力を得ながら文化財の保存・活用を図ります。

市内学校	・小・中学校・高校
教育・研究機関	・大学・博物館
企業	・博物館等の指定管理者・市内企業

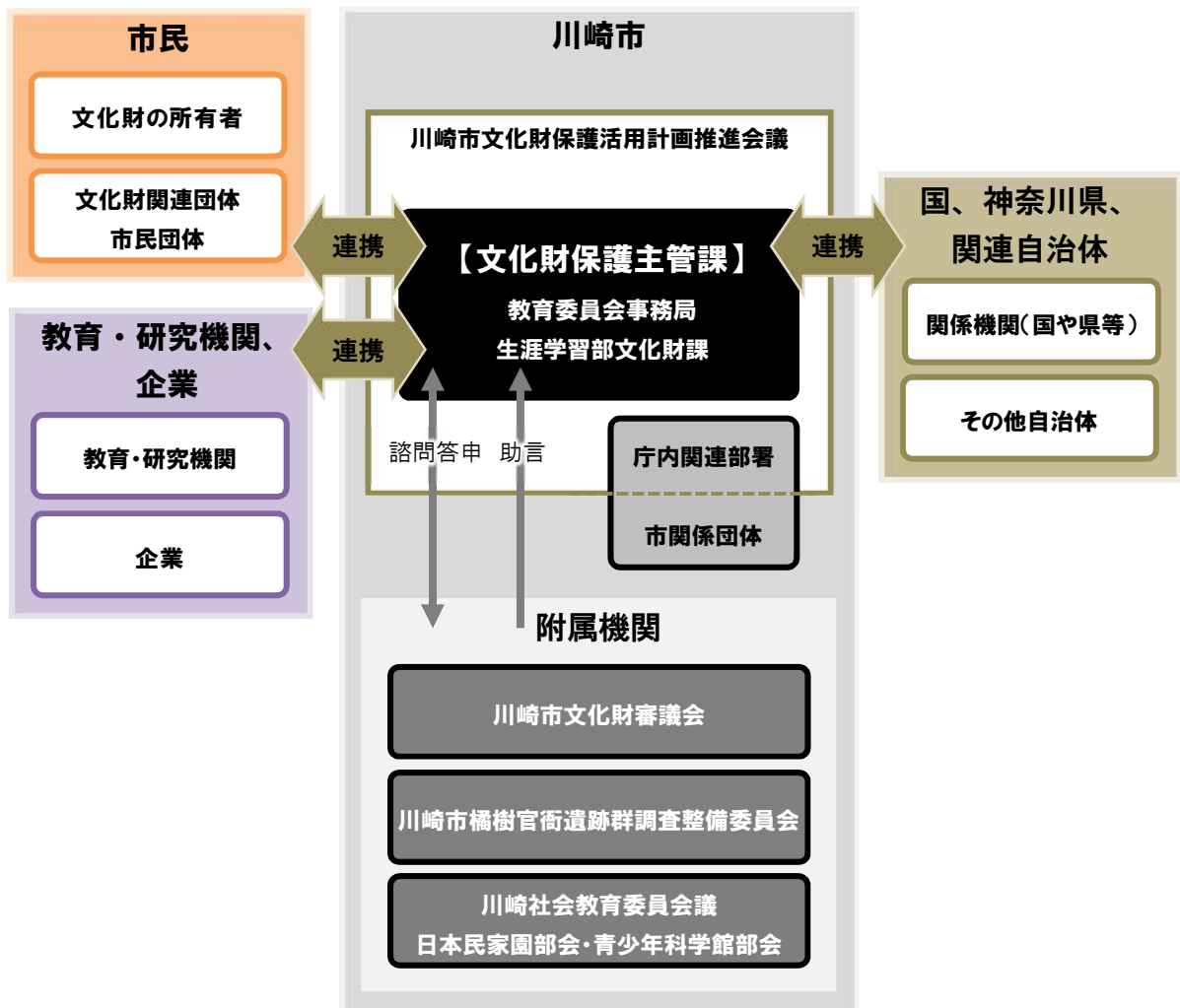


図 30 川崎市における文化財の保存・活用の推進体制

4 計画の進行管理と評価

本計画に基づく取組を進行管理する手法として、PDCA サイクルを確立していきます。PDCA サイクルの運用にあつては、文化財の保存・活用の4つの基本方針毎に設定した目標値の達成度や個別の取組の実行状況を点検し、毎年度自己評価を行い、川崎市文化財審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取組に生かします。

また、川崎市文化財保護活用計画推進会議においては、関係部局や市民団体等の取組について情報共有を図ります。

表 21 指標及び目標値

基本方針	指標	指標の説明	参考値 [R4(2022)]	目標値※ [R7(2025)]	目標値 [R15(2033)]
(1)文化財の現状把握・調査・研究の強化	指定文化財、地域文化財等の現状把握調査実施件数	職員や文化財調査員による定期的な保存状況を把握する調査の実施件数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	41 件	—	50 件以上 ／年
(2)文化財の確実な保存・継承・修理・整備	市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加 【出典：川崎市教育委員会調べ】	382 件 (累計)	470 件以上 (累計)	700 件 以上(累計)
(3)文化財の普及と活用の推進	橘樹官衙遺跡群連事業への参加者数	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	496 人	400 人 以上	560 人 以上
(4)文化財の保存・活用の担い手の育成	文化財ボランティアが参加した事業日数	文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	28 日	25 日 以上	42 日 以上

※ 第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画記載の参考指標にある令和7(2025)年度の目標値を記載している。

各事業において著しい遅延や新規に優先すべき事業が発生した場合等は、見直しを図り、統合や廃止を検討し、変更が生じた場合は、文化庁長官に対して計画の変更の認定申請を行います。その他、軽微な変更の場合は、その変更の内容について、神奈川県を經由して文化庁へ情報提供します。

参考資料

1 本計画の作成経過

(1) 実施体制

本計画の作成に当たり、川崎市文化財審議会において計画内容についての助言・指導を得ました。また、「川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会」において委員からの意見聴取を行いました。そのほか、川崎市教育委員会の附属機関として設置されている川崎市社会教育委員会議において、主に保存・活用の方策や担い手について意見聴取を行いました。

川崎市文化財保護活用計画推進会議では、市役所内の関係部局の課長級職員による庁内調整会議として、本計画に関する内容の調整を実施しました。

川崎市文化財審議会 委員名簿

氏名	専門	現職
相澤 正彦	美術工芸(絵画)	成城大学文学部教授
大野 敏	建築史	横浜国立大学都市科学部教授
吉良 芳恵	歴史	日本女子大学名誉教授(～R5. 4. 30))
松本 洋幸		大正大学文学部准教授(R5. 5. 1～)
中野 達哉	歴史	駒澤大学文学部教授
倉本 宣	天然記念物	明治大学農学部教授
関沢 まゆみ	民俗	国立歴史民俗博物館教授
星野 玲子	保存科学	鶴見大学文学部教授
御堂島 正	考古学	大正大学名誉教授・特遇教授
八木橋 伸浩	民俗	玉川大学名誉教授
山本 勉	美術工芸(彫刻)	鎌倉国宝館長

川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会 委員名簿

氏名	所属 (R5. 9. 1 時点)
松田 陽	東京大学准教授
八木橋 伸浩	玉川大学名誉教授、川崎市文化財審議会委員
金崎 夏子	公募市民
小林 琉美子	公募市民
清水 左江子(R4 年度)	東高根森林公園指定管理者 石勝エクステリア
長谷川 陽子(R5 年度)	
廣田 健一	川崎市民俗芸能保存協会会長
柴原 裕	影向寺重要文化財・史跡保存会会長
安藤 均	武蔵中原観光協会会長
塚田 千恵美	公益財団法人現代人形劇センター理事長
石井 よし子	岡上に親しむ会 事務局長
福家 浩之	東芝未来科学館 館長
山崎 輝二	高津ガイド・散策の会
森岡 隆紀	川崎大師平間寺
谷口 肇	神奈川県教育局文化遺産課副課長
望月 一樹	神奈川県立歴史博物館館長
澁谷 卓男	川崎市立日本民家園長
鈴木 正博	川崎市局総合教育センターカリキュラムセンター指導主事
和田 牧子(R4 年度)	川崎市立麻生図書館長
澁谷 桂子(R5 年度)	川崎市立高津図書館長

川崎市文化財保護活用計画推進会議の構成

所属	
総務企画局	都市政策部企画調整課担当課長[企画調整]
	公共施設総合調整室担当課長
	行政改革マネジメント推進室担当課長
	シティプロモーション推進室担当課長[ブランド戦略]
財政局	財政部財政課長
市民文化局	市民文化振興室担当課長
	川崎市市民ミュージアム担当課長
経済労働局	観光・地域活力推進部担当課長
まちづくり局	計画部担当課長(景観・地区まちづくり支援担当)
建設緑政局	総務部企画課長
川崎区役所	まちづくり推進部地域振興課長
幸区役所区	まちづくり推進部地域振興課長
中原区役所	まちづくり推進部地域振興課長
高津区役所	まちづくり推進部地域振興課長
宮前区役所	まちづくり推進部地域振興課長
多摩区役所	まちづくり推進部地域振興課長
麻生区役所	まちづくり推進部地域振興課長
教育委員会事務局	総務部教育政策室担当課長
	生涯学習部生涯学習部長(会長)
	生涯学習部文化財課長(副会長)

(2) 作成の経過

本計画は、令和 4(2022) 年度から令和 5(2023) 年度にわたり、作成作業を進めました。川崎市文化財審議会、川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会、社会教育委員会議における意見聴取、川崎市文化財保護活用計画推進会議での内容調整、市民へのパブリックコメント手続を行うとともに、随時、文化庁からの指導・助言を受けて作成しています。

また、本計画について知っていただくとともに、文化財の保存・活用に関わる活動を行っている個人や団体の意見を聞き、本計画の作成に生かすことを目的として、市民説明会を開催しました。その経過は次のとおりです。

計画作成の経過

	会議名	日程	主な内容
令和4年度	第1回川崎市文化財審議会	令和4年 6月 28日	地域計画における記載事項について
	第1回川崎市文化財保護活用計画推進会議	令和4年 7月 21日	地域計画の策定について
	第1回文化庁協議	令和4年 10月 17日	地域計画に盛り込むべき内容
	第2回川崎市文化財審議会	令和4年 10月 24日	地域計画の構成(案)について
	第2回川崎市文化財保護活用計画推進会議	令和4年 10月 27日	地域計画の構成(案)について
	市民アンケート	令和4年 9月 15日 ～11月 30日	市民等の文化財に関するニーズの把握調査
	第1回川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会	令和4年 11月 9日	地域計画とは、地域計画の構成
	市民説明会	令和5年 1月 18日	①基調講演:「地域計画でなにが変わる?—わたしたちと文化財のかかわり—」 講師:松田 陽氏 (東京大学大学院准教授) ②川崎市文化財保存活用地域計画概要説明・アンケート
	第3回川崎市文化財保護活用計画推進会議	令和5年 2月 7日	地域計画の内容について
	第2回川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会	令和5年 2月 14日	川崎市の歴史文化の特徴
	第2回文化庁協議(オンライン)	令和5年 2月 27日	川崎市の歴史文化の特徴 他
	第3回川崎市文化財審議会	令和5年 3月 24日	地域計画の内容について
	令和5年度	第1回川崎市文化財保護活用計画推進会議	令和5年 6月 7日
第1回川崎市文化財審議会		令和5年 6月 18日	地域計画の内容について
第1回川崎市社会教育委員会議		令和5年 6月 21日	地域計画とは
第1回川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会		令和5年 7月 14日	地域計画の内容について
第2回川崎市社会教育委員会議		令和5年 7月 25日	地域計画の構成(案)について
第3回文化庁協議(オンライン)		令和5年 7月 31日	地域計画の構成について
第3回川崎市社会教育委員会議		令和5年 8月 25日	文化財の活用・担い手について
第2回川崎市文化財保護活用計画推進会議(書面)		令和5年 9月 22日	地域計画の内容について
第4回川崎市社会教育委員会議		令和5年 9月 27日	地域計画の内容について
川崎市文化財審議会委員への意見聴取		令和5年 10月 12日	地域計画の内容について(書面)
第2回川崎市文化財保存活用地域計画策定懇談会		令和5年 10月 13日	地域計画の内容について

2 文化財リスト

(1) 指定等文化財一覧表

(令和5年4月1日現在)

国指定文化財 18件:建造物7、絵画2、彫刻1、工芸2、古文書1、書跡・典籍1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1

No.	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重要文化財	木造薬師如来両脇侍像	3軀	M33.4.7	宮前区野川本町3-4-4	影向寺	彫刻
2	重要文化財	清原良枝遺誠	2巻	S34.9.1	中原区	個人	古文書
3	重要文化財	宋拓隋啓法寺碑	1帖	S37.2.2	川崎市	個人	書跡・典
4	重要文化財	鬼瓦	1箇	S35.6.9	麻生区	個人	考古資料
5	重要文化財	銅錫杖頭	1柄	S35.6.9	麻生区	個人	工芸
6	重要文化財	片口土器	1口	S35.6.9	宮前区	個人	考古資料
7	重要文化財	旧伊藤家住宅	1棟	S39.5.29	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
8	重要文化財	旧北村家住宅	1棟	S41.12.5	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
9	重要文化財	旧佐々木家住宅 附 寛保三亥年家普請 人足諸入用帳1冊 延享四年座敷普請 入用覚帳1冊	1棟	S42.11.12	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
10	重要文化財	旧太田家住宅	2棟	S43.4.25	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
11	重要文化財	旧江向家住宅	1棟	S44.6.20	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
12	重要文化財	旧工藤家住宅	1棟	S44.12.18	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
13	重要文化財	旧作田家住宅	2棟	S45.6.17	多摩区枳形7-1-1	川崎市	建造物
14	重要文化財	葵梶葉文染分辻が花染小袖	1領	S46.6.22	川崎区大師本町 10-22	明長寺	工芸
15	重要文化財	紙本墨画瀟湘八景図	10枚	S60.6.6	高津区	個人	絵画
16	重要文化財	紙本着色花鳥人物図	1双	S63.6.6	高津区	個人	絵画
17	重要有形民俗文化財	旧船越の舞台	1棟	S51.8.23	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	有形民俗
18	史跡	橘樹官衙遺跡群	21,551.72㎡	H27.3.10 (追加指定) H30.10.15 H31.2.26 R3.3.26 R3.10.11 R4.3.15	高津区千年・宮前区 野川本町 3丁目	川崎市他	史跡

県指定文化財 27件:建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2

No.	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	重要文化財	木造地藏菩薩立像	1軀	S41.7.19	多摩区枳形6-7-1	広福寺	彫刻
2	重要文化財	木造聖観音立像	1軀	S41.7.19	多摩区枳形6-7-1	広福寺	彫刻
3	重要文化財	鰐口	1口	S44.12.2	川崎市市民ミュージアム 所蔵	春日神社	工芸
4	重要文化財	太刀 銘国宗	1口	S29.3.31	幸区	個人	工芸
5	重要文化財	旧清宮家住宅	1棟	S46.3.30	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
6	重要文化財	旧野原家住宅	1棟	S46.3.30	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
7	重要文化財	旧広瀬家住宅	1棟	S46.3.30	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
8	重要文化財	旧鈴木家住宅	1棟	S47.11.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
9	重要文化財	旧三澤家住宅	1棟	S47.11.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
10	重要文化財	旧山下家住宅	1棟	S47.11.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
11	重要文化財	影向寺薬師堂 附 厨子1基 古瓦15個 石燈籠1基 塔心礎1個 屋根替銘札2枚	1棟	S52.8.19	宮前区野川本町3-4-4	影向寺	建造物
12	重要文化財	紙本金地著色鳥合わせ図 屏風	六曲一 双	S59.11.22	多摩区登戸1416	長念寺	絵画
13	重要文化財	旧井岡家住宅 附 旧柱等部材11丁	1棟	S61.11.28	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物

No.	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
14	重要文化財	旧岩澤家住宅	1棟	S61.11.28	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
15	重要文化財	旧菅原家住宅 附 祈祷札1枚	1棟	H1.2.10	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
16	重要文化財	木造虚空蔵菩薩立像	1軀	H4.11.20	高津区千年354	能満寺	彫刻
17	重要文化財	旧山田家住宅	1棟	H9.2.10	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
18	無形民俗文化財	沖縄民俗芸能		S51.10.19	川崎区大島	川崎沖縄芸能研究会	無形民俗
19	無形民俗文化財	小向の獅子舞		H13.2.13	幸区小向(八幡大神)	小向獅子舞保存委員会	無形民俗
20	無形民俗文化財	菅の獅子舞		H13.2.13	多摩区菅(薬師堂)	菅獅子舞保存会	無形民俗
21	無形民俗文化財	初山の獅子舞		H13.2.13	宮前区菅生(菅生神社)	初山獅子舞保存会	無形民俗
22	史跡	子母口貝塚	898㎡	S32.2.19	高津区子母口54-148	川崎市	史跡
23	史跡	東高根遺跡	12,965㎡	S46.12.21	宮前区神木本町2丁目	川崎市	史跡
24	史跡	馬絹古墳	1基	S46.12.21	宮前区馬絹5-994-8	川崎市	史跡
25	史跡	西福寺古墳	1基	S55.9.16	高津区梶ヶ谷3-17	川崎市	史跡
26	天然記念物	東高根のシラカン林	28,748㎡	S46.12.21	宮前区神木本町2丁目	神奈川県	天然記念物
27	天然記念物	春日神社、常楽寺及びその周辺の樹叢	7,148.45㎡	H4.2.14	中原区宮内字白田耕地614-1他	常楽寺・春日神社他	天然記念物

市指定文化財 116件:建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書11、考古資料17、
史跡1、無形民俗文化財3、有形民俗文化財9、天然記念物1

No.	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
1	歴史記念物	絹本着色秀月禅尼画像	1幅	S36.9.18	多摩区登戸1416	長念寺	絵画
2	歴史記念物	板碑	1基	S39.10.20	川崎市市民ミュージアム所蔵	川崎市	考古資料
3	歴史記念物	泉沢寺文書	一括13点	S39.10.20	中原区上小田中7-20-5	泉沢寺	古文書
4	歴史記念物	絹本着色愛染明王像	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
5	歴史記念物	紙本着色菅公像	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
6	歴史記念物	絹本着色弘法大師像	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
7	歴史記念物	絹本着色聖童子会図	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
8	歴史記念物	絹本着色仙遊図	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
9	歴史記念物	絹本着色日輪大師像	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
10	歴史記念物	絹本着色毘沙門天像	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
11	歴史記念物	絹本着色不動明王像	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
12	歴史記念物	絹本着色文殊菩薩像	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
13	歴史記念物	絹本墨画梵字両界曼荼羅	1幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
14	歴史記念物	紙本着色両界曼荼羅図	2幅	S40.11.2	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
15	歴史記念物	紙本墨書愛蓮説	1幅	S41.11.15	川崎区大師町4-48	平間寺	書跡
16	歴史記念物	木造聖観世音菩薩立像	1軀	S41.11.15	高津区千年354	能満寺	彫刻
17	歴史記念物	木造釈迦如来坐像	1軀	S43.2.10	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
18	歴史記念物	木造聖観世音菩薩立像	1軀	S43.2.10	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
19	歴史記念物	木造十二神将立像	12軀	S43.2.10	宮前区野川本町3-4-4	影向寺	彫刻
20	歴史記念物	木造聖徳太子立像	1軀	S43.2.10	宮前区野川本町3-4-4	影向寺	彫刻
21	歴史記念物	木造二天立像	2軀	S43.2.10	宮前区野川本町3-4-4	影向寺	彫刻
22	歴史記念物	木造薬師如来両脇侍像	3軀	S43.2.10	多摩区長尾3-9-3	妙楽寺	彫刻
23	歴史記念物	青銅製鰐口	1口	S48.3.14	川崎市市民ミュージアム所蔵	川崎市	工芸
24	歴史記念物	木造国一禅師坐像 附 胎内納入銘札2枚	1軀	S49.2.19	多摩区菅仙谷1-14-1	寿福寺	彫刻
25	歴史記念物	木造十二神将立像 附 胎内納入銘札101枚	12軀	S49.2.19	中原区宮内4-12-14	常楽寺	彫刻
26	歴史記念物	木造兜跋毘沙門天立像	1軀	S49.2.19	麻生区岡上217	東光院	彫刻
27	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50.12.26	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
28	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50.12.26	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書

No.	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
29	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50.12.26	川崎市市民ミュージアム所蔵	川崎市	古文書
30	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50.12.26	川崎市市民ミュージアム所蔵	川崎市	古文書
31	歴史記念物	後北条氏の虎の印判状	1通	S50.12.26	川崎市市民ミュージアム所蔵	川崎市	古文書
32	歴史記念物	徳川氏奉行人連署奉書	1通	S57.9.28	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	古文書
33	歴史記念物	絹本着色地藏菩薩・二童子図	1幅	S59.10.30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
34	歴史記念物	絹本着色地藏菩薩図	1幅	S59.10.30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
35	歴史記念物	絹本着色仏涅槃図	1幅	S59.10.30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
36	歴史記念物	絹本着色両界曼荼羅図	2幅	S59.10.30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
37	歴史記念物	絹本墨画文殊大士像	1幅	S59.10.30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
38	歴史記念物	紙本一部金箔地着色柳・白鷺図屏風	六曲一双	S59.10.30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
39	歴史記念物	紙本金地着色秋草図屏風	二曲一隻	S59.10.30	川崎区大師町4-48	平間寺	絵画
40	歴史記念物	絹本墨画着色盤珪永琢画	1幅	S60.12.24	高津区新作3-27-1	薬師院	絵画
41	歴史記念物	紙本着色四十七士像	1幅	S60.12.24	幸区下平間183	称名寺	絵画
42	歴史記念物	紙本着色仏涅槃図	1幅	S60.12.24	多摩区菅馬場2-20-1	玉林寺	絵画
43	歴史記念物	紙本墨画着色松寿弁才天図	1幅	S60.12.24	多摩区宿河原3-11-3	常照寺	絵画
44	歴史記念物	石造小林正利坐像	1軀	S60.12.24	中原区下小田中5-3-15	全龍寺	彫刻
45	歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺境内相撲図	1面	S60.12.24	宮前区馬絹2-9-1	泉福寺	絵画
46	歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺薬師会図	1面	S60.12.24	宮前区馬絹2-9-1	泉福寺	絵画
47	歴史記念物	木造阿弥陀如来坐像	1軀	S60.12.24	麻生区高石2-6-1	法雲寺	彫刻
48	歴史記念物	木造阿弥陀如来立像	1軀	S60.12.24	多摩区登戸1416	長念寺	彫刻
49	歴史記念物	木造釈迦如来坐像	1軀	S60.12.24	中原区上丸子八幡町1522	大楽院	彫刻
50	歴史記念物	木造不動明王及び二童子	3軀	S60.12.24	多摩区登戸1253	光明院	彫刻
51	歴史記念物	木造増田孝清坐像 附 胎内納入銘札1枚	1軀	S60.12.24	高津区千年354	能満寺	彫刻
52	歴史記念物	木造薬師如来坐像	1軀	S60.12.24	宮前区神木本町1-8-1	等覚院	彫刻
53	歴史記念物	絹本着色聖徳太子像	1幅	S61.8.28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
54	歴史記念物	絹本着色浄土七高祖連座像	1幅	S61.8.28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
55	歴史記念物	絹本着色親鸞聖人像	1幅	S61.8.28	高津区二子1-10-10	光明寺	絵画
56	歴史記念物	銅造阿弥陀如来立像	1軀	S61.8.28	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	彫刻
57	歴史記念物	木造四天立像	4軀	S61.8.28	中原区上小田中7-20-5	泉澤寺	彫刻
58	歴史記念物	豊臣秀吉の禁制	1通	S63.2.19	麻生区	個人	古文書
59	歴史記念物	板碑	1基	S63.11.29	高津区久末375	妙法寺	考古資料
60	歴史記念物	弘法大師道標	1基	S63.11.29	川崎区大師町4-48	平間寺	建造物
61	歴史記念物	手洗石	1基	S63.11.29	川崎区宮本町7-7	稻毛神社	建造物
62	歴史記念物	長弘寺本堂 附 木銘札 1枚 本堂向拝中備龍彫刻 1	1棟	H2.1.23	幸区南加瀬3-24-16	長弘寺	建造物
63	歴史記念物	長念寺庫裏	1棟	H2.1.23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物
64	歴史記念物	長念寺山門 附 棟札1枚	1棟	H2.1.23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物
65	歴史記念物	長念寺本堂 附 棟札 1枚 木銘札 1枚	1棟	H2.1.23	多摩区登戸1416	長念寺	建造物
66	歴史記念物	日枝神社本殿 附 棟札1枚 山王社境内絵図1枚	1棟	H2.1.23	中原区上丸子山王町1-1455	日枝神社	建造物
67	歴史記念物	沖永良部の高倉	1棟	H7.1.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
68	歴史記念物	蚕影山祠堂 附 棟札 1枚 手洗石 1基	1棟	H7.1.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物

No.	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
69	歴史記念物	水車小屋	1棟	H7.1.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
70	歴史記念物	菅の船頭小屋 附 道標 2基	1棟	H7.1.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
71	歴史記念物	棟持柱の木小屋	1棟	H7.1.24	多摩区枳形7-1-1 (日本民家園)	川崎市	建造物
72	歴史記念物	紙本墨画淡彩仙女図	2幅	H7.1.24	川崎市市民ミュージ アム所蔵	川崎市	絵画
73	歴史記念物	紙本着色閻魔府之図	1幅	H8.1.25	幸区塚越2-118	東明寺	絵画
74	歴史記念物	紙本着色五趣生死輪図	1幅	H8.1.25	多摩区長尾3-9-3	妙楽寺	絵画
75	歴史記念物	紙本着色地藏菩薩及び十 王図	11幅1 組	H8.1.25	川崎区大師本町 10-22	明長寺	絵画
76	歴史記念物	泉澤寺本堂 附 造営文書 2点	1棟	H8.1.25	中原区上小田中7- 20-5	泉澤寺	建造物
77	歴史記念物	子之神社本殿	1棟	H8.1.25	多摩区菅北浦5-4- 1	子之神社	建造物
78	歴史記念物	白山神社本殿	1棟	H8.1.25	麻生区白山4-3-1	白山神社	建造物
79	歴史記念物	有馬古墓群後谷戸グルー プ古墓出土火葬骨蔵器 附 坏 19箇	3組3箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
80	歴史記念物	有馬古墓群台板上グルー プ古墓出土火葬骨蔵器 附 簪状骨製品 1本	3組7箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
81	歴史記念物	生田古墓群生田8601番 地古墓出土火葬骨蔵器 附 鹿角製刀子柄 1本	2組4箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
82	歴史記念物	生田古墓群鷺鷥沼古墓出 土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚	1組2箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
83	歴史記念物	菅生古墓群長沢1822番 地古墓出土火葬骨蔵器	2組4箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
84	歴史記念物	野川古墓群野川南耕地A 地点古墓出土火葬骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚 鉄釘 13本	1組2箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
85	歴史記念物	稗原古墓群A地点古墓出 土火葬骨蔵器 附 和銅開寶 1枚	1組2箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
86	歴史記念物	旧佐地家門・供待・塀	1棟	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	建造物
87	歴史記念物	細山坂東谷古墓出土火葬 骨蔵器 附 鉄板状製品 1枚 簪状骨製品 2本	4組9箇	H9.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
88	歴史記念物	平川家文書	一括	H10.2.24	川崎区	個人	古文書
89	歴史記念物	旧原家住宅 附 棟札 1枚 居宅新築諸職人控・居 宅 上棟式諸事控 1冊	1棟	H13.1.23	①旧原家住宅・棟札 多摩区枳形7-1-1 (日本民家園) ②職人控・諸事控 川崎市市民ミュージ アム所蔵	川崎市	建造物
90	歴史記念物	古筆手鑑「披香殿」	1帖	H14.3.19	川崎市市民ミュージ アム所蔵	川崎市	書跡
91	歴史記念物	无射志国荏原評銘文字瓦	1点	H15.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
92	歴史記念物	寿福寺大般若経	600巻	H16.12.14	多摩区菅仙谷1-14-1	寿福寺	典籍
93	歴史記念物	万福寺遺跡群縄文時代草 創期出土品	一括	H20.4.22	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
94	歴史記念物	関東下知状 附 極札 1枚	1通	H21.4.28	川崎市教育委員会 保管	川崎市	古文書
95	歴史記念物	宿河原縄文時代低地遺跡 出土品	一括	H21.4.28	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
96	歴史記念物	下原遺跡縄文時代後・晩 期出土品	一括	H22.4.27	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
97	歴史記念物	梶ヶ谷神明社上遺跡出土 品	一括	H23.6.14	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
98	歴史記念物	安藤家長屋門	1棟	H24.11.27	中原区	個人	建造物
99	歴史記念物	鷲ヶ峰遺跡旧石器時代出 土品	一括	H28.6.23	川崎市教育委員会 保管	川崎市	考古資料
100	歴史記念物	深瀬家長屋門	1棟	H29.6.30	幸区	個人	建造物

No.	種別	件名	員数	指定年月日	所在地	所有者	備考
101	歴史記念物	北条家虎朱印状 辛未八月二十日付北条 家虎朱印状 己丑八月晦日付北条家 虎朱印状	2通	H30.4.24	麻生区	個人	古文書
102	習俗芸芸	囃子曲持		S53.7.7	中原区新城中町4- 14 (新城神社)	新城郷土芸能 囃子曲持保存会	無形民俗
103	習俗芸芸	禰宜舞		S59.10.30	宮前区平4-6-1 (白幡八幡大神)	禰宜舞保存会	無形民俗
104	習俗芸芸	川崎大師引声念仏・双盤 念仏		H31.2.8	川崎区大師町4-48 (川崎大師)	川崎大師双盤 講	無形民俗
105	郷土資料	獅子頭 附 仲立面 1面	3頭	S36.9.18	宮前区初山	初山獅子舞保 存会	有形民俗
106	郷土資料	獅子頭	3頭	S48.3.14	川崎市市民ミュージ アム所蔵	川崎市	有形民俗
107	郷土資料	南河原雨乞獅子頭 附 附属用具一式	3頭	S58.12.21	幸区都町4-2	延命寺	有形民俗
108	郷土資料	庚申塔	1基	S63.11.29	多摩区長沢1-29	盛源寺	有形民俗
109	郷土資料	庚申塔 附 石造鉢形香炉1基	1基	S63.11.29	川崎区堀之内11- 7	真福寺	有形民俗
110	郷土資料	庚申塔(石燈籠)	1基	S63.11.29	幸区小倉2-7-1	無量院	有形民俗
111	郷土資料	六字名号塔	1基	S63.11.29	川崎区大師町4-48	平間寺	有形民俗
112	郷土資料	大師河原の漁撈具	一括	H11.2.23	川崎市市民ミュージ アム所蔵	川崎市	有形民俗
113	郷土資料	遊山慕仙詩碑	1基	R1.7.23	川崎区大師町4-48	平間寺	有形民俗
114	史跡	春日神社・薬師堂・常楽寺 境内及びその周辺	7,148. 45㎡	S44.12.4	中原区宮内614-1 他	常楽寺・春日 神社他	史跡
115	天然記念物	パラステゴドン象歯化石	1点	S48.3.14	多摩区枳形7-1-2 (青少年科学館)	川崎市	天然記念 物
116	歴史記念物	文永四年銘阿弥陀如来種 子板碑	1基	R4.3.23	麻生区岡上2-12-1	東光院	考古資料

国登録文化財 7件:登録有形文化財5、登録記念物2

	種別	件名	員数	登録年月日	所在地	所有者	備考
1	登録有形文化財	二ヶ領用水久地円筒分水	1件	H10.6.9	高津区久地1-34 -25	川崎市	建造物
2	登録有形文化財	川崎河港水門	1件	H10.9.25	川崎区港町66地先	川崎市	建造物
3	登録有形文化財	昭和電工川崎事業所本 事務所	1件	H11.9.7	川崎区扇町5-1	昭和電工(株)川 崎事業所	建造物
4	登録有形文化財	旧原家住宅稻荷社	1件	R1.12.5	中原区小杉陣屋町 1-561-11他	個人	建造物
5	登録有形文化財	旧原家住宅表門	1件	R1.12.5	中原区小杉陣屋町 1-561-7	個人	建造物
6	登録記念物	禅寺丸柿	7本	H19.7.26	麻生区王禅寺940 他	王禅寺・個人	動植物・ 鉱物関係
7	登録記念物	二ヶ領用水	76,386 .43㎡	R2.3.10	中原区木月住吉町 1956番1外 91筆等	川崎市	遺跡関係

県選択無形民俗文化財 1件

	種別	件名	員数	選択年月日	所在地	保存団体	備考
1	選択無形民 俗文化財	川崎山王祭りの宮座式		H3.2.8	川崎区宮本町(稻毛 神社)	稻毛神社氏子 総代会	

(2) 地域文化財一覧表

(令和5年4月1日現在)

	名 称	種 別	所在地／主な活動場所	決定年度
1	大師稻荷神社本殿及び拝殿	有形文化財(建造物)	川崎区中瀬	令和4年度
2	若宮八幡宮境内の石橋	有形文化財(建造物)	川崎区大師駅前	令和4年度
3	絹本着色釈迦三尊十六善神像	有形文化財(絵画)	川崎区大師本町	平成30年度
4	あのかち式ポンプ	有形文化財(歴史資料)	川崎区塩浜	平成30年度
5	芭蕉「麦の穂を」の句碑	有形文化財(歴史資料)	川崎区日進町	令和元年度
6	大島八幡神社新田開発の碑	有形文化財(歴史資料)	川崎区大島	令和4年度
7	大島八幡神社温故知新の碑	有形文化財(歴史資料)	川崎区大島	令和4年度
8	吉澤寅之助筆伝桃命名由来の扇面	有形文化財(歴史資料)	川崎区大島	令和4年度
9	川崎大師平間寺海苔養殖紀功之碑	有形文化財(歴史資料)	川崎区大師町	令和4年度
10	川崎大師平間寺九橋の碑	有形文化財(歴史資料)	川崎区大師町	令和4年度
11	川崎大師平間寺種梨遺功碑	有形文化財(歴史資料)	川崎区大師町	令和4年度
12	中島八幡神社囃子	無形民俗文化財	川崎区中島	平成30年度
13	川崎稲毛神社山王囃子	無形民俗文化財	川崎区宮本町	平成30年度
14	若宮八幡宮神楽	無形民俗文化財	川崎区大師駅前	平成30年度
15	大師古民謡	無形民俗文化財	川崎区大師駅前	平成30年度
16	若宮八幡宮囃子	無形民俗文化財	川崎区大師駅前	平成30年度
17	川中島囃子	無形民俗文化財	川崎区川中島	平成30年度
18	川崎古式消防	無形民俗文化財	川崎区／全区	平成30年度
19	藤崎の石造願掛地蔵尊像	有形民俗文化財	川崎区中島	令和元年度
20	水神社の石造道祖神	有形民俗文化財	川崎区殿町	令和4年度
21	田町稻荷神社の手水石	有形民俗文化財	川崎区田町	令和4年度
22	塩釜神社の狛犬	有形民俗文化財	川崎区塩浜	令和4年度
23	大島八幡神社の狛犬	有形民俗文化財	川崎区大島	令和4年度
24	長十郎梨	記念物(動植物関係)	川崎区川中島	令和元年度
25	伝十郎桃	記念物(動植物関係)	川崎区藤崎	平成30年度
26	稲毛神社御神木大銀杏	記念物(動植物関係)	川崎区宮本町	令和3年度
27	木造地藏菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	幸区神明町	平成30年度
28	銅造千手観音坐像懸仏	有形文化財(彫刻)	幸区神明町	平成30年度
29	記念碑「樋誌」	有形文化財(歴史資料)	幸区塚越	令和元年度
30	陸軍第101連隊(通称東部62部隊)関係名簿	有形文化財(歴史資料)	幸区小倉	令和元年度
31	陸軍東部62部隊兵士のハガキ	有形文化財(歴史資料)	幸区小倉	令和4年度
32	御幸中学校三樹苑記念碑	有形文化財(歴史資料)	幸区戸手	令和3年度
33	戸手中部囃子	無形民俗文化財	幸区紺屋町	平成30年度
34	石造本田地蔵尊像	有形民俗文化財	幸区紺屋町	令和元年度
35	秩父順禮供養塔(道標)	有形民俗文化財	幸区神明町	平成30年度
36	御嶽神社道標	有形民俗文化財	幸区塚越	令和元年度
37	古川神明神社庚申塔	有形民俗文化財	幸区古川町	令和元年度
38	塚越古墳	記念物(遺跡関係)	幸区塚越	令和元年度
39	神地神明神社社殿	有形文化財(建造物)	中原区上小田中	平成30年度
40	伝・八百八橋の橋板	有形文化財(建造物)	中原区上小田中	平成30年度
41	神地神明神社鳥居	有形文化財(建造物)	中原区上小田中	令和元年度
42	泉澤寺鐘楼	有形文化財(建造物)	中原区上小田中	令和元年度
43	本村稻荷神社祠	有形文化財(建造物)	中原区上小田中	令和3年度
44	大戸神社社殿	有形文化財(建造物)	中原区下小田中	平成30年度
45	ピンスケ大戸稲荷社	有形文化財(建造物)	中原区下小田中	平成30年度
46	紙本着色地獄絵図 附 紙本着色九相図	有形文化財(絵画)	中原区下小田中	平成30年度
47	絹本着色仏涅槃図	有形文化財(絵画)	中原区下小田中	平成30年度
48	安楽寺文書	有形文化財(古文書)	中原区下小田中	令和元年度
49	原家文書	有形文化財(古文書)	中原区等々力	平成30年度
50	内藤家文書	有形文化財(古文書)	中原区下小田中	令和2年度
51	海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊境界標柱	有形文化財(歴史資料)	中原区木月大町	令和元年度
52	陸軍軍用地境界標	有形文化財(歴史資料)	中原区木月住吉町	平成30年度
53	石碑「平和の礎」	有形文化財(歴史資料)	中原区下小田中	平成30年度
54	大戸神社石造11社合祀記念碑	有形文化財(歴史資料)	中原区下小田中	令和元年度
55	大戸神社板碑断片	有形文化財(考古資料)	中原区下小田中	令和元年度
56	ひとみ座乙女文楽	無形文化財	中原区井田	平成30年度
57	下小田中菊花会	無形民俗文化財	中原区下小田中	平成30年度
58	中丸子神明大神のおびしゃ	無形民俗文化財	中原区中丸子	平成30年度
59	神地祭囃子	無形民俗文化財	中原区上小田中	平成30年度
60	大戸神社祭囃子	無形民俗文化財	中原区下小田中	平成30年度
61	宮内祭囃子	無形民俗文化財	中原区宮内	平成30年度
62	大戸神社狛犬	有形民俗文化財	中原区下小田中	平成30年度
63	大戸神社宮殿入木造僧形立像	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和元年度
64	大戸神社石造八臂弁財天像塔	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和元年度
65	大戸神社庚申塔	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和元年度
66	大戸神社石造堅牢地神像塔	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和元年度
67	大戸神社石造八臂馬頭観音像塔	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和元年度

	名 称	種 別	所在地/主な活動場所	決定年度
68	大戸神社扁額	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和元年度
69	大戸神社石造天満宮塔	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和元年度
70	柳原の地藏尊像群	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和2年度
71	下小田中の齋の神の碑	有形民俗文化財	中原区下小田中	令和3年度
72	新城安養寺の力石	有形民俗文化財	中原区上新城	令和4年度
73	水川神社祠	有形文化財(建造物)	高津区宇奈根	令和元年度
74	神明神社祠	有形文化財(建造物)	高津区下作延	令和元年度
75	溝口神社水屋(手水舎)	有形文化財(建造物)	高津区溝口	令和元年度
76	溝口神社水神宮	有形文化財(建造物)	高津区溝口	令和元年度
77	橋樹神社社殿	有形文化財(建造物)	高津区子母口	平成30年度
78	新作八幡宮石柱	有形文化財(建造物)	高津区新作	平成30年度
79	新作八幡宮拝殿	有形文化財(建造物)	高津区新作	令和元年度
80	千年神社社務所	有形文化財(建造物)	高津区千年	令和元年度
81	能満寺本堂	有形文化財(建造物)	高津区千年	令和2年度
82	下作延神明神社幟支柱	有形文化財(建造物)	高津区下作延	令和2年度
83	上田文書	有形文化財(古文書)	高津区溝口	平成30年度
84	千年神社「敬し」の句碑	有形文化財(歴史資料)	高津区千年	令和4年度
85	津田山碑	有形文化財(歴史資料)	高津区下作延	令和元年度
86	津田興二氏頌徳碑	有形文化財(歴史資料)	高津区下作延	令和元年度
87	陸軍軍用地境界標	有形文化財(歴史資料)	高津区向ヶ丘	令和元年度
88	杉山神社追悼碑	有形文化財(歴史資料)	高津区末長	令和元年度
89	千年神社棟札	有形文化財(歴史資料)	高津区千年	令和元年度
90	下作延神明神社大震災記念額	有形文化財(歴史資料)	高津区下作延	令和2年度
91	杉山神社紀元二千六百年記念樹碑	有形文化財(歴史資料)	高津区末長	令和2年度
92	千年神社征清従軍記念碑	有形文化財(歴史資料)	高津区千年	令和2年度
93	杉山神社向拝敷石土留碑	有形文化財(歴史資料)	高津区末長	令和2年度
94	橋樹神社日本武の松の歌碑	有形文化財(歴史資料)	高津区子母口	令和3年度
95	橋樹神社橋比売命神廟の碑	有形文化財(歴史資料)	高津区子母口	令和3年度
96	宇奈根地区の稲荷講	無形民俗文化財	高津区宇奈根	令和元年度
97	下作灘子連	無形民俗文化財	高津区下作延	令和元年度
98	諏訪神社祭囃子	無形民俗文化財	高津区諏訪	平成30年度
99	水川神社の扁額	有形民俗文化財	高津区宇奈根	令和元年度
100	下作延神明神社手水鉢	有形民俗文化財	高津区下作延	平成30年度
101	神明神社幟(奉納五良大権現)	有形民俗文化財	高津区下作延	令和元年度
102	神明神社幟(奉獻神明宮)	有形民俗文化財	高津区下作延	令和元年度
103	新作八幡宮手水鉢	有形民俗文化財	高津区新作	令和元年度
104	末長杉山神社扁額(杉山大明神)	有形民俗文化財	高津区末長	平成30年度
105	末長杉山神社扁額(神明宮)	有形民俗文化財	高津区末長	平成30年度
106	末長杉山神社手水鉢	有形民俗文化財	高津区末長	平成30年度
107	末長杉山神社力石	有形民俗文化財	高津区末長	平成30年度
108	千年神社手水鉢	有形民俗文化財	高津区千年	令和元年度
109	杉山神社伊勢太々講記念奉納碑	有形民俗文化財	高津区末長	令和2年度
110	杉山神社伊勢太々奉奏記念碑	有形民俗文化財	高津区末長	令和2年度
111	千年神社石坂供養碑	有形民俗文化財	高津区千年	令和2年度
112	橋樹神社の狛犬	有形民俗文化財	高津区子母口	令和3年度
113	新作八幡宮の幟	有形民俗文化財	高津区新作	令和4年度
114	末長杉山神社の狛犬	有形民俗文化財	高津区末長	令和4年度
115	新作八幡宮の祭礼記録	有形民俗文化財	高津区新作	令和4年度
116	旧平瀬川の流路跡と中原堰の遺構	記念物(遺跡関係)	高津区溝口～二子	令和元年度
117	海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊地下壕	記念物(遺跡関係)	高津区久末	令和元年度
118	溝口神社長寿けやき	記念物(動植物関係)	高津区溝口	令和元年度
119	芭蕉「春の夜は」の句碑	有形文化財(歴史資料)	宮前区野川本町	令和元年度
120	お化け灯籠	有形文化財(歴史資料)	宮前区宮崎	平成30年度
121	影向寺影向石碑	有形文化財(歴史資料)	宮前区野川本町	令和3年度
122	木造女神坐像	有形文化財(彫刻)	宮前区野川本町	令和4年度
123	木造如来坐像	有形文化財(彫刻)	宮前区野川本町	令和4年度
124	土橋万作踊り	無形民俗文化財	宮前区土橋	平成30年度
125	有馬大正踊り八木節	無形民俗文化財	宮前区東有馬	平成30年度
126	白幡八幡大神平囃子	無形民俗文化財	宮前区平	平成30年度
127	影向寺手水石	有形民俗文化財	宮前区野川本町	令和元年度
128	影向寺力石	有形民俗文化財	宮前区野川本町	令和元年度
129	等覚院手洗鉢	有形民俗文化財	宮前区神木本町	平成30年度
130	「神功皇后と武内宿禰」の家型大絵馬	有形民俗文化財	宮前区菅生	平成30年度
131	王禅寺道の道標(庚申塔)	有形民俗文化財	宮前区神木本町	令和3年度
132	王禅寺道の馬頭観音(道標)	有形民俗文化財	宮前区土橋	令和3年度
133	馬絹平台の庚申塔	有形民俗文化財	宮前区馬絹	令和4年度
134	影向寺乳イチヨウ	記念物(動植物関係)	宮前区野川本町	令和2年度
135	堰稲荷神社社殿	有形文化財(建造物)	多摩区堰	平成30年度
136	堰稲荷神社稲荷社祠	有形文化財(建造物)	多摩区堰	令和元年度

	名 称	種 別	所在地/主な活動場所	決定年度
137	堰稲荷神社神明社祠	有形文化財(建造物)	多摩区堰	令和元年度
138	堰稲荷神社鳥居	有形文化財(建造物)	多摩区堰	令和元年度
139	中野島稲荷神社祠(文化6年銘)	有形文化財(建造物)	多摩区中野島	平成30年度
140	中野島稲荷神社祠(嘉永6年銘)	有形文化財(建造物)	多摩区中野島	平成30年度
141	中野島稲荷神社幟支柱	有形文化財(建造物)	多摩区中野島	平成30年度
142	中野島稲荷神社社殿	有形文化財(建造物)	多摩区中野島	令和元年度
143	長尾神社石祠	有形文化財(建造物)	多摩区長尾	令和2年度
144	旧小泉橋の桁と親柱	有形文化財(建造物)	多摩区登戸	令和2年度
145	木造蛙彫刻	有形文化財(彫刻)	多摩区登戸	平成30年度
146	堰稲荷神社半鐘	有形文化財(工芸品)	多摩区堰	令和元年度
147	堰稲荷神社鬼瓦	有形文化財(工芸品)	多摩区堰	令和2年度
148	菅村絵図	有形文化財(古文書)	多摩区菅	令和2年度
149	中野島稲荷神社御嶽山代参日待連名簿	有形文化財(古文書)	多摩区中野島	令和2年度
150	堰稲荷神社鑿井記念碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区堰	令和元年度
151	堰稲荷神社架橋記念碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区堰	令和元年度
152	中野島稲荷神社棟札	有形文化財(歴史資料)	多摩区中野島	令和元年度
153	算額	有形文化財(歴史資料)	多摩区栗谷	平成30年度
154	畑権助辞世碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区枳形	令和2年度
155	旧生田出張所明治三十七八年戦役記念碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区生田	令和2年度
156	旧生田出張所日露戦役陣亡軍人忠魂碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区生田	令和2年度
157	旧生田出張所慰霊碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区生田	令和2年度
158	中野島稲荷神社明治世七八年戦役記念碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区中野島	令和2年度
159	中野島稲荷神社二榎樹奉納碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区中野島	令和2年度
160	中野島稲荷神社献魂碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区中野島	令和2年度
161	堰稲荷神社日露戦役記念碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区堰	令和2年度
162	生田緑地D51形蒸気機関車	有形文化財(歴史資料)	多摩区枳形	令和2年度
163	大典記念修路之碑	有形文化財(歴史資料)	多摩区栗谷	令和3年度
164	長尾神社射的祭儀式記録	有形文化財(歴史資料)	多摩区長尾	令和3年度
165	登戸敬神講	無形民俗文化財	多摩区登戸	平成30年度
166	宿河原囃子	無形民俗文化財	多摩区宿河原	平成30年度
167	五反田節	無形民俗文化財	多摩区生田	平成30年度
168	菅祝唄	無形民俗文化財	多摩区菅稲田堤	平成30年度
169	登戸古民謡	無形民俗文化財	多摩区登戸	平成30年度
170	登戸台和地区の歳の神	無形民俗文化財	多摩区登戸	令和元年度
171	長尾神社射的祭	無形民俗文化財	多摩区長尾	令和3年度
172	中野島稲荷神社手水鉢	有形民俗文化財	多摩区中野島	平成30年度
173	中野島稲荷神社扁額(明和9年銘)	有形民俗文化財	多摩区中野島	平成30年度
174	中野島稲荷神社扁額(安政5年銘)	有形民俗文化財	多摩区中野島	平成30年度
175	中野島稲荷神社厨子	有形民俗文化財	多摩区中野島	令和元年度
176	中野島稲荷神社木造白狐像	有形民俗文化財	多摩区中野島	令和元年度
177	蚕影山祠堂関係資料	有形民俗文化財	多摩区枳形	平成30年度
178	堰稲荷神社扁額	有形民俗文化財	多摩区堰	令和2年度
179	榎戸の庚申塔	有形民俗文化財	多摩区登戸	令和2年度
180	長尾神社の手水鉢	有形民俗文化財	多摩区長尾	令和3年度
181	登戸光明院の六字名号塔群	有形民俗文化財	多摩区登戸	令和3年度
182	旧陸軍登戸研究所の遺構群	記念物(遺跡関係)	多摩区東三田	平成30年度
183	五反田川の甌穴群	記念物(地質鉱物関係)	多摩区生田	令和元年度
184	捨馬禁止の高札	有形文化財(歴史資料)	麻生区上麻生	令和元年度
185	徒党禁止の高札	有形文化財(歴史資料)	麻生区上麻生	令和元年度
186	上・下地区のどんど焼き	無形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
187	谷戸地区のどんど焼き	無形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
188	川井田地区のどんど焼き	無形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
189	麻生不動院のだるま市	無形民俗文化財	麻生区下麻生	令和4年度
190	琴平神社手水舎	有形民俗文化財	麻生区王禅寺	令和元年度
191	琴平神社本殿狛犬	有形民俗文化財	麻生区王禅寺	令和元年度
192	鳥海家大工道具	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和元年度
193	香林寺最勝散版木	有形民俗文化財	麻生区細山	令和元年度
194	向原の石造弁財天像	有形民俗文化財	麻生区向原	平成30年度
195	西光寺の石薬師	有形民俗文化財	麻生区黒川	令和3年度
196	川井田の辻のセエノカミ(賽の神)	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
197	川井田の辻の地藏菩薩	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
198	川井田の辻の巡拝塔	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
199	川井田の辻の馬頭観音	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
200	川井田の畑の巡拝塔	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
201	川井田の畑の庚申塔	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
202	本村橋の袂の馬頭観音	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
203	谷戸の地藏念仏供養塔	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
204	谷戸の辻の庚申塔	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
205	谷戸の辻の光明真言供養塔	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度

	名 称	種 別	所在地／主な活動場所	決定年度
206	谷戸の辻の巡礼塔	有形民俗文化財	麻生区岡上	令和3年度
207	千代ヶ丘小学校五色八重咲散椿	記念物(動植物関係)	麻生区千代ヶ丘	令和4年度
208	旧神谷齒科	有形文化財(建造物)	麻生区片平	令和3年度
209	金神神社木造大黒天像	有形文化財(彫刻)	麻生区白鳥	令和元年度
210	志村家文書	有形文化財(古文書)	麻生区王禅寺東	平成30年度
211	宮野家文書	有形文化財(古文書)	麻生区岡上	令和元年度
212	梶家文書	有形文化財(古文書)	麻生区岡上	令和元年度
213	鳥海家文書	有形文化財(古文書)	麻生区岡上	令和元年度